

第10次高齢者保健福祉計画

第9期介護保険事業計画

令和6年度～令和8年度
(2024年度～2026年度)

令和6年3月
東 金 市

はじめに

介護を必要とする人を社会全体で支える社会保険制度として平成12年にスタートした介護保険は、24年が経過する現在までの間において、サービス利用者数は約3倍となった一方、サービスの提供基盤は着実に整備され、高齢者の暮らしを支えるものとして、定着・発展してまいりました。



そして、総人口が減少に転じるなか、高齢者数は今後も増加が見込まれております。いわゆる団塊の世代が85歳以上に、団塊ジュニア世代が65歳以上となる令和22年(2040年)頃には、現役世代人口は減少し、高齢人口はピークを迎えるとともに、介護ニーズの高い85歳以上人口が急速に増加することが見込まれております。そうしたことから、持続可能な制度の維持、高齢者の自立支援と要介護状態の重度化防止、地域の状況に応じた介護基盤の整備、高齢者介護を支える人的基盤の確保などが重要です。

今回策定いたしました、「第10次高齢者保健福祉計画・第9期介護保険事業計画」は、令和6年度から令和8年度までを計画期間とし、国の基本指針やガイドラインに沿いながら、人と人、人と社会がつながり、一人ひとりが生きがいや役割を持ち、助け合いながら暮らしていくことのできる包括的な社会、いわゆる地域共生社会の実現を図るため、包括的な支援体制の構築等の社会福祉基盤の整備とあわせて、地域包括ケアシステムの推進や地域づくり等に一体的に取り組むまいと考えております。

今後も本計画をもとに、市民の皆様や関係機関の方々と連携しながら、取組を推進していく所存でございますので、より一層のご理解とご協力を賜りますようお願いいたします。

結びに、本計画の策定にあたり、慎重、かつ、熱心なご審議をいただきました東金市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画懇話会委員の皆様をはじめ、各種アンケート調査等に貴重なご意見をいただきました市民の皆様及び関係者の皆様に心よりお礼申し上げます。

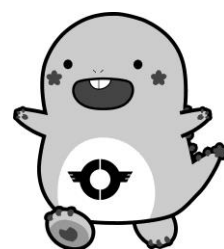
令和6年3月

東金市長 鹿間 陸郎

目 次

第1章 計画の策定にあたって	1
1 計画策定の背景.....	1
2 関係法の改定・制定の動向.....	2
3 計画の位置付け	4
4 計画の期間.....	6
5 計画の策定について	6
 第2章 高齢者を取り巻く現状.....	7
1 人口・世帯の現状	7
2 介護保険サービスの利用状況	12
3 アンケート調査結果の概要.....	17
4 前期計画のふりかえり.....	29
 第3章 基本理念及び施策の体系	35
1 中長期的視野でみる高齢者の予測	35
2 基本理念.....	37
3 基本目標.....	38
4 日常生活圏域について	40
5 施策の体系.....	42
 第4章 施策の展開	45
1 健康で自立した生活を継続できるまち.....	45
2 住み慣れた地域で支え合いながら暮らせるまち.....	52
3 高齢者にやさしい地域づくりの推進.....	61
4 介護サービスの充実と制度の安定的運営.....	68

第5章 介護保険サービスの見込み	71
1 サービス見込量の算出手順	71
2 総人口及び高齢者人口等の推計	72
3 居宅・介護予防サービス	74
4 施設サービス	80
5 地域密着型サービス	81
6 市町村特別給付	84
7 介護予防・日常生活支援総合事業	85
8 保険料の算定	87
 第6章 介護保険制度の円滑な運営	 93
1 施設整備計画	93
2 介護給付適正化の方針	94
3 円滑な事業運営の推進	95
4 計画の進行管理	97
 資料	 99



東金市マスコットキャラクター
とっちー

第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の背景

我が国の高齢者人口は年々増加を続け、内閣府の発表では、令和4年10月現在において、総人口1億2,495万人に対し、65歳以上の人口が3,624万人、割合にして29.0%となっています。今後もさらに増加することが想定され、いわゆる団塊の世代が85歳以上になり、団塊ジュニア世代が65歳以上となる令和22年(2040年)頃には、高齢者人口がピークを迎え、介護・医療のニーズを有する高齢者の増加とともに、生産年齢人口の急速な減少も想定されています。

国は、令和22年(2040年)を見据え、医療・介護の複合的ニーズを有する慢性疾患等的高齢者の増加を踏まえた介護サービス基盤の中長期的な計画的整備とともに、地域包括ケアシステムの深化・推進に向けた取組や介護人材の確保と介護現場の生産性の向上を図るものとしています。また、令和5年には認知症の人が尊厳を保持しつつ希望を持って暮らすことができるよう、認知症施策を総合的かつ計画的に推進する「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」が制定されました。

本市ではこれまで、令和3年度から令和5年度までの東金市第9次高齢者保健福祉計画・第8期介護保険事業計画において、高齢者が、可能な限り住み慣れた地域で自分らしく暮らし続けることができるよう、地域包括ケアシステムの構築、推進を目指す施策を進めてきました。

本計画は、国の方向性及び市の現状を踏まえ、地域共生社会の実現に向けて、地域包括ケアシステムの深化・推進を一層図り、多様なニーズに応じた高齢者保健福祉施策及び介護保険事業の充実に努め、誰もが高齢になっても暮らしやすいまちを目指して、令和6年度から令和8年度までの3年間を計画期間とする「第10次高齢者保健福祉計画・第9期介護保険事業計画」として策定するものです。

2 関係法の改定・制定の動向

(1)第9期介護保険事業計画に係る基本指針

国においては、介護保険法第116条第1項の規定に基づき、介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を確保するための基本的な指針を定め、市町村はこの基本指針に即して、3年を1期とする介護保険事業計画を定めることとされています。

本計画期間中にいわゆる団塊の世代が全員75歳以上となる令和7年(2025年)を踏まえ、今後、高齢者人口がピークを迎える令和22年(2040年)を見据え、具体的な施策や目標について、優先順位を検討したうえで、介護保険事業計画に定めることが求められています。

国は、第9期介護保険事業計画において記載を充実する事項として、次の3項目をあげています。

① 介護サービス基盤の計画的な整備

- 中長期的な地域の人口動態や介護ニーズの見込み等を適切に捉えて、地域の実情に応じて介護サービス基盤を計画的に確保していく必要性
- 医療・介護を効率的かつ効果的に提供する体制の確保、医療・介護の連携強化
- 居宅要介護者の様々な介護ニーズに柔軟に対応できるよう、複合的な在宅サービスの整備を推進することの重要性
- 居宅要介護者の在宅生活を支える定期巡回・随時対応型訪問介護看護、小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護など地域密着型サービスのさらなる普及 など

② 地域包括ケアシステムの深化・推進に向けた取組

- 総合事業の充実化について、第9期計画に集中的に取り組む重要性
- 地域リハビリテーション支援体制の構築の推進
- 認知症高齢者の家族など家族介護者支援の取組
- 地域包括支援センターの業務負担軽減と質の確保、体制整備等
- 高齢者虐待防止の一層の推進 など

③ 地域包括ケアシステムを支える介護人材確保及び介護現場の生産性向上の推進

- ケアマネジメントの質の向上及び人材確保 など
- 介護現場の生産性向上に資する様々な支援・施策に総合的に取り組む重要性
- 文書負担軽減に向けた具体的な取組
- 介護認定審査会の簡素化や認定事務の効率化に向けた取組の推進 など

出典：社会保障審議会 介護保険部会(第107回 令和5年7月10日)資料より

(2)全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律(令和5年法律第31号)

全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するため、出産育児一時金に係る後期高齢者医療制度からの支援金の導入、後期高齢者医療制度における後期高齢者負担率の見直し、前期財政調整制度における報酬調整の導入、医療費適正化計画の実効性の確保のための見直し、かかりつけ医機能が発揮される制度整備、介護保険者による介護情報の収集・提供等に係る事業の創設等の措置を講ずるため、健康保険法等の一部を改正する法律が成立しました。

【介護保険関係の主な改正事項】

① 介護情報基盤の整備

○介護保険者が被保険者等に係る医療・介護情報の収集・提供等を行う事業を医療保険者と一体的に実施 など

② 介護サービス事業者の財務状況等の見える化

○介護サービス事業所等の詳細な財務状況等を把握して政策立案に活用するため、事業者の事務負担にも配慮しつつ、財務状況を分析できる体制を整備 など

③ 介護サービス事業所等における生産性の向上に資する取組に係る努力義務

○介護現場における生産性の向上に関して、都道府県を中心に一層取組を推進 など

④ 看護小規模多機能型居宅介護のサービス内容の明確化

○看護小規模多機能型居宅介護について、サービス内容の明確化等を通じて、さらなる普及を進める など

⑤ 地域包括支援センターの体制整備等

○地域包括ケアの拠点である地域包括支援センターが期待される役割を効果的に発揮するための体制整備 など

(3)共生社会の実現を推進するための認知症基本法(令和5年法律第65号)

我が国における急速な高齢化の進展に伴い認知症の人が増加している現状等に鑑み、認知症の人が尊厳を保持しつつ希望を持って暮らすことができるよう、認知症に関する施策に関し、基本理念を定め、国、地方公共団体等の責務を明らかにし、認知症施策の推進に関する計画の策定について定めるとともに、認知症施策の基本となる事項を定めること等により、認知症施策を総合的かつ計画的に推進し、認知症の人を含めた国民一人ひとりがその個性と能力を十分に発揮し、相互に人格と個性を尊重しつつ支え合いながら共生する活力ある社会の実現を推進することを目的とする法律が成立しました。

3 計画の位置付け

(1)法令の根拠

本計画は、老人福祉法第20条の8の規定に基づく「高齢者保健福祉計画」(法律上の名称は「市町村老人福祉計画」と、介護保険法第117条の規定に基づく「市町村介護保険事業計画」を一体的に策定するもので、本市における高齢者福祉施策及び介護保険事業を総合的かつ計画的に進めるための基本となる計画です。

○東金市高齢者保健福祉計画(第10次) …老人福祉法 第20条の8

本市が実施・展開する高齢者福祉サービス等を中心に、中長期的な展望に基づく、高齢者施策を示します。

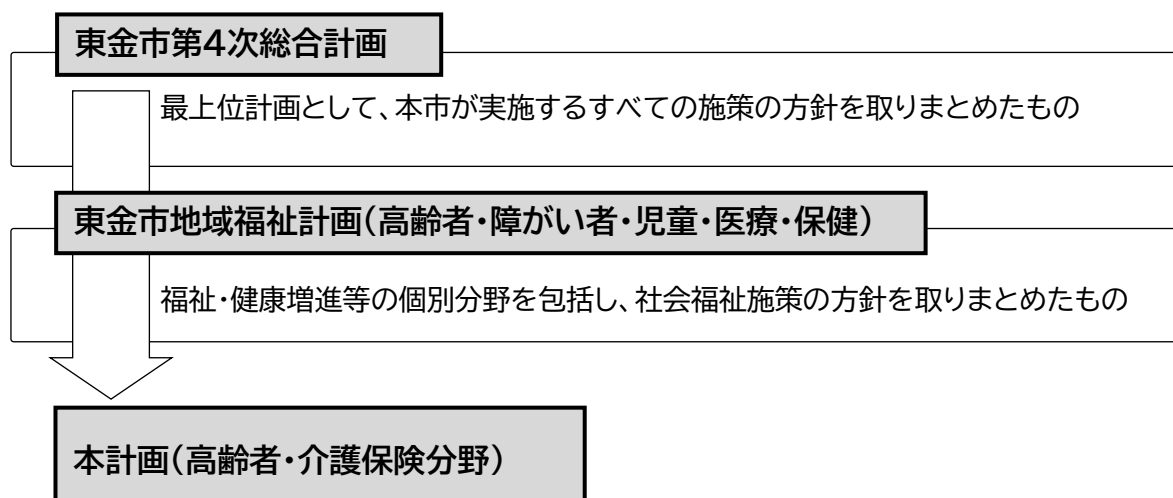
○東金市介護保険事業計画(第9期) …介護保険法 第117条

国が示す基本指針に基づき、本市における介護保険事業の方向性及び推計事業量を示します。

(2)他の計画との関係

本計画においては、関連する法制度、国・千葉県の高齢者福祉及び介護保険に関する計画との整合を図ります。また、市政の基本指針である総合計画や、福祉分野に関する総合的な計画である地域福祉計画のほか、障がい者計画、障がい福祉計画・障がい児福祉計画、とうがね健康プラン21等の福祉や健康増進等に関する計画との整合性と連携を図ります。

■本計画の位置付け■



(3)本計画におけるSDGs

^{エスディーゼーズ}
SDGs(持続可能な開発目標)とは、2015年の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」にて記載された、2030年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標です。

17のゴールと169のターゲットから構成され、地球上の「誰一人取り残さない」ことを誓うもので、我が国においても、国や地方公共団体、企業などが、その実現に向けて取り組んでいます。

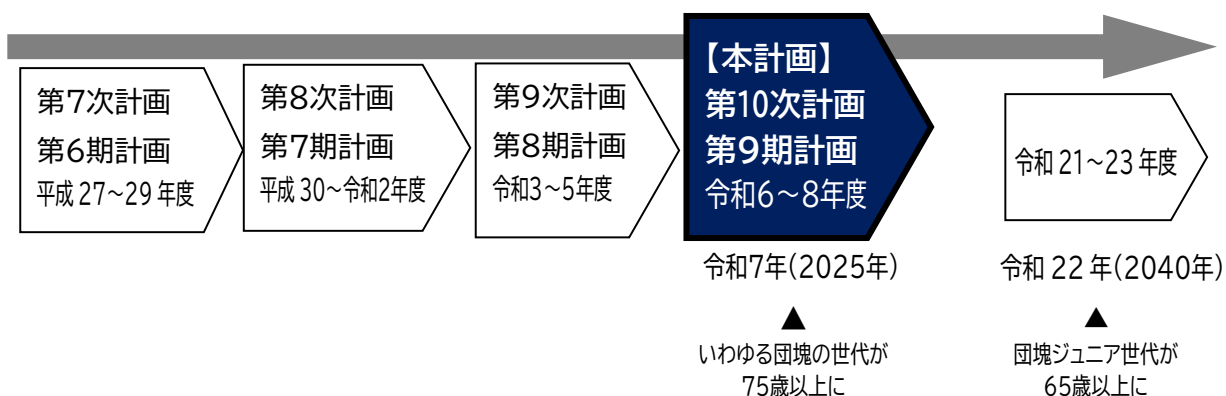
本計画においても、「3 すべての人に健康と福祉を」、「8 働きがいも経済成長も」、「11 住み続けられるまちづくりを」を中心として、SDGsの理念を意識した施策の推進をしていきます。



4 計画の期間

「高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」は、介護保険法の規定により、3年を1期として定める必要があることから、この計画の期間は、令和6年度から令和8年度までの3年間とします。

〈令和22年(2040年)に向けた中長期的な見通し〉



5 計画の策定について

(1)計画の策定体制

本計画の策定にあたり、保健・医療関係者、社会福祉関係者、学識経験者、介護保険被保険者の代表者などで構成する「東金市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画懇話会」による協議・検討を行いました。

(2)高齢者等実態調査の実施

高齢者の生活実態や、介護保険サービス利用者の利用状況・利用意向など、計画を策定するための基礎的な資料を得るために、「介護予防・日常生活圏域ニーズ調査」、「在宅介護実態調査」、「介護人材実態調査」等を実施しました。

(3)パブリックコメントの実施

○意見募集期間 令和6年2月16日～3月16日

○意見の件数 0件

第2章 高齢者を取り巻く現状

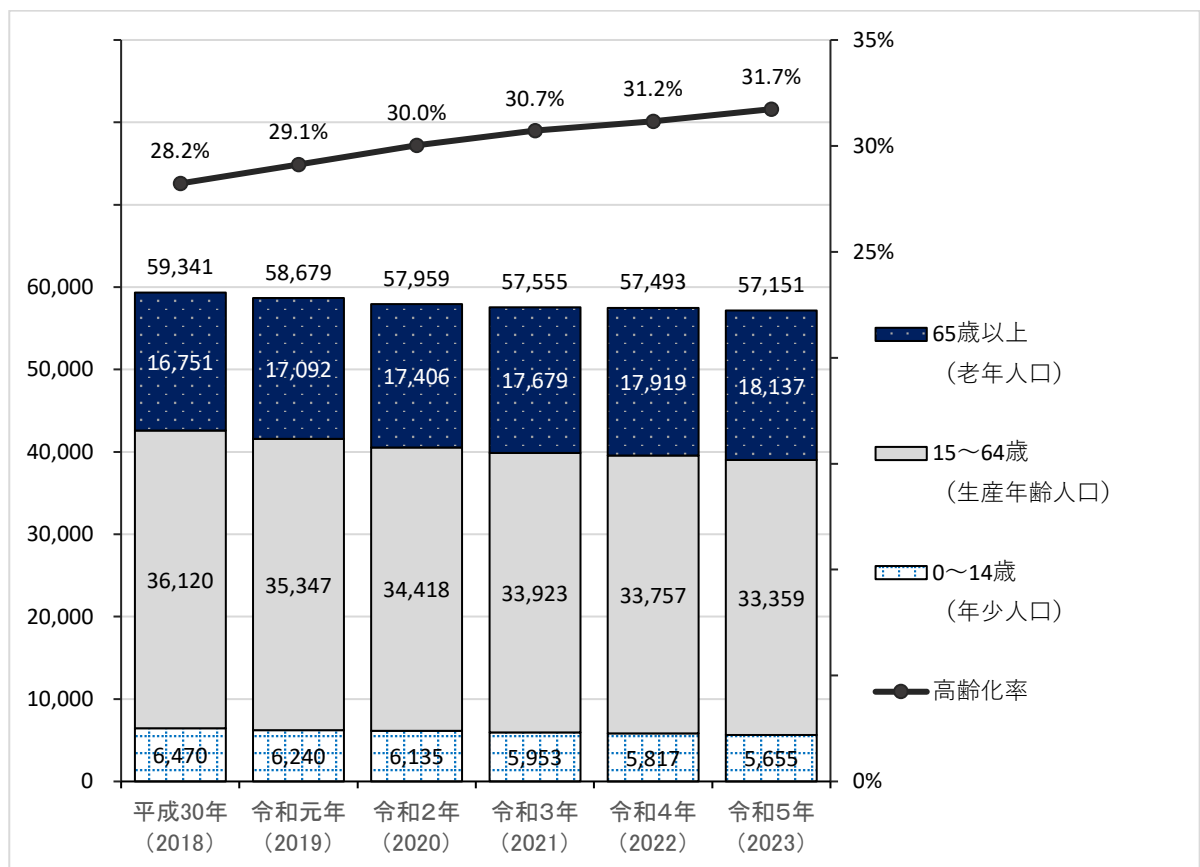
1 人口・世帯の現状

(1) 総人口・高齢者人口の状況

① 総人口の推移

本市の総人口は、平成30年以降、微減で推移しています。年少人口、生産年齢人口は減少傾向となっているものの、高齢者人口(老年人口)は増加傾向で推移しています。令和5年9月末日現在、総人口57,151人に対して、高齢者人口は18,137人、高齢化率は31.7%となっています。

■年齢区分別人口の推移



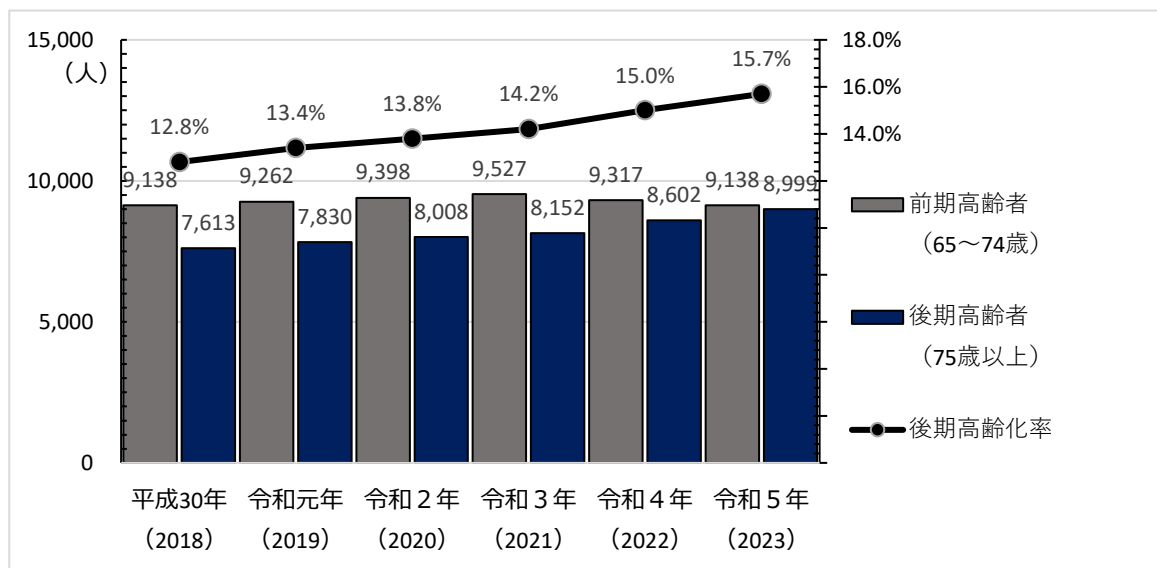
出典:住民基本台帳人口(各年9月末日)

② 高齢者人口の推移

高齢者人口の推移を前期・後期別にみると、前期高齢者は令和3年から減少に転じ、後期高齢者は増加が続いています。令和5年9月末日現在、前期高齢者が9,138人、後期高齢者は8,999人、後期高齢化率は15.7%となっています。

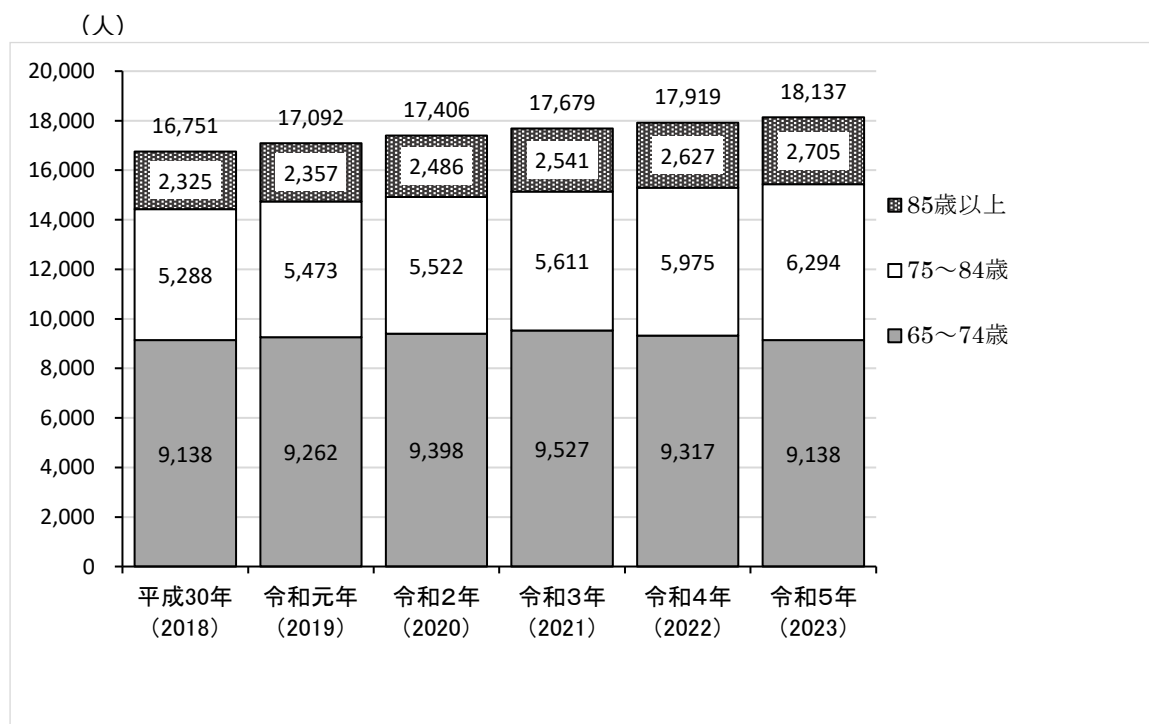
また、高齢者人口の推移を65歳～74歳、75歳～84歳、85歳以上の3区分でみると、65歳～74歳はやや減少し、75歳～84歳及び85歳以上は増加が続きます。

■前期・後期別高齢者人口の推移



出典:住民基本台帳人口(各年9月末日)

■高齢者人口(3区分)の推移



出典:住民基本台帳人口(各年9月末日)

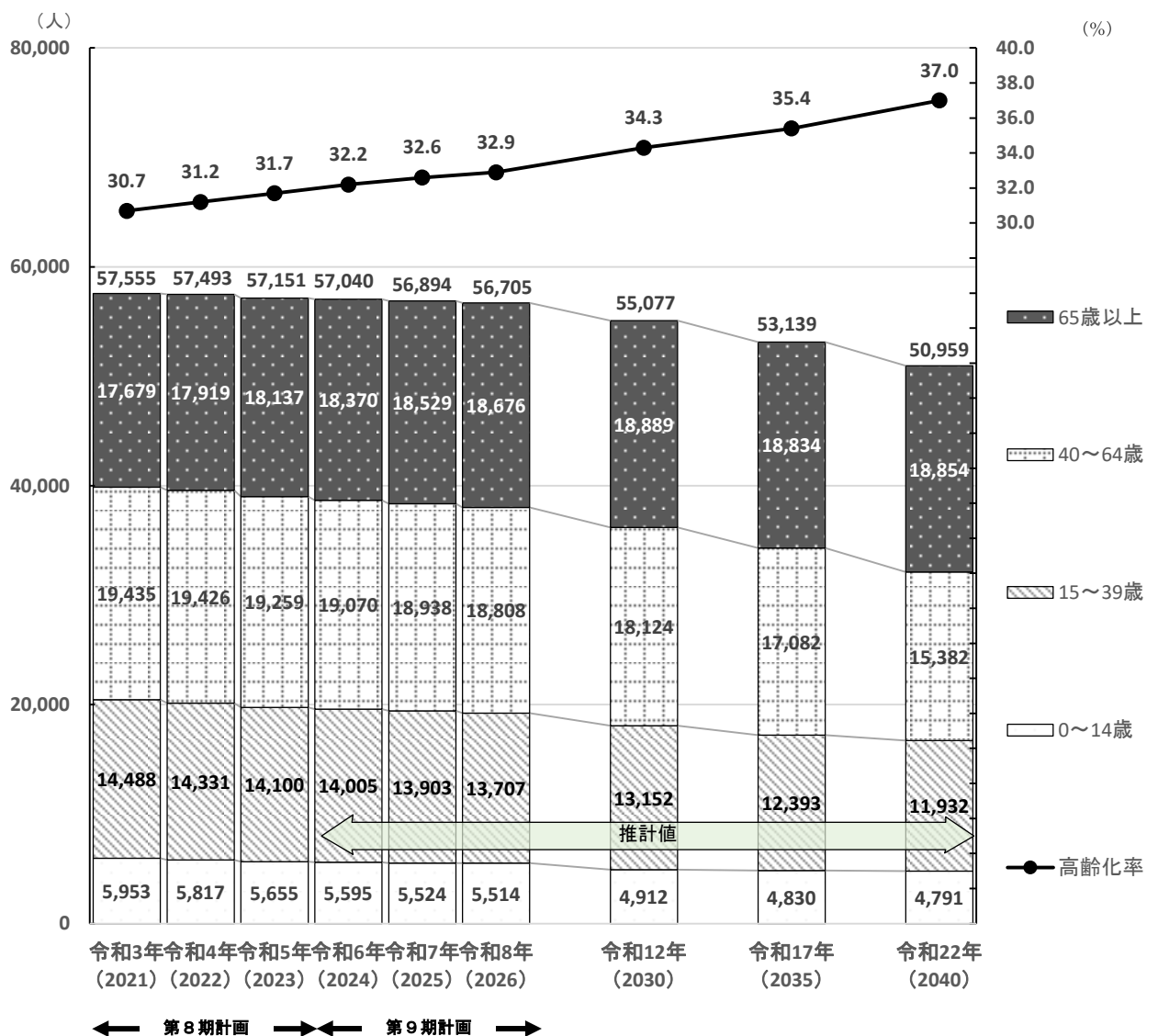
(2)将来人口

本市の高齢者人口は、今後緩やかな増加で推移すると予想され、団塊ジュニア世代が65歳以上となる令和22年(2040年)には、19,000人程度と推計されます。

また、40～64歳(第2号被保険者)は減少傾向で推移し、令和22年(2040年)には15,000人程度の推計となっています。

高齢者人口は増加傾向ですが、総人口の減少が大きいことから、高齢化率は上昇し、令和22年(2040年)には37.0%と見込まれます。

■年齢区分別人口推計



資料:住民基本台帳人口(各年9月末日)及びコーホート要因法をもとにした独自推計

(3)高齢者のいる世帯の状況

本市の高齢者のいる世帯は、令和2年において一般世帯の44.3%を占めており、そのうち、高齢単身世帯、高齢夫婦世帯の割合は、それぞれ25.7%、27.7%と、国や県よりも低くなっています。

本市の一般世帯は、平成27年の25,074世帯から令和2年の25,355世帯へと281世帯増加していますが、特に高齢者のいる世帯が、10,184世帯から11,222世帯へと1,038世帯増加しています。

■高齢者のいる世帯の状況

		平成 27 年		令和2年	
		世帯数	構成比(%)	世帯数	構成比(%)
東 金 市	一般世帯	25,074	100.0	25,355	100.0
	高齢者のいる世帯	10,184	40.6	11,222	44.3
	高齢単身世帯	2,297	22.6	2,883	25.7
	高齢夫婦世帯	2,690	26.4	3,110	27.7
	その他世帯	5,197	51.0	5,229	46.6
国	一般世帯	53,331,797	100.0	55,704,949	100.0
	高齢者のいる世帯	21,713,308	40.7	22,655,031	40.7
	高齢単身世帯	5,927,686	27.3	6,716,806	29.6
	高齢夫婦世帯	6,079,126	28.0	6,533,895	28.8
	その他世帯	9,706,496	44.7	9,404,330	41.5
千 葉 県	一般世帯	2,604,839	100.0	2,767,661	100.0
	高齢者のいる世帯	1,028,003	39.5	1,090,448	39.4
	高齢単身世帯	258,253	25.1	299,889	27.5
	高齢夫婦世帯	309,018	30.6	335,025	30.7
	その他世帯	460,732	44.8	455,534	41.8

(注)1 各年とも国勢調査

2 一般世帯とは、施設等世帯数を含まない世帯のことをいう。

3 高齢単身世帯とは、65歳以上の者1人のみの一般世帯をいう。

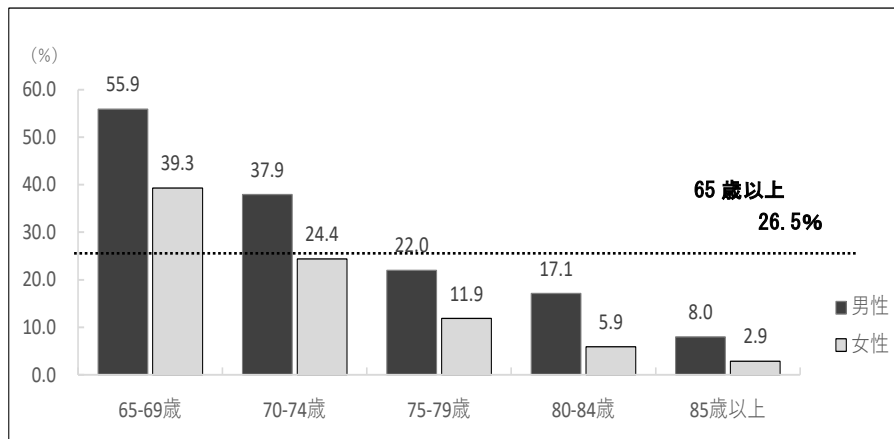
4 高齢夫婦世帯とは、夫65歳以上、妻60歳以上の夫婦1組の一般世帯をいう。

(4) 高齢者の就労状況

男女別年齢区分別の就労割合は、令和2年度において65歳以上の26.5%が就労しています。

65～69歳では、男性が55.9%、女性が39.3%、70～74歳では、男性が37.9%、女性が24.4%となっており、前期高齢者の男性の就労割合が高くなっています。

■ 高齢者の就労比率



出典：総務省「国勢調査」(令和2年)

■ 就労比率の推移

		(%)	平成27年	令和2年
65歳以上平均			24.2	26.5
男性	65-69歳		49.3	55.9
	70-74歳		32.3	37.9
	75-79歳		23.8	22.0
	80-84歳		17.6	17.1
	85歳以上		9.2	8.0
女性	65-69歳		31.6	39.3
	70-74歳		18.8	24.4
	75-79歳		11.3	11.9
	80-84歳		7.2	5.9
	85歳以上		2.6	2.9

出典：総務省「国勢調査」

■ 産業別就労状況

区分		人数 (人)		割合 (%)
		総数	うち65歳以上	
総数		26,704	4,544	17.0
第1次産業		1,444	772	53.5
農業		1,416	759	53.6
林業		21	10	47.6
漁業		7	3	42.9
第2次産業		5,819	827	14.2
鉱業、採石業、砂利採取業		18	3	16.7
建設業		2,437	476	19.5
製造業		3,364	348	10.3
第3次産業		18,736	2,818	15.0
電気・ガス・熱供給・水道業		99	7	7.1
情報通信業		312	19	6.1
運輸業、郵便業		2,045	266	13.0
卸売業、小売業		4,222	644	15.3
金融業、保険業		405	45	11.1
不動産業、物品賃貸業		575	146	25.4
学術研究、専門・技術サービス業		630	137	21.7
宿泊業、飲食サービス業		1,336	220	16.5
生活関連サービス業、娯楽業		1,250	223	17.8
教育、学習支援業		1,243	120	9.7
医療、福祉		3,261	473	14.5
複合サービス事業		280	12	4.3
サービス業（他に分類されないもの）		1,939	440	22.7
公務（他に分類されるものを除く）		1,139	66	5.8
分類不能の産業		705	127	18.0

出典：総務省「国勢調査」(令和2年)

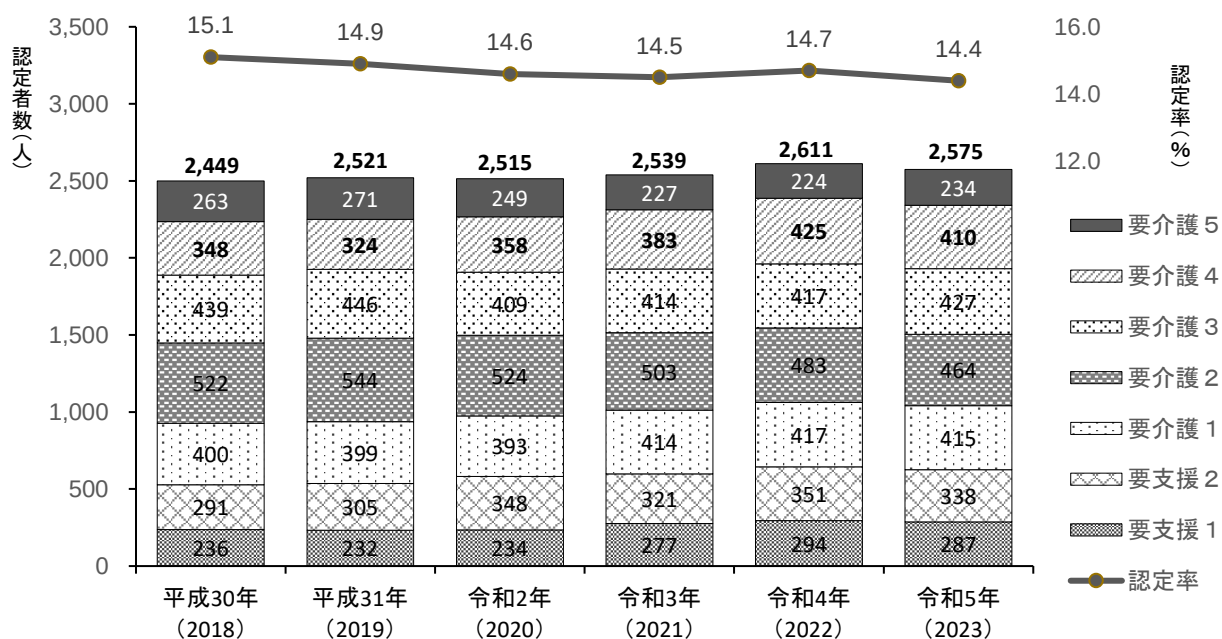
2 介護保険サービスの利用状況

(1) 要支援・要介護認定者数等の推移

① 要介護(要支援)認定者数の推移

要支援・要介護認定者数は、平成30年から令和3年までは横ばいで推移し、以後やや増加傾向となっており、令和5年3月末時点では2,575人となっています。

■ 要支援・要介護認定者数の推移

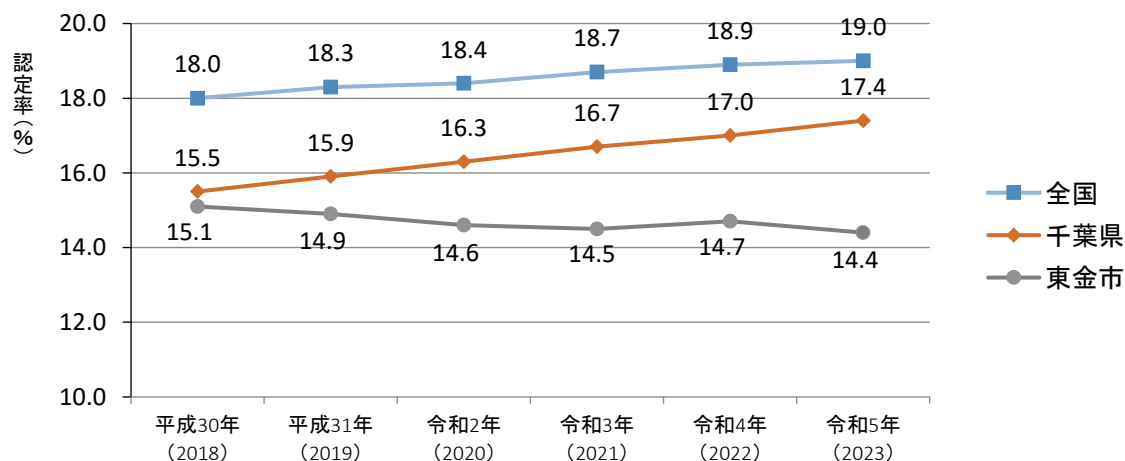


※認定率：第1号被保険者に占める要支援・要介護認定者(第2号被保険者を除く)の割合
出典：地域包括ケア「見える化システム」(各年3月末)

② 認定率の推移(市・県・全国比較)

認定率は、平成30年は15.1%でしたが、その後微減で推移しています。令和5年3月末時点では14.4%で、千葉県平均より3.0ポイント、全国平均よりも4.6ポイント低くなっています。

■ 認定率の推移



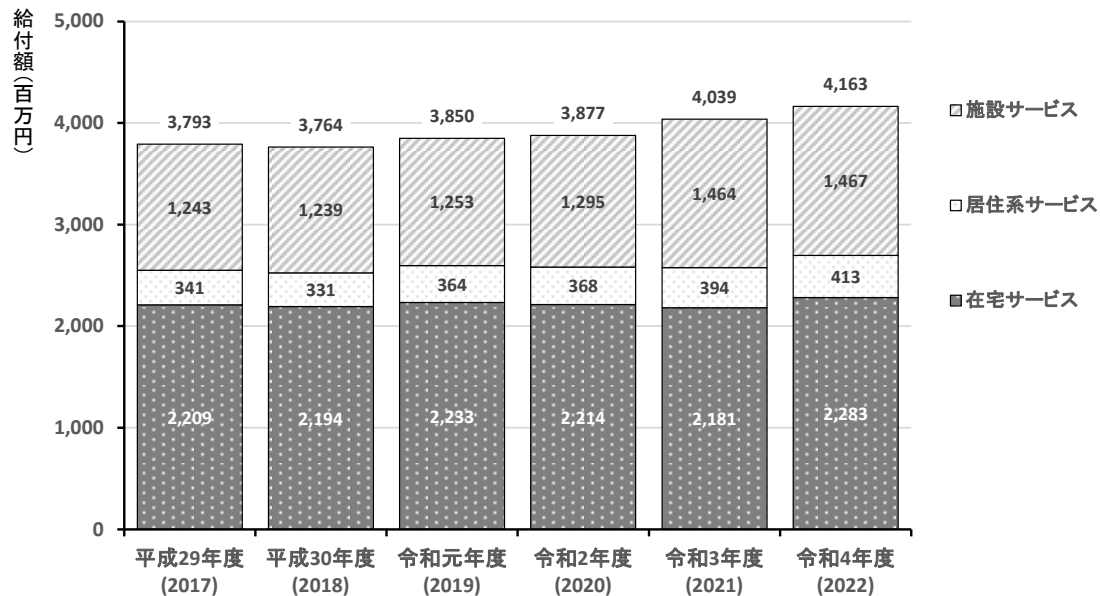
※認定率：第1号被保険者に占める要支援・要介護認定者(第2号被保険者を除く)の割合
出典：地域包括ケア「見える化システム」(各年3月末)

(2)介護保険サービス給付額

① 給付額の推移

給付額の推移をみると、在宅サービスはほぼ横ばいで推移していますが、居住系サービスと施設サービスは平成29年度から令和4年度の間で、約1.2倍の増加となっています。

■給付額の推移



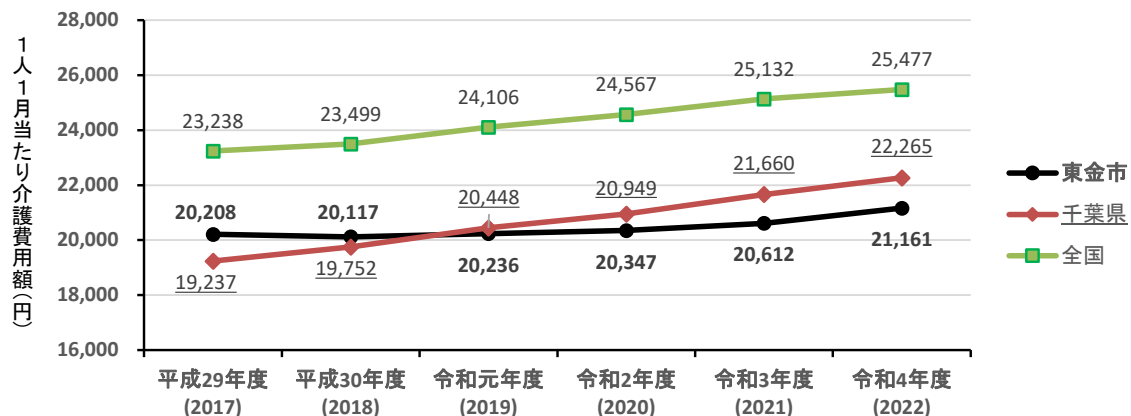
※居住系サービス:特定施設入居者生活介護、認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護

※施設サービス:介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、介護医療院
出典:地域包括ケア「見える化システム」

② 1人当たり費用額の推移(市・県・全国比較)

1人1月当たりの費用額は、増加傾向にあり、令和4年度で21,161円となっています。なお、千葉県平均より約1千円、全国平均より約4千円低くなっています。

■1人当たり費用額の推移



※第1号被保険者1人1月当たり介護費用額:介護費用総額を第1号被保険者数で除した金額

出典:地域包括ケア「見える化システム」

(3)地域分析

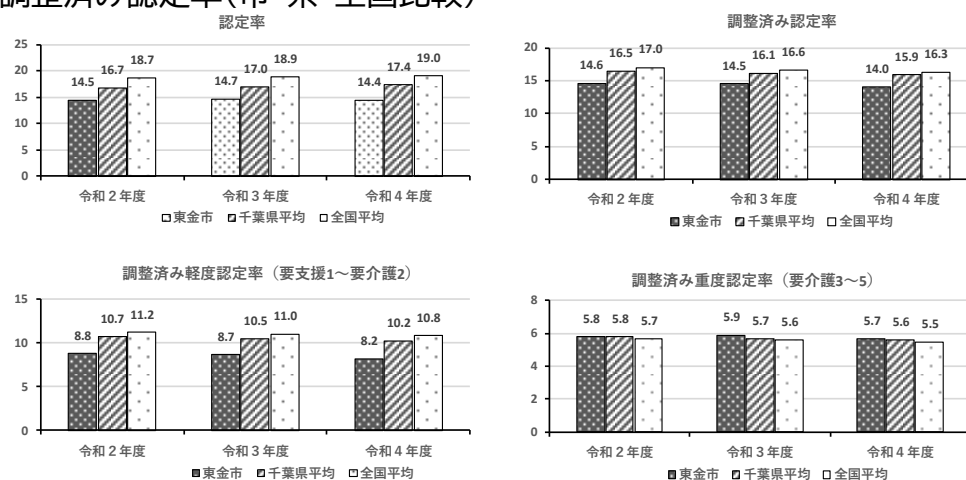
① 認定率

本市の認定率は、令和4年度では千葉県平均より3ポイント、全国平均より4.6ポイント低くなっていますが、調整済み認定率※でみると、千葉県より1.9ポイント、全国平均より2.3ポイント低い結果となり、差が縮まっています。

※調整済み認定率…

認定率の大小に大きな影響を及ぼす、「第1号被保険者の性・年齢別人口構成」の影響を除外した認定率を意味します。一般的に、後期高齢者の認定率は前期高齢者のそれよりも高くなることから、第1号被保険者の性・年齢別人口構成が同じになるよう調整することで、地域間・時系列で比較がしやすくなります。

■調整済み認定率(市・県・全国比較)



② 受給率

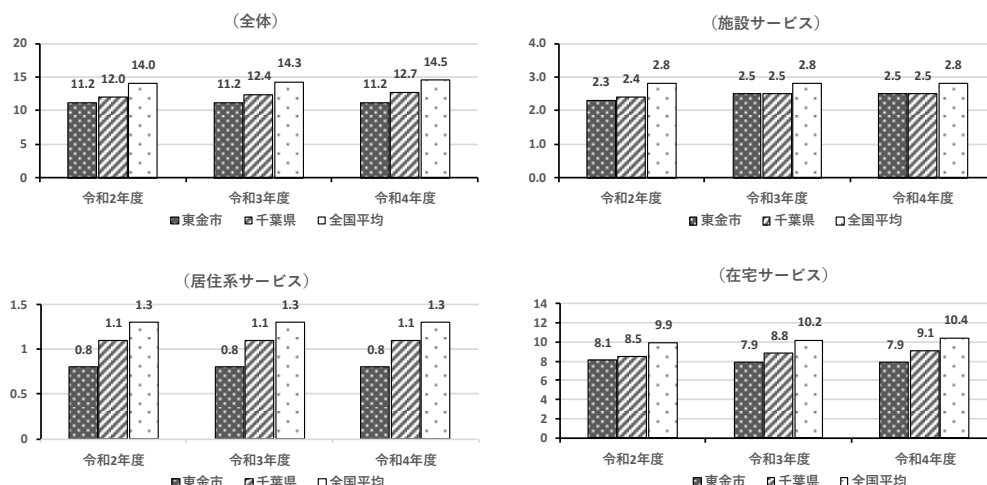
出典:地域包括ケア「見える化システム」

本市の受給率を千葉県及び全国の平均と比較すると、令和4年度では全体で、千葉県平均より1.5ポイント低く、全国平均より3.3ポイント低くなっています。

サービス別に見ると、千葉県平均や全国平均に比べ本市の受給率が低いのは、「在宅サービス」となっています。

※受給率…サービスの受給者数を第1号被保険者で除した値(百分率)

■受給率(市・県・全国比較)

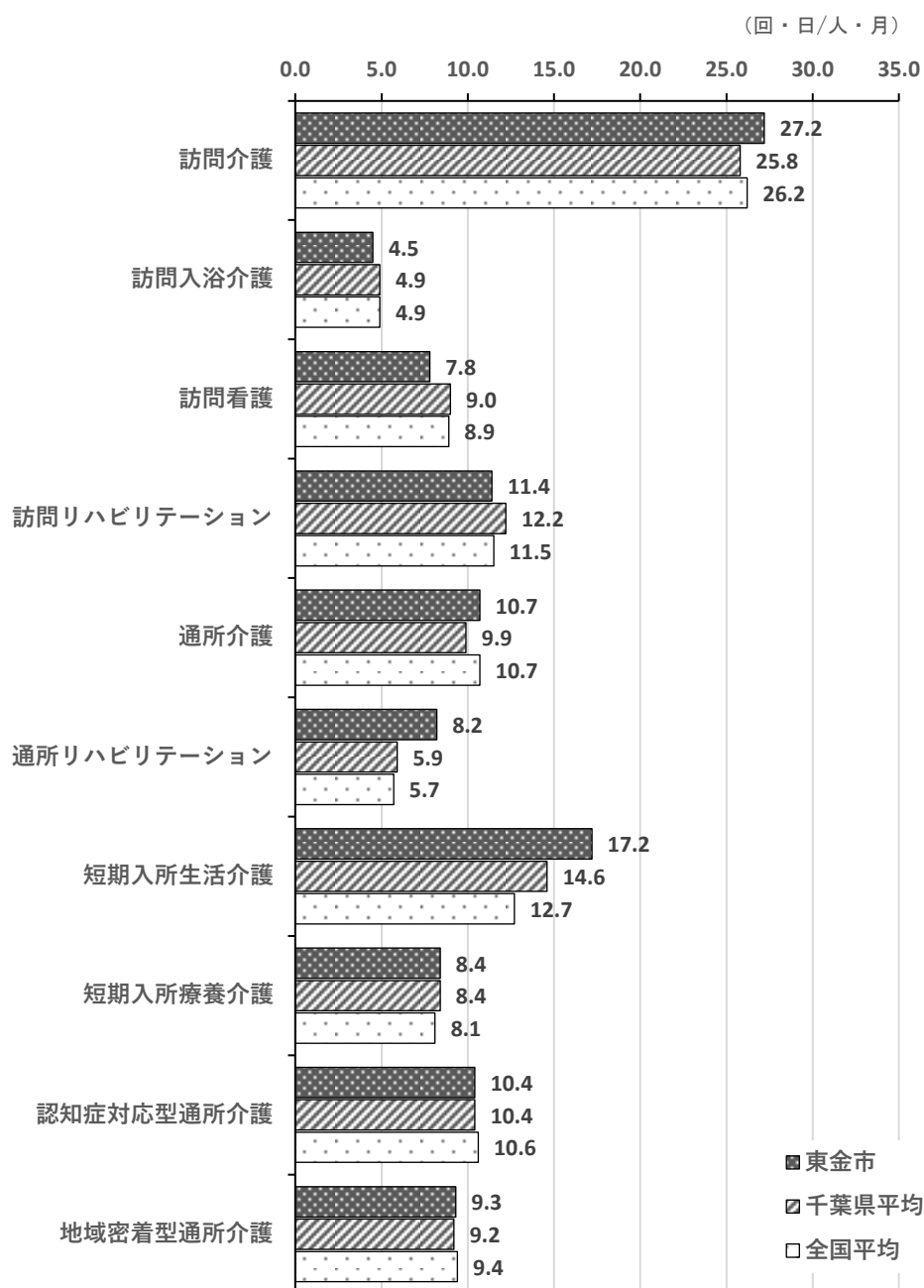


出典:地域包括ケア「見える化システム」

③ 受給者1人当たり利用日数・回数

千葉県及び全国の平均と比較して、令和4年度において1人当たりの利用日数・回数が多いサービスは「訪問介護」「通所リハビリテーション」「短期入所生活介護」等となっています。一方、少ないサービスは「訪問入浴介護」「訪問看護」等となっています。

■受給者1人当たり利用日数・回数(市・県・全国比較)



出典:地域包括ケア「見える化システム」

第2章 高齢者を取り巻く現状

(4)計画と実績の比較

計画に対する実績を比較すると、令和4年度の場合、第1号被保険者数は99.8%、要介護認定者数は95.7%、認定率は95.9%、総給付費は88.9%となっています。

サービス分類別に給付費をみると、各サービスとも計画値よりやや低くなっていますが、在宅サービスが最も低く、85.4%となっています。

	実績値					
	第7期			第8期		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
第1号被保険者数 (人)	16,757	17,091	17,393	17,672	17,878	-
要介護認定者数 (人)	2,521	2,514	2,556	2,601	2,601	-
要介護認定率 (%)	15.0	14.7	14.7	14.7	14.5	-
総給付費 (千円)	3,764,169	3,849,677	3,945,672	4,039,360	4,162,483	-
施設サービス (千円)	1,239,075	1,252,981	1,335,367	1,464,384	1,467,069	-
居住系サービス (千円)	331,249	364,096	362,219	394,218	412,463	-
在宅サービス (千円)	2,193,844	2,232,599	2,248,085	2,180,757	2,282,949	-
1人あたり給付費 (千円)	224.6	225.2	226.9	228.6	232.8	-

	計画値					
	第7期			第8期		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
第1号被保険者数 (人)	16,791	17,115	17,409	17,735	17,922	18,111
要介護認定者数 (人)	2,641	2,754	2,926	2,651	2,719	2,791
要介護認定率 (%)	15.7	16.1	16.8	14.9	15.2	15.4
総給付費 (千円)	4,046,852	4,254,105	4,440,581	4,406,643	4,682,509	4,856,651
施設サービス (千円)	1,295,678	1,387,044	1,398,969	1,423,133	1,572,197	1,611,674
居住系サービス (千円)	349,076	355,483	415,887	434,231	437,032	466,248
在宅サービス (千円)	2,402,098	2,511,578	2,625,725	2,549,279	2,673,280	2,778,729
1人あたり給付費 (千円)	241.0	248.6	255.1	248.5	261.3	268.2

	対計画比 (実績値/計画値)					
	第7期			第8期		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
第1号被保険者数	99.8%	99.9%	99.9%	99.6%	99.8%	-
要介護認定者数	95.5%	91.3%	87.4%	98.1%	95.7%	-
要介護認定率	95.6%	91.4%	87.4%	98.5%	95.9%	-
総給付費	93.0%	90.5%	88.9%	91.7%	88.9%	-
施設サービス	95.6%	90.3%	95.5%	102.9%	93.3%	-
居住系サービス	94.9%	102.4%	87.1%	90.8%	94.4%	-
在宅サービス	91.3%	88.9%	85.6%	85.5%	85.4%	-
1人あたり給付費	93.2%	90.6%	88.9%	92.0%	89.1%	-

【実績値】「第1号被保険者数」、「要介護認定者数」、「要介護認定率」は厚生労働省「介護保険事業状況報告」9月月報
「総給付費」は厚生労働省「介護保険事業状況報告」年報（令和3年、令和4年度のみ「介護保険事業状況報告」月報）

※「1人あたり給付費」は「総給付費」を「第1号被保険者数」で除して算出

※費用額は千円未満を四捨五入しているため合計と内訳が合わない場合があります。

出典：地域包括ケア「見える化システム」

3 アンケート調査結果の概要

(1) 調査の概要

① 調査の目的

「介護予防・日常生活圏域ニーズ調査」及び「在宅介護実態調査」については、高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の策定を行うに当たり、東金市の高齢者及び要介護認定者等の実態を把握し、計画の基礎資料とするため、次のとおり実施しました。

② 調査対象

調査名	調査対象
介護予防・日常生活圏域ニーズ調査	・要介護認定を受けていない65歳以上の市民 (介護予防・日常生活支援総合事業対象者を含む) ・要支援1、要支援2の要介護認定を受けている 65歳以上の在宅生活者
在宅介護実態調査	・在宅で生活している要支援・要介護認定者

③ 調査方法

調査名	調査方法
介護予防・日常生活圏域ニーズ調査	・無作為抽出 ・郵送調査(郵送配布・郵送回収方式)
	・調査時期:令和5年1月27日～3月3日
在宅介護実態調査	・在宅の要介護認定更新申請者へ郵送
	・調査時期:令和5年1月27日～3月3日

④ 回収結果

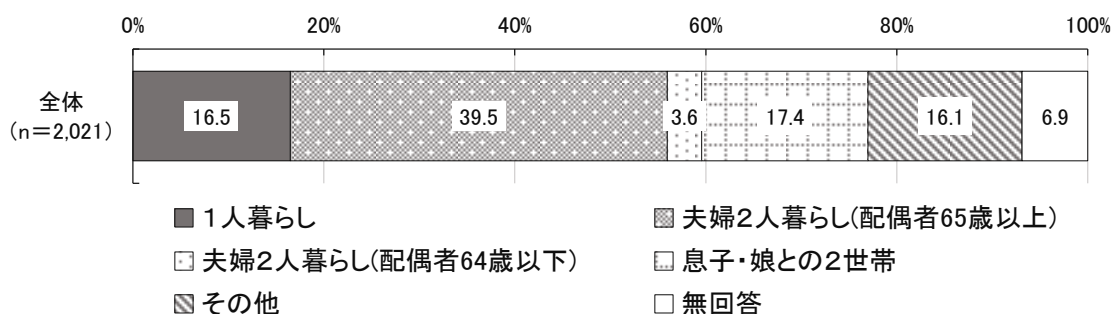
調査名	配布数	回収数(率)	
介護予防・日常生活圏域ニーズ調査	3,369 票	2,021 票	60.0%
在宅介護実態調査	1,262 票	530 票	42.0%

・回答は各質問の回答者数(n)を基数とした百分率(%)で示してあります。また、小数点以下第2位を四捨五入しているため、内訳の合計が100%にならない場合があります。
・複数回答が可能な設問の場合、回答者が全体に対してどのくらいの比率であるかという見方になるため、回答比率の合計が100%を超える場合があります。

(2)介護予防・日常生活圏域ニーズ調査結果の概要

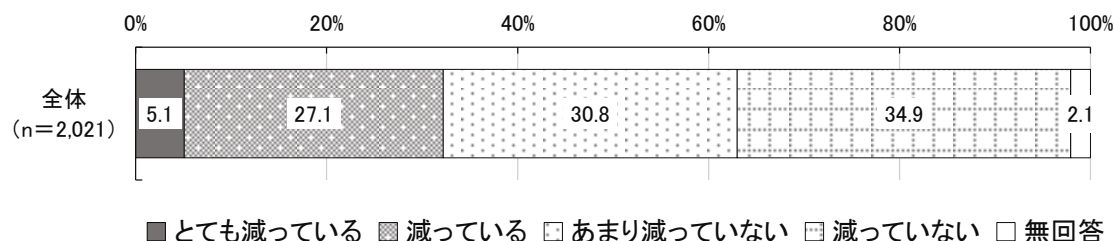
① 家族構成

「夫婦2人暮らし(配偶者65歳以上)」の割合が39.5%と最も高く、次いで「息子・娘との2世帯」が17.4%、「1人暮らし」が16.5%の順です。



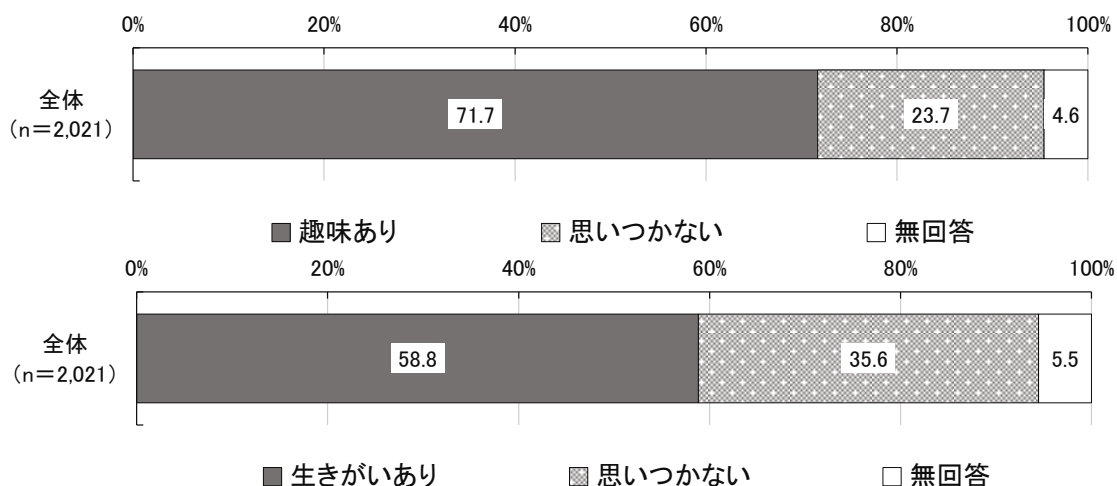
② 外出の回数

「とても減っている」が5.1%、「減っている」が27.1%で、合わせた割合は32.2%です。一方、「あまり減っていない」が30.8%、「減っていない」が34.9%で、合わせた割合は65.7%となっています。



③ 趣味や生きがい

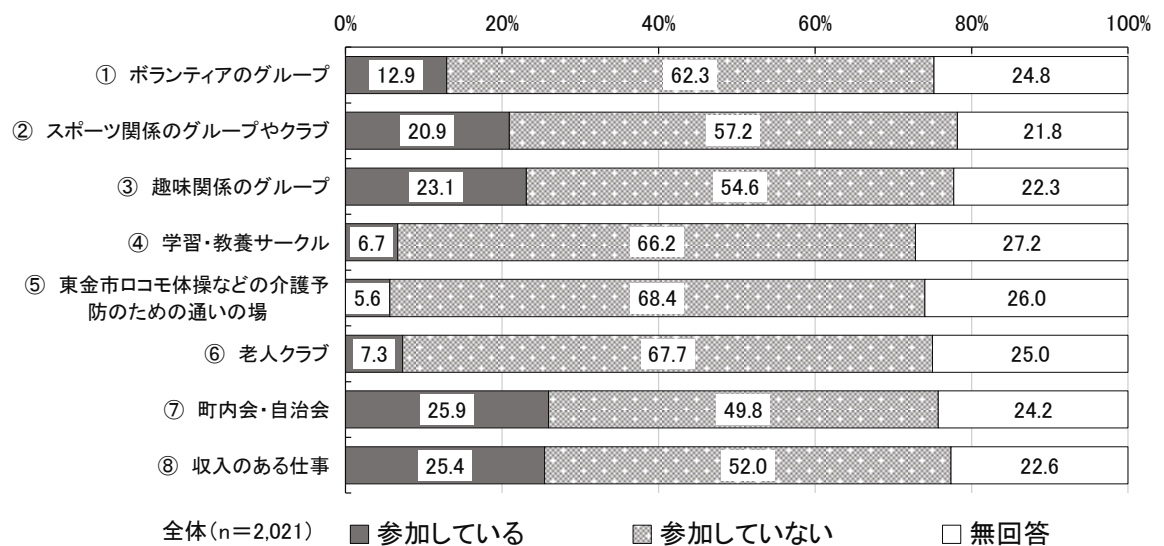
「趣味」がある人は71.7%、「生きがい」がある人は58.8%となっています。



④ 地域におけるグループ等への参加状況

「参加している」割合は、『⑦町内会・自治会』が25.9%と最も高く、次いで、『⑧収入のある仕事』が25.4%、『③趣味関係のグループ』が23.1%、『②スポーツ関係のグループやクラブ』が20.9%、『①ボランティアのグループ』が12.9%、『⑥老人クラブ』が7.3%、『④学習・教養サークル』が6.7%、『⑤東金市ロコモ体操などの介護予防のための通いの場』が5.6%となっています。

ちなみに参加日数では「⑧収入のある仕事」が最も多くなっています。



(参加の頻度)

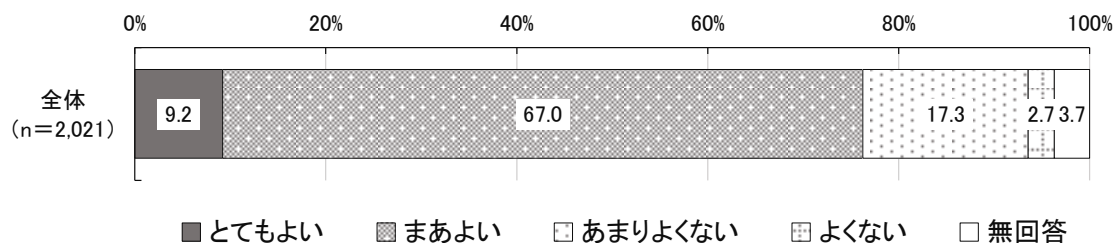
	週4回以上	週2～3回	週1回	月1～3回	年に数回	計
①ボランティアのグループ	0.5%	0.7%	0.6%	5.1%	6.0%	12.9%
②スポーツ関係のグループやクラブ	2.4%	6.6%	4.6%	4.8%	2.7%	20.9%
③趣味関係のグループ	1.3%	3.8%	4.0%	9.8%	4.3%	23.1%
④学習・教養サークル	0.1%	0.4%	0.8%	2.7%	2.6%	6.7%
⑤東金市ロコモ体操などの介護予防のための通いの場	0.3%	0.8%	1.6%	2.2%	0.7%	5.6%
⑥老人クラブ	0.2%	0.5%	0.3%	2.6%	3.6%	7.3%
⑦町内会・自治会	0.4%	0.5%	0.3%	4.7%	20.0%	25.9%
⑧収入のある仕事	12.5%	6.0%	1.9%	2.9%	2.1%	25.4%

※「参加していない」、無回答は未表記

第2章 高齢者を取り巻く現状

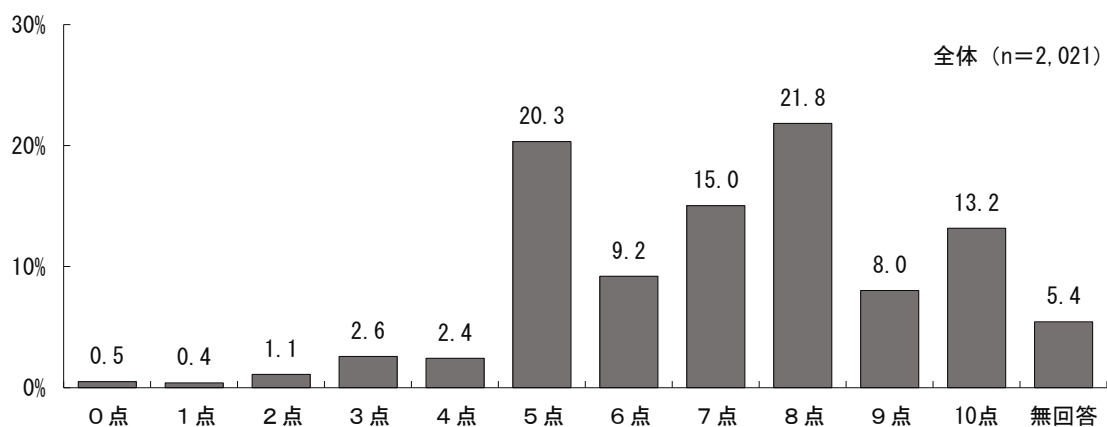
⑤ 現在の健康状態

「とてもよい」が9.2%、「まあよい」が67.0%で、合わせた割合は76.2%です。
一方、「あまりよくない」が17.3%、「よくない」が2.7%で、合わせた割合は20.0%となっています。



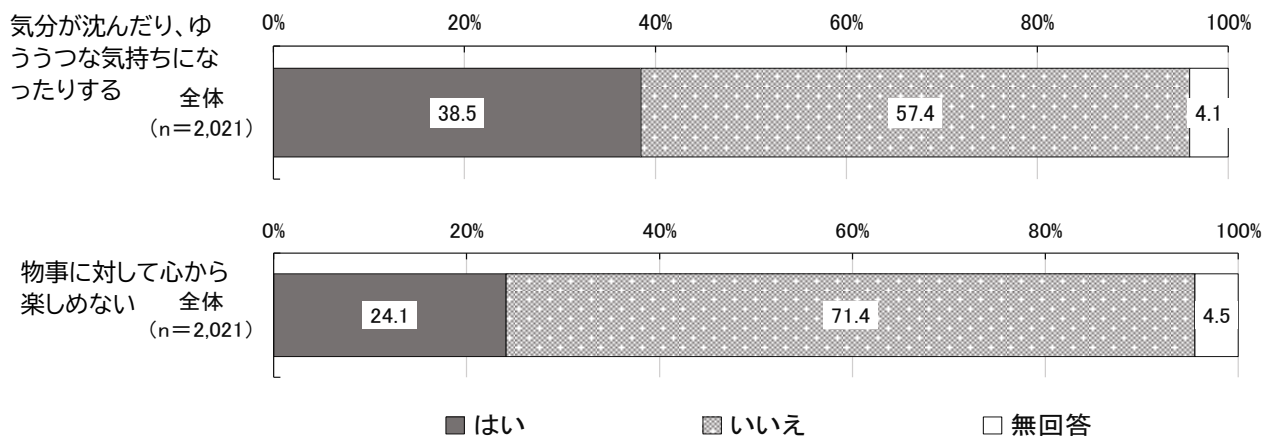
⑥ 現在の幸福度

「8点」の割合が21.8%と最も高く、次いで「5点」が20.3%、「7点」が15.0%、「10点」が13.2%の順です。



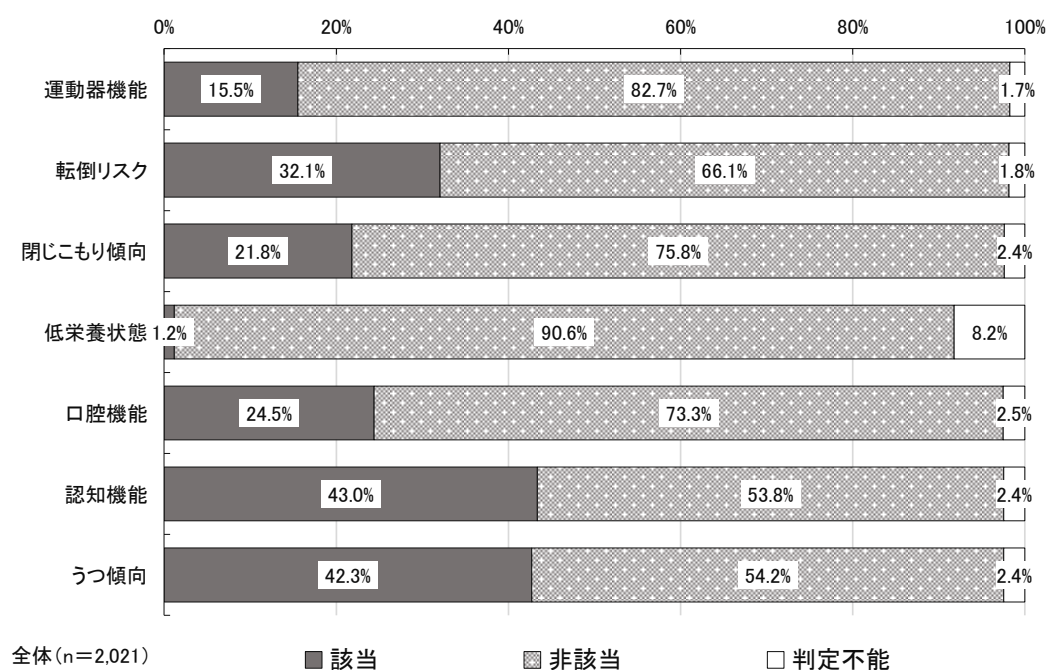
⑦ こころの状態

「気分が沈んだり、ゆううつな気持ちになったりすることがあった」が38.5%、「どうしても物事に対して興味がわかない、あるいは心から楽しめない感じがよくあった」が24.1%です。

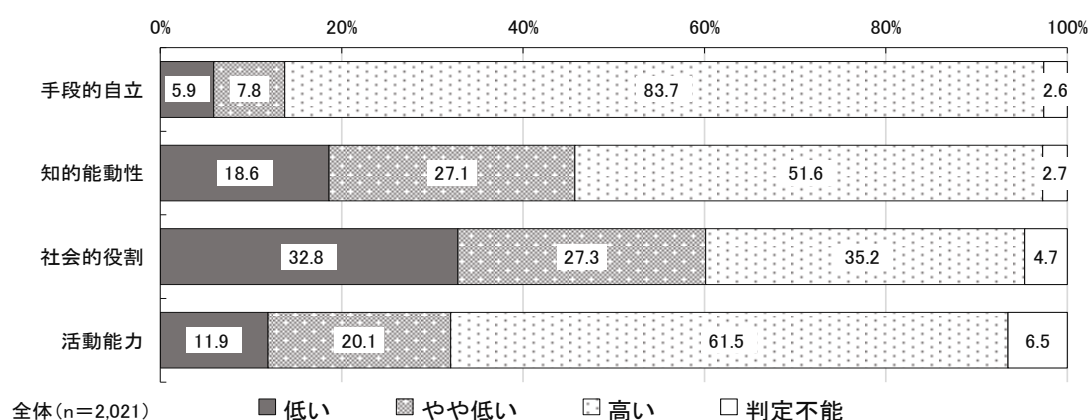


⑧ 生活機能評価

生活機能評価をみると、機能低下やリスクありに「該当」する割合は、『運動器機能』が15.5%、『転倒リスク』が32.1%、『閉じこもり傾向』が21.8%、『低栄養状態』が1.2%、『口腔機能』が24.5%、『認知機能』が43.0%、『うつ傾向』が42.3%です。



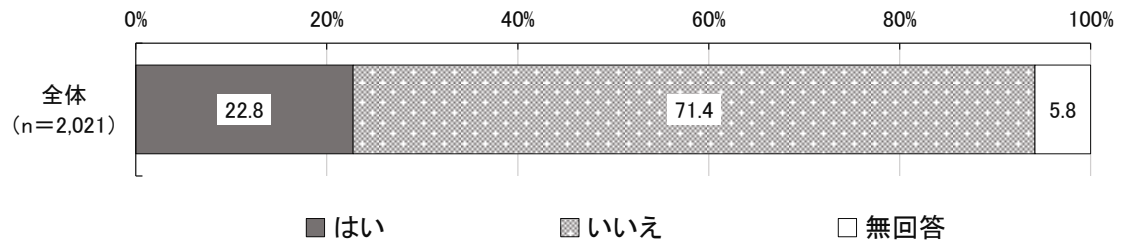
老研式活動能力指標による評価※をみると、「低い」割合は、『手段的自立』が5.9%、『知的能動性』が18.6%、『社会的役割』が32.8%、『活動能力』が11.9%です。



※東京都健康長寿医療センター(旧「東京都老人総合研究所」)が考案した、高齢者の近い将来の介護リスクをみる指標による評価

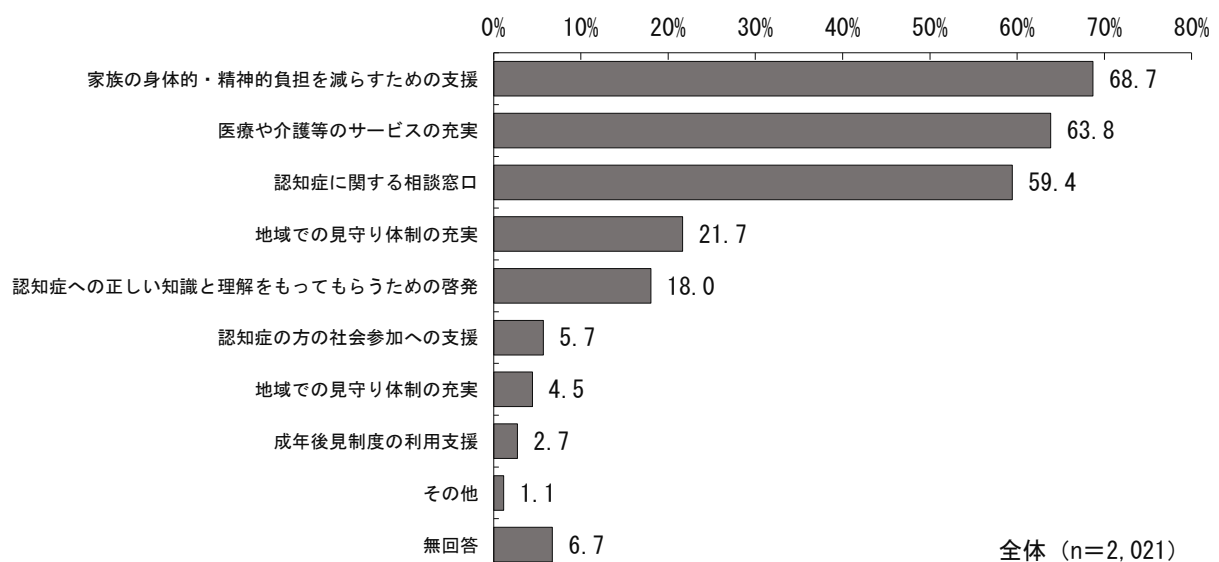
⑨ 認知症に関する相談窓口の認知度

認知症に関する相談窓口の認知度は、知っている人の割合は22.8%、知らない人は71.4%となっています。



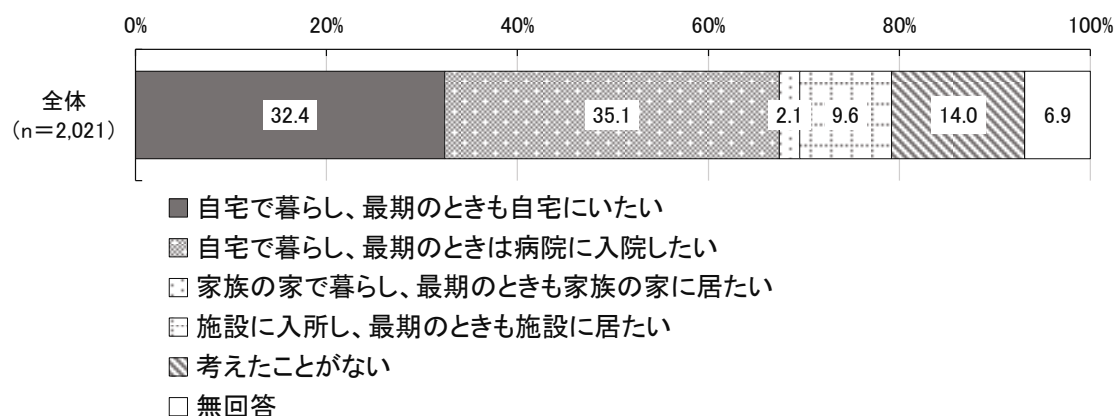
⑩ 認知症に対する支援

「家族の身体的・精神的負担を減らすための支援」の割合が68.7%と最も高く、次いで「医療や介護等のサービスの充実」が63.8%、「認知症に関する相談窓口」が59.4%、「地域での見守り体制の充実」が21.7%、「認知症への正しい知識と理解をもってもらうための啓発」が18.0%の順です。



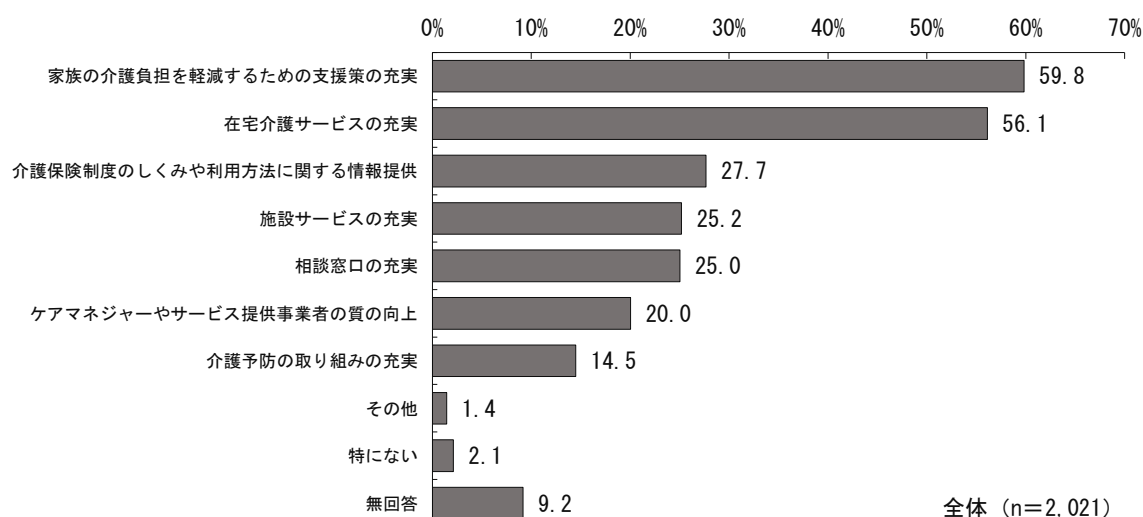
⑪ 人生の最期を迎える場所

「自宅で暮らし、最期のときは病院に入院したい」の割合が35.1%と最も高く、次いで「自宅で暮らし、最期のときも自宅にいたい」が32.4%、「施設に入所し、最期のときも施設に居たい」が9.6%、「家族の家で暮らし、最期のときも家族の家に居たい」が2.1%の順で、「考えたことがない」は14.0%となっています。



⑫ 介護保険施策の充実に特に力を入れるべきこと

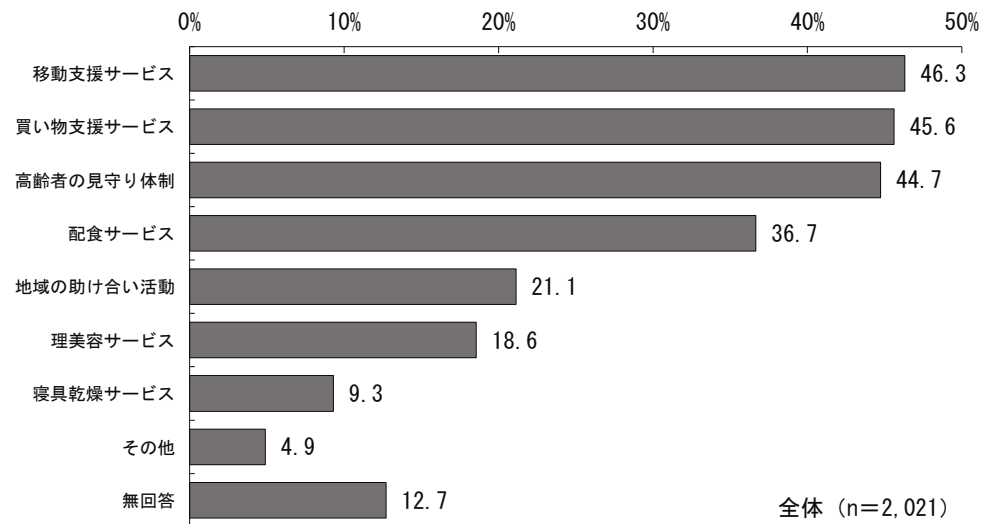
「家族の介護負担を軽減するための支援策の充実」の割合が59.8%と最も高く、次いで「在宅介護サービスの充実」が56.1%、「介護保険制度のしくみや利用方法に関する情報提供」が27.7%、「施設サービスの充実」が25.2%、「相談窓口の充実」が25.0%、「ケアマネジャーやサービス提供事業者の質の向上」が20.0%、「介護予防の取り組みの充実」が14.5%の順となっています。



第2章 高齢者を取り巻く現状

⑬ 高齢者福祉施策の充実について

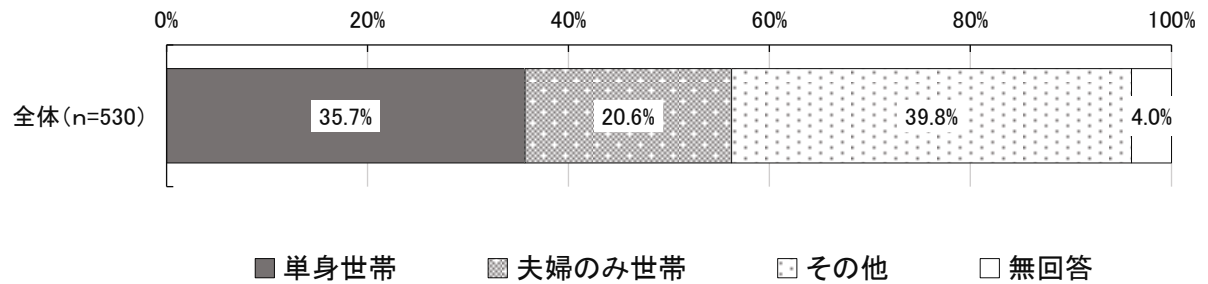
「移動支援サービス」の割合が46.3%と最も高く、次いで「買い物支援サービス」が45.6%、「高齢者の見守り体制」が44.7%と僅差で続き、「配食サービス」が36.7%の順となっています。



(3)在宅介護実態調査結果の概要

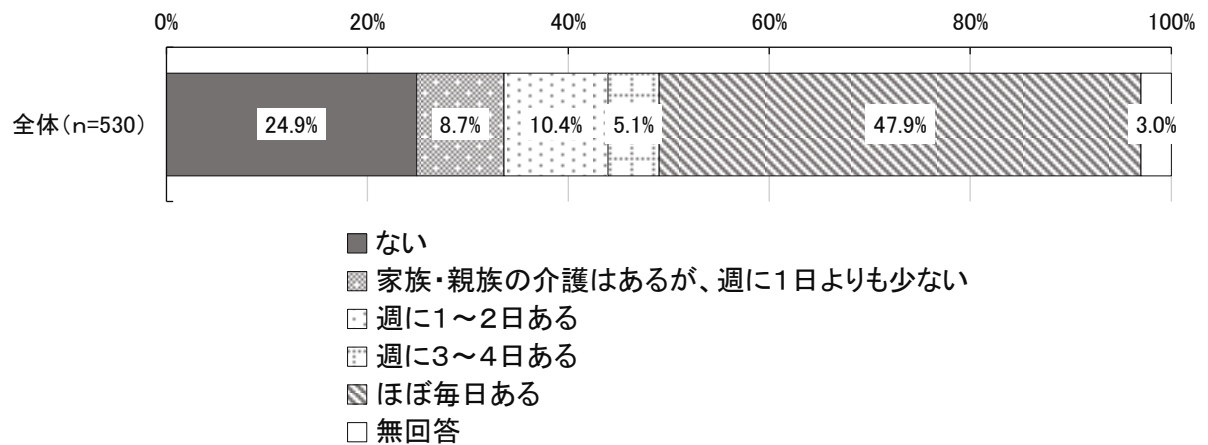
① 世帯類型について

「単身世帯」が35.7%、「夫婦のみ世帯」が20.6%となっています。



② 家族や親族の方からの介護

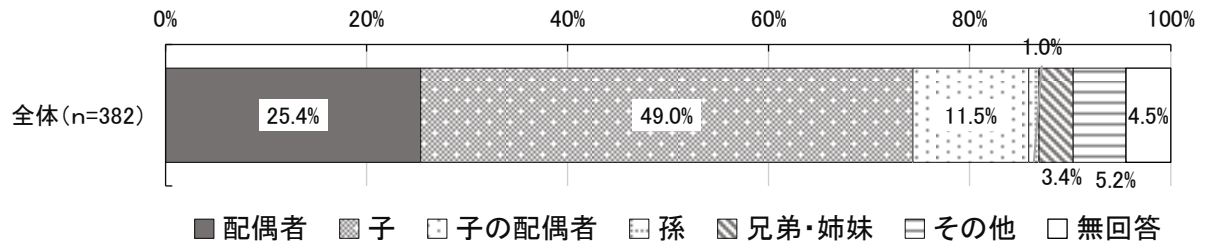
「ほぼ毎日ある」の割合が47.9%と最も高く、次いで「ない」が24.9%、「週に1～2日ある」が10.4%、「家族・親族の介護はあるが、週に1日よりも少ない」が8.7%の順です。



第2章 高齢者を取り巻く現状

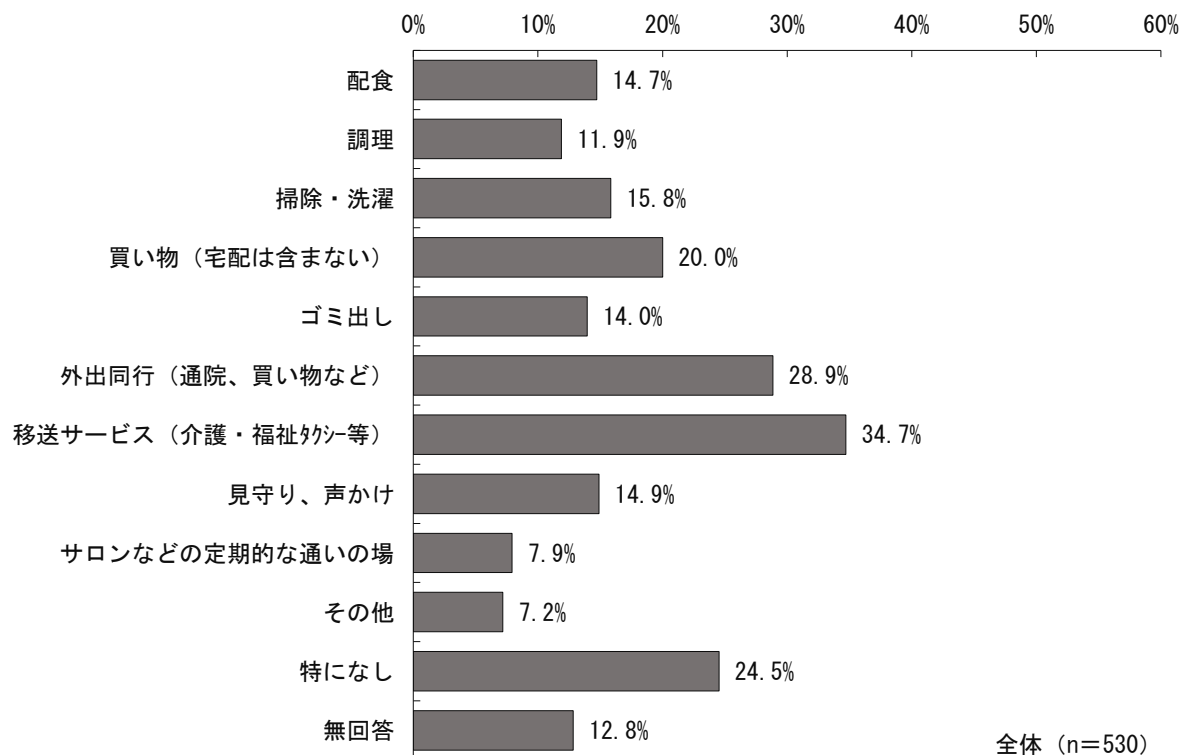
③ 主な介護者

「子」の割合が49.0%と最も高く、次いで「配偶者」が25.4%、「子の配偶者」が11.5%の順です。



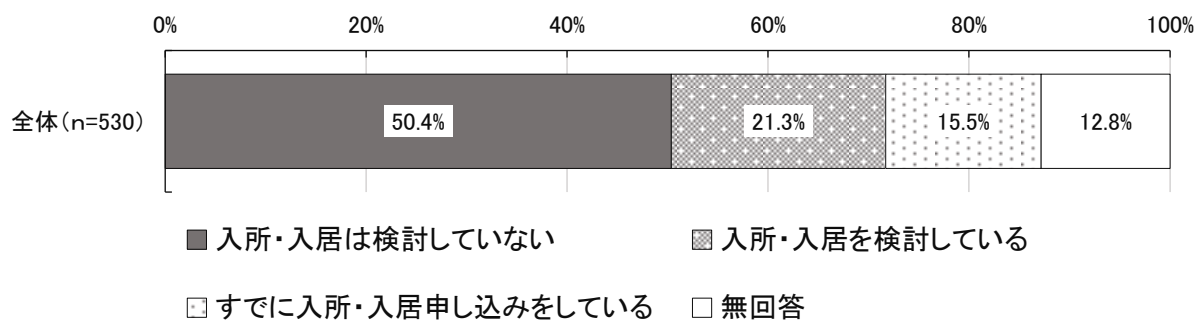
④ 今後の在宅生活の継続に必要と感じる支援・サービス

「移送サービス(介護・福祉タクシー等)」の割合が34.7%と最も高く、次いで「外出同行(通院、買い物など)」が28.9%、「買い物(宅配は含まない)」が20.0%の順です。



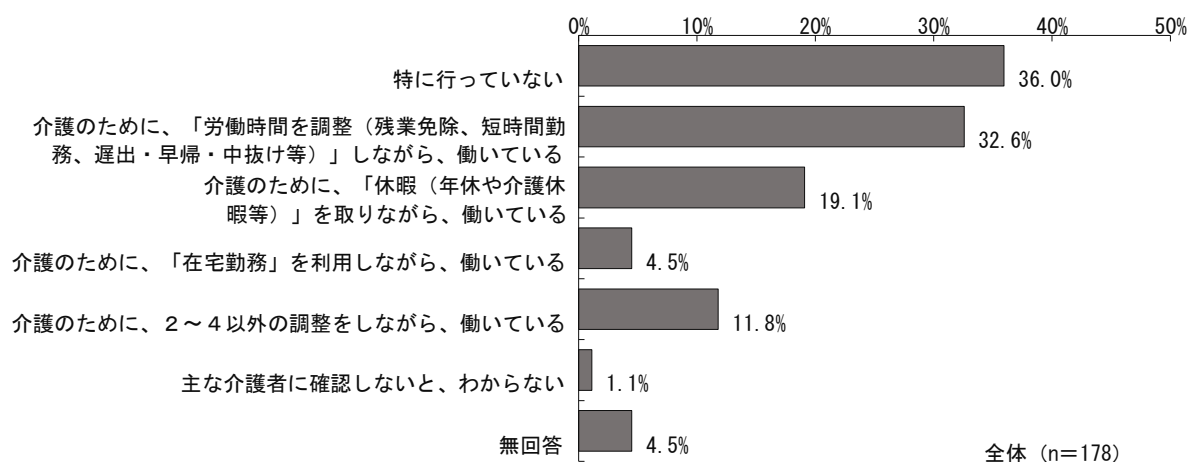
⑤ 施設等への入所・入居の検討状況

「入所・入居は検討していない」の割合が50.4%と最も高く、次いで「入所・入居を検討している」が21.3%の順です。「すでに入所・入居申し込みをしている」は15.5%となっています。



⑥ 働き方の調整

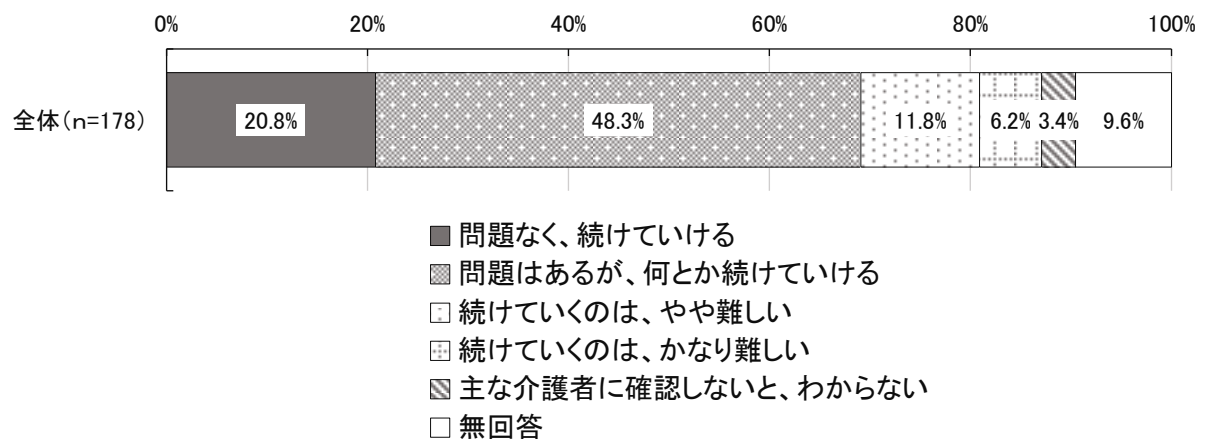
主な介護者が働き方の調整をしているかについて聞いたところ、「特に行っていない」の割合が36.0%と最も高く、次いで「介護のために、「労働時間を調整（残業免除、短時間勤務、遅出・早帰・中抜け等）」しながら、働いている」が32.6%、「介護のために、「休暇（年休や介護休暇等）」を取りながら、働いている」が19.1%の順で回答がありました。



⑦ 仕事と介護の両立

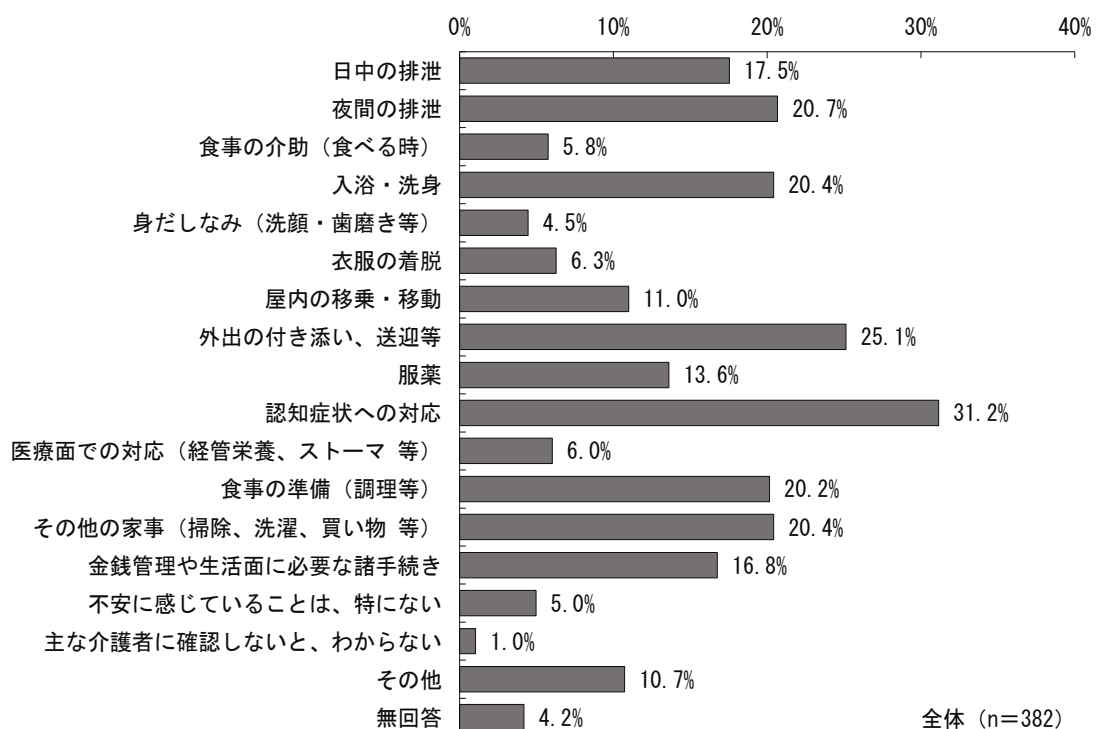
今後も働きながら介護を続けていけるかについて聞いたところ、「問題はあるが、何とか続けていける」の割合が48.3%と最も高く、次いで「問題なく、続けていける」が20.8%、「続けていくのは、やや難しい」が11.8%の順となりました。

「続けていける」と答えた割合を合わせると約7割である一方、「続けていくのが難しい」と答えた割合は約2割となっています。



⑧ 不安に感じている介護等

「認知症状への対応」の割合が31.2%と最も高く、次いで「外出の付き添い、送迎等」が25.1%、「夜間の排泄」が20.7%、「入浴・洗身」が20.4%の順で、身体介護についての不安が上位を占めています。



4 前期計画のふりかえり

(1)基本目標ごとの評価と課題

基本目標1「健康で自立した生活を継続できるまち」	
評価	高齢者が、これからも健康で地域社会の中でいきいきと暮らすことができるよう、疾病の予防や健康づくり・介護予防の推進を図るとともに、生涯学習やスポーツ活動の充実、雇用機会の拡大に取り組んできました。 特に、介護予防・重度化防止に向けては、介護予防事業を展開する中で、「東金市口コモ体操」の普及に重点的に取り組んだほか、介護予防・生活支援サービス事業では、新たに通所型短期集中予防サービスを開始するとともに、後期高齢者に対して健康寿命の延伸に向けた保健事業と介護予防の一体的実施事業を開始しました。 計画に位置付けた施策・事業は、約9割の事業において概ね又はある程度計画どおり事業を実施できたという評価となりました。 また、ニーズ調査の結果において、現在の健康状態については約8割の方が「健康状態は良い」と回答し、趣味や生きがいについても6割以上の高齢者が「ある」と回答しています。
課題	介護や支援が必要になっても、自立した生活を続けることができるようにするには、介護予防と重度化の防止とともに、自身が健康であることや、社会参加などの生きがいづくりが大変重要になっています。 そうしたことから、疾病予防や健康づくりにあたっては、疾病の早期発見、早期治療、健康管理に取り組むとともに、介護予防事業の充実を図っていく必要があります。 また、将来を展望する中で、団塊ジュニア世代をはじめとする第2号被保険者に対する健康管理や健康づくりの意識付けの促進についても、長期的な視点において進めていかなければいけません。 さらに、社会参加や生きがいづくり、また、介護予防の機会として、身近な地域でのサロン活動などが増え、通いの場や集いの場がより一層充実されるように、それらにつながる活動への支援や機会の提供を継続していく必要があります。

基本目標2 「住み慣れた地域で支え合いながら暮らせるまち」	
評価	一人暮らし高齢者や認知症高齢者などの支援を必要とする高齢者の増加や複雑化・複合化する高齢者を取り巻く課題への対応など、住み慣れた地域での高齢者の暮らしを支援するため、地域の支援体制づくりや生活支援の推進に取り組んできました。 高齢者の総合相談窓口である地域包括支援センターを日常生活圏域ごとの2か所に増設し、支援体制の強化・拡充を実施したほか、買い物弱者対策として、事業者との連携による買い物支援事業を開始しました。 また、高齢者の多くは医療と介護の両方を必要とすることから、在宅医療と介護連携の推進として、医療・介護情報のマップの作成や、相談窓口の設置、医療・介護関係者の連携に向けた研修会の開催などに取り組みました。 計画に位置付けた施策・事業は、約8割の事業が概ね又はある程度計画どおり事業を実施できたという評価となった一方で、ほとんど実施できなかったという評価になった事業もありました。 ニーズ調査の結果においては、人生の最期を迎える場所として、「自宅で暮らし、最後のときは病院に入院したい」が35.1%、「自宅で暮らし、最期のときも自宅にいたい」が32.4%と、合わせて約70%が可能な限り自宅での暮らしを望んでいます。
課題	高齢者が可能な限り住み慣れた地域で安心して暮らしていくことができるよう、高齢者を地域で支えていくような取組を推進する必要があります。 そうしたことから、地域共生社会の実現に向けて、地域住民と関係者が連携し、地域において共に支え合う「支え合いの地域づくり」への取組をさらに推進していく必要があります。 今後、後期高齢者が増加することで、医療と介護を必要とする高齢者がさらに増えることが見込まれ、可能な限り在宅での日常生活が継続できるよう、療養支援、入退院支援、急変時の対応、看取りなど様々な局面に対応できる在宅医療と介護の連携体制を構築・推進することが必要となっています。

基本目標3 「高齢者にやさしい地域づくりの推進」	
評価	高齢者が、気軽に外出することができるよう、移動手段の確保に取り組むとともに、防犯や防災、住まいの生活環境について、地域で見守る取組を行ってきました。 特に、近年の風水害などの災害リスクの高まりに対して、事前の備えを充実させるとともに、災害発生時の対応力の強化に向けて個別避難計画の作成に取り組んでいます。 また、認知症の人への支援体制として、認知症の正しい理解促進のための普及啓発、認知症サポーターの養成、認知症初期集中支援の実施などを行ってきました。 計画に位置付けた施策・事業は、約8割の事業が概ね又はある程度計画どおり事業を実施できたという評価となりました。しかし、他の基本目標に比べて実施状況が半分程度の事業の割合も高かったため、今後、施策・事業を着実に実施していく必要があります。 一方、ニーズ調査では、今後充実させてほしい施策として、移動支援サービス(46.3%)、買い物支援サービス(45.6%)、高齢者の見守り体制(44.7%)などについて、半数に近い方が充実を望んでいる結果となりました。
課題	高齢者の地域での生活には、住まいや移動の確保、防犯・防災、災害時の取組は重要です。 引き続き、庁内担当部署、関係機関、関係団体と連携を図り、必要な情報の提供や共有を行うとともに、災害時の取組として個別避難計画の作成をさらに進めていく必要があります。 また、将来的に認知症高齢者数は増加することが推計されており、支援の一層の充実が必要であります。そのため、市民が認知症を正しく理解し、地域において認知症の人ができる限り良い環境で自分らしく暮らし続けられるよう、認知症に関しての周知・啓発とともに、認知症の人やその家族の意見を発信する機会の確保などを含め、本人・介護者への支援の実施、さらには認知症バリアフリーの推進など、さらなる充実を図っていく必要があります。

基本目標4「介護サービスの充実と制度の安定的運営」	
評価	要介護(要支援)認定者数が増加する中、利用者にとって適切な介護サービスが提供できるよう、介護サービスの充実と、安定した供給のための取組を行ってきました。 施設サービスの充実として、計画期間中において特別養護老人ホームを1か所(80床)開設し、さらには在宅等での医療ニーズが高い要介護者や認知症高齢者への対応として、看護小規模多機能型居宅介護事業所を1か所開設しました。 ニーズ調査では、特に力を入れるべきこととして、半数以上の高齢者が「家族の介護負担を軽減するための支援策の充実」(59.8%)、「在宅介護サービスの充実」(56.1%)を求める結果となりました。
課題	今後も、高齢者数の増加に伴い、要介護(要支援)認定者数が増え、介護サービスの利用者数も増加していくことが見込まれています。 さらに、本計画期間中には、いわゆる団塊の世代が75歳以上となる令和7年(2025年)を迎えます。 市では、保険者として引き続き、サービスの基盤整備などの提供体制の検討や、介護人材の確保に向けた取組を推進し、必要とする方に必要なサービスを適切に提供することができるよう、介護保険制度の持続性と質の高いサービスの提供を目指していきます。

(2)目標値に対する実績

現行計画に位置付けた目標値の3年間の実績は、以下のとおりとなっています。

		第9次実績		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度
インフルエンザ 接種率 (%)	計画値	54.0	54.0	54.0
	実績値	58.0	60.0	60.0
肺炎球菌 接種率 (%)	計画値	20.0	20.0	20.0
	実績値	16.7	14.5	15.0
胃がん検診の受診率 (%)	計画値	18.0	19.0	20.0
	実績値	14.6	14.1	15.0
大腸がんの受診率 (%)	計画値	29.0	29.5	30.0
	実績値	24.3	24.0	25.0
乳がんの受診率 (%)	計画値	46.5	47.0	47.5
	実績値	31.4	32.7	33.0
子宮頸がんの受診率 (%)	計画値	28.5	29.0	29.5
	実績値	20.9	22.3	22.5
胸部（結核・肺がん）の受診率 (%)	計画値	25.0	25.5	26.0
	実績値	22.1	22.5	23.0
特定健康診査対象者（人）	計画値	11,370	11,090	10,810
	実績値	10,314	11,231	10,765
特定健康診査受診者（人）	計画値	4,640	6,321	6,486
	実績値	2,798	3,329	3,444
特定健康診査受診率 (%)	計画値	39.9	57.0	60.0
	実績値	27.1	29.6	32.0
特定保健指導対象者（人）	計画値	1,108	1,148	1,189
	実績値	413	387	380
特定保健指導実施者（人）	計画値	659	689	713
	実績値	230	206	210
特定保健指導実施率 (%)	計画値	59.0	60.0	60.0
	実績値	55.7	53.2	55.3
食生活改善協議会地区活動生活習慣病予防（人）	計画値	4,200	4,200	4,200
	実績値	6,536	5,114	5,200
食生活改善協議会地区活動高齢者の健康支援（人）	計画値	5,500	5,500	5,500
	実績値	5,717	4,946	5,500
人間ドック利用助成国民健康保険（人）	計画値	700	700	700
	実績値	668	672	750
人間ドック利用助成後期高齢者医療（人）	計画値	238	250	260
	実績値	194	245	300
介護予防講演会実施回数（回）	計画値	2	2	2
	実績値	0	2	2
介護予防講演会参加人数（人）	計画値	80	80	80
	実績値	0	45	80
東金市ロコモ体操実施地区数	計画値	12	16	20
	実績値	11	16	21
東金市ロコモ体操参加人数（人）	計画値	300	400	500
	実績値	263	327	400
公民館主催事業参加者数（人）	計画値	40	40	40
	実績値	91	251	110
（仮称）東金市スポーツフェスティバル参加者数（人）	計画値	1,000	1,000	1,000
	実績値	0	978	1,000

		第9次実績		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度
老人福祉センター主催事業（教室数）	計画値	3	3	3
	実績値	3	3	3
老人福祉センター利用件数（件）	計画値	350	400	400
	実績値	305	338	250
老人福祉センター延利用者数（人）	計画値	4,000	4,500	4,500
	実績値	2,224	2,721	2,100
高齢者スポーツ大会参加者（人）	計画値	550	550	550
	実績値	0	0	550
敬老事業100歳到達者（人）	計画値	12	14	14
	実績値	4	7	20
東金市シルバー人材センター 会員数（人）	計画値	310	320	320
	実績値	295	280	290
東金市シルバー人材センター 受注件数	計画値	3,000	3,000	3,000
	実績値	2,559	2,531	2,540
はり・きゅう・あんまマッサージ等助成事業	計画値	350	400	400
	実績値	899	622	600
あんしん電話事業貸与世帯（世帯）	計画値	170	185	200
	実績値	144	158	163
福祉テレホンサービス利用者数（人）	計画値	8.0	8.0	8.0
	実績値	8.0	9.0	11.0
福祉テレホンサービス延訪問回数（回）	計画値	384	384	384
	実績値	290	256	428
ボランティア養成講座延参加者数（人）	計画値	105	105	105
	実績値	31	61	80
軽度生活援助事業実利用者（人）	計画値	110	115	120
	実績値	88	102	110
養護老人ホーム措置者数（人）	計画値	7	7	7
	実績値	7	6	5
ふれあい移動サービス利用者数（人）	計画値	50	50	50
	実績値	51	60	55
ふれあい移動サービス延実施回数（回）	計画値	878	878	878
	実績値	846	928	1,008
交通安全教室開催数（回）	計画値	20	20	20
	実績値	0	9	6
交通安全教室参加者数（人）	計画値	900	900	900
	実績値	0	137	287
認知症サポーター養成者数（人）	計画値	100	350	350
	実績値	331	301	300
認知症サポーター累計人数（人）	計画値	7,095	7,445	7,795
	実績値	7,575	7,876	8,176
認知症予防講演会実施回数（回）	計画値	2	2	2
	実績値	0	1	1
認知症予防講演会延参加者（人）	計画値	80	80	80
	実績値	0	28	20

※令和5年度は見込値

第3章 基本理念及び施策の体系

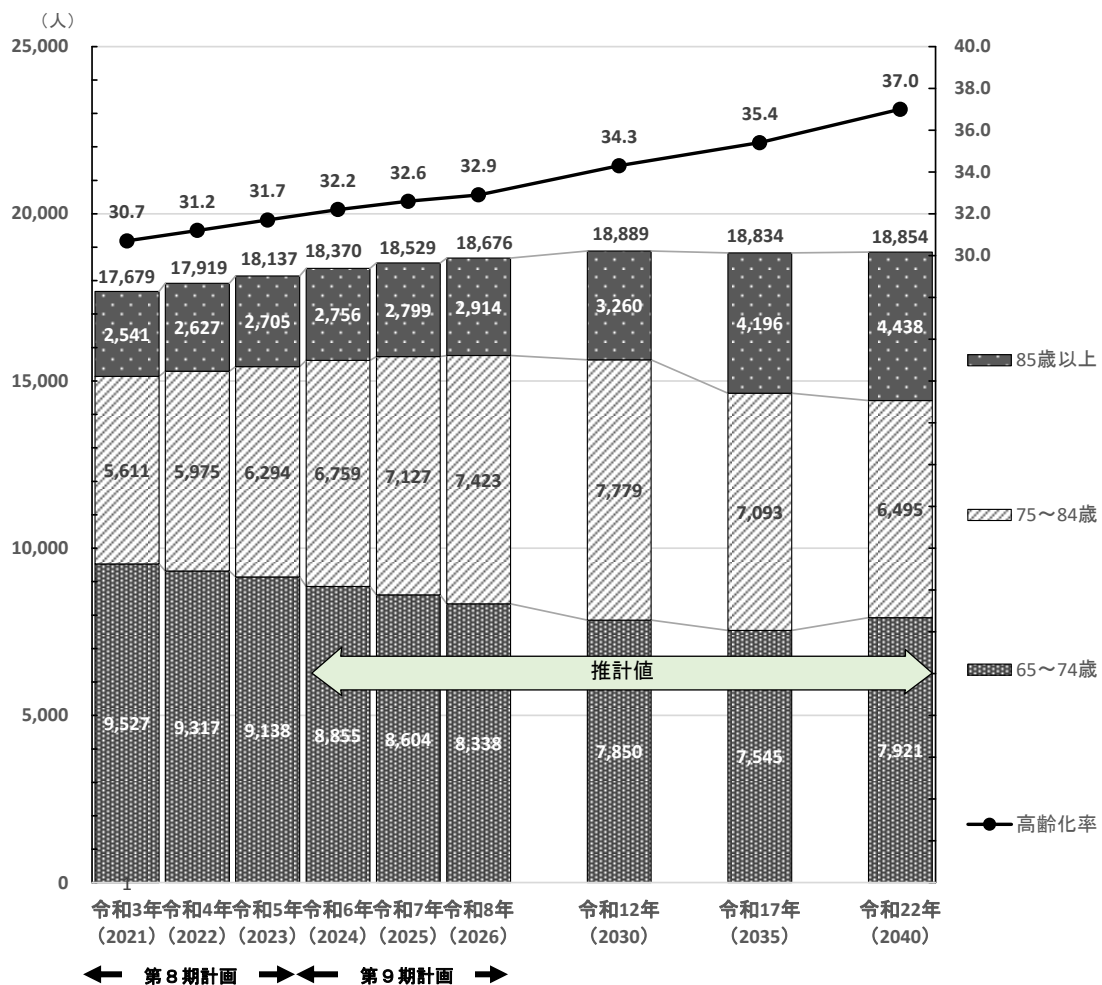
1 中長期的視野でみる高齢者の予測

本市の高齢者人口は増加傾向で進み、令和12年に18,889人、令和22年(2040年)に18,854人になると推計されます。

年齢区分別にみると、前期高齢者(65～74歳)は、令和17年頃まで減少傾向で推移しますが、以降、団塊ジュニア世代が65歳以上となる令和22年(2040年)に向けて増加に転じ、令和22年(2040年)には約8,000人と推計されます。

後期高齢者のうち75～84歳は令和12年頃まで増加し、その後は減少に転じると推計されます。また、85歳以上は令和12年に3,000人を超え、令和22年(2040年)では4,500人程度と推計されます。

■年齢区分別高齢者人口の推計

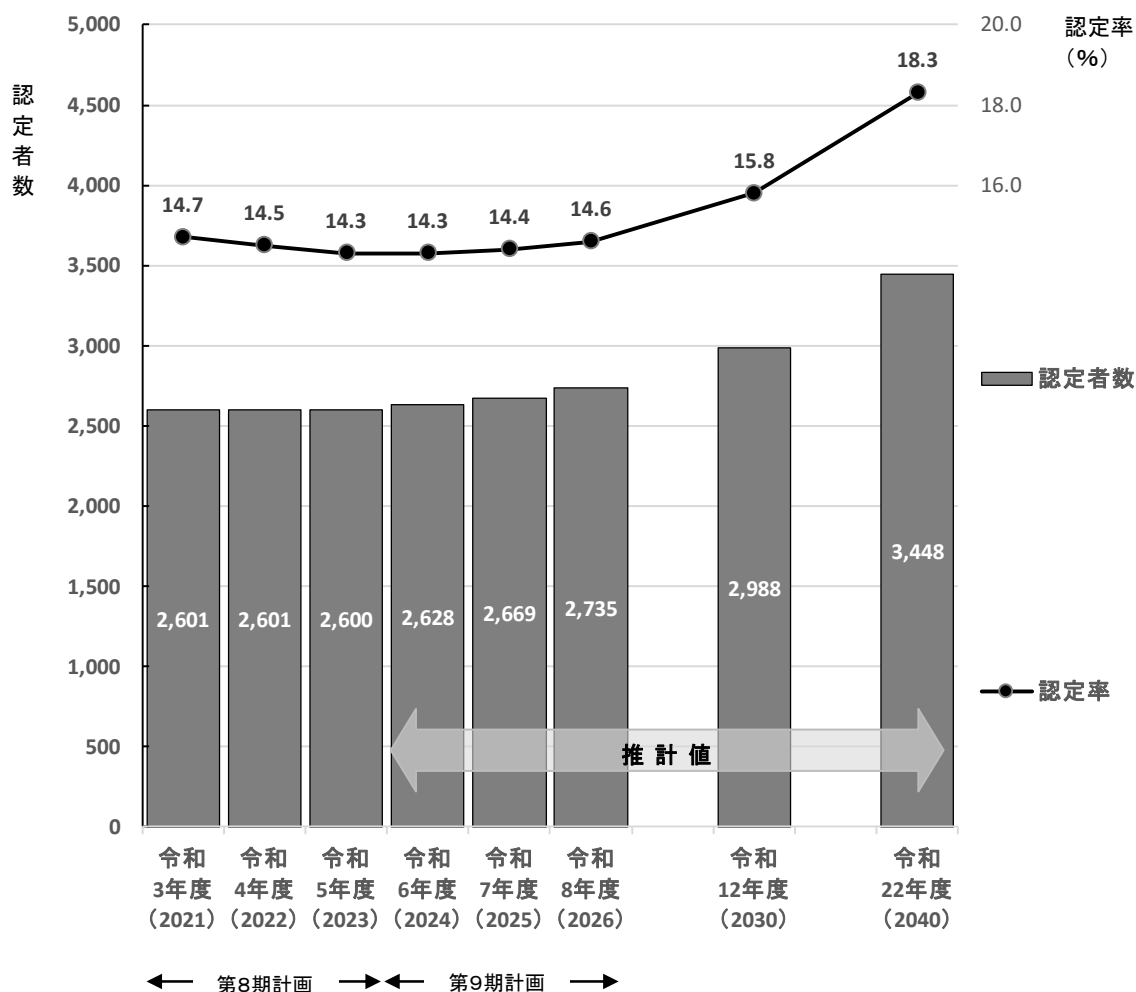


出典：住民基本台帳人口(各年9月末日)及びコーホート要因法をもとにした推計

第3章 基本理念及び施策の体系

高齢者人口の推計と認定率の実績をもとに、要介護(要支援)認定者数を推計すると、第9期計画の最終年である令和8年度には2,735人となり、令和12年度には2,988人、令和22年(2040年)では3,448人まで増加すると推計されます。

■要介護(要支援)認定者数の推計(第1号被保険者)



※認定者数:第2号被保険者を除く認定者数

認定率:第1号被保険者に占める要支援・要介護認定者(第2号被保険者を除く)の割合

出典:地域包括ケア「見える化システム」による推計結果

2 基本理念

支え合い あたたかな地域の中で 自立した活力ある高齢者が暮らせるまち 東金

本市では、令和3年3月に「東金市第4次総合計画」を策定し、目指すべき市の将来像として「豊かな自然と伝統を守り 未来へ続くMy City東金」を掲げ、その中で、「安心で健やかな暮らしを創る」ことを目指し、高齢者施策の充実に取り組んでいます。

本計画期間中の令和7年(2025年)には、いわゆる団塊の世代がすべて75歳以上になります。その後、令和22年(2040年)には、いわゆる団塊の世代が85歳以上になり、団塊ジュニア世代が65歳以上となることから、介護ニーズの多様化と、介護サービスの需要増加が想定されています。

こうした中、高齢者が住み慣れた地域で、自立し、いきいきと暮らし続けるためには、「健康寿命」の延伸が重要であり、地域の中でニーズに応じた適切なサービスが包括的に提供されることが大切です。

また、近年の社会情勢から、高齢者を公的な制度や福祉サービスだけで支えることは難しい状況となっており、高齢者を取り巻く生活課題に対し、きめ細かく対応するためには、地域で支えあう、地域共生社会を実現していくことが求められています。

本計画では、これまでの高齢者施策の継続性といった視点から、第9次(第8期)計画の基本理念や趣旨を踏襲するものとしており、地域包括ケアシステムの深化・推進に向けた施策及び事業を展開してまいります。

3 基本目標

基本目標1 健康で自立した生活を継続できるまち

我が国においては、平均寿命は伸び続けており、男性は81.05年、女性は87.09年(令和4年簡易生命表)となり、高齢期の期間が長くなってきています。この高齢期を心身ともに健康な状態で過ごす「健康寿命」の延伸は、活動的で自立した生活を送るためには大変重要なこととなっています。高齢者一人ひとりが健康づくりの意識を持ち、こころと身体の健康管理を実践できるよう、高齢者自身の身近な地域での健康づくりや介護予防に関する取組の促進を図っていきます。

また、高齢者がこれまでに培った技能や経験を活かせる活動の場や高齢者のニーズを踏まえた学習や運動の機会をつくることで、高齢者が社会との関わりを保ち、生きがいを持って生活できるまちづくりを進めていきます。

基本目標2 住み慣れた地域で支え合いながら暮らせるまち

今後一層の高齢化進展により、高齢者本人やその家族に関わる複雑化・複合化した課題の増加が想定されています。そのような中、高齢者が住み慣れた地域で安心して自分らしい生活を送ることができるよう、地域における相談支援体制や地域全体で互いに支え合う体制づくり、及び高齢者虐待防止や成年後見制度の利用促進など権利擁護の取組の充実を図っていきます。

また、医療と介護の両方を必要とする高齢者が住み慣れた地域で人生の最期まで暮らし続けられるよう、在宅医療と介護の一体的な支援の提供体制の構築を進めていきます。

基本目標3 高齢者にやさしい地域づくりの推進

高齢者が暮らしやすく気軽に出かけられるよう、バリアフリー化も含めた交通環境の整備や移動手段の確保を図るとともに、ライフスタイルやニーズに合った住みやすい居住環境の整備など、高齢者にやさしいまちづくりに取り組んでいきます。

また、高齢者にとって安全で安心できるまちとなるよう、地域での見守り活動や交通安全・防犯対策を進め、災害等が発生又は発生が想定されるときには、迅速で安全に避難できるよう地域での支援体制を構築していきます。

さらに、令和22年(2040年)に向けて85歳以上高齢者が増加していくことから、認知症予防への取組、支援体制の充実を図るとともに、地域において認知症に関する正しい知識と理解の普及啓発を促進し、認知症の人やその家族にやさしい地域づくりを進めていきます。

基本目標4 介護サービスの充実と制度の安定的運営

高齢者が介護や支援が必要になっても、可能な限り住み慣れた地域において生活ができるよう、ニーズを踏まえた必要なサービスが提供される体制の整備を図ります。

また、中長期的な視野で高齢者人口の動向や、介護サービスの需要やニーズを踏まえて、持続可能な介護保険制度の運営を可能としていくために、介護給付の適正化や介護人材の確保・育成・定着への支援を進めるとともに、介護サービスの質の向上に関わる介護現場の生産性の向上への取組を進めていきます。

4 日常生活圏域について

本市では、地理的条件や人口、交通事情、介護保険施設の整備状況などの諸条件を勘案し、市内に2つの日常生活圏域を設定し、日常生活圏域ごとに1か所ずつ、地域包括支援センターを設置しています。

○第1生活圏域 … 東金市西部地域包括支援センター

○第2生活圏域 … 東金市東部地域包括支援センター

第1生活圏域	
高齢者数	9,554人
高齢化率	30.5%



第2生活圏域	
高齢者数	8,583人
高齢化率	33.2%

■圏域別の高齢化率・要介護(要支援)認定者数及び認定率の状況

	人口(A)	65 歳以上(B)		75 歳以上(C)		要介護(支援)認定者数(D)	
	(人)	(人)	人口に占める割合(B/A)	(人)	人口に占める割合(C/A)	(人)	65 歳以上に占める割合(D/B)
第1生活圏域	31,311	9,554	30.5%	4,760	15.2%	1,399	14.6%
第2生活圏域	25,840	8,583	33.2%	4,239	16.4%	1,231	14.3%

出典:住民基本台帳人口(令和5年9月末日)

※要介護(支援)認定者数は、住所地特例者を除く

■日常生活圏域の詳細

日常生活圏域	地区・大字
第1生活圏域	【東金地区(東金地区・田間地区・城西地区)】東金・東上宿・東岩崎・東新宿・南上宿・田間・田間1～3丁目・台方・大豆谷・日吉台1～7丁目・八坂台1～5丁目 【公平地区】求名・家之子・道庭・松之郷 【丘山地区】油井・小野・山田・滝・丹尾・季美の森東1～2丁目・丘山台1～3丁目 【源地区】上布田・極楽寺・滝沢・酒蔵・三ヶ尻
第2生活圏域	【東金地区(嶺南地区)】北之幸谷・堀上・川場・押堀 【大和地区】山口・田中・福俵・西福俵 【正気地区】広瀬・関下・大沼・宿・荒生・薄島・家徳・幸田・北幸谷・細屋敷・藤下飛地・不動堂飛地・西野飛地・栗生飛地 【豊成地区】上武射田・下武射田・土農田・菱沼・前之内・二又・東中・関内・堀之内・宮・三浦名・御門・高倉・中野・殿廻・小関飛地 【福岡地区】小沼田・大沼田・一之袋・二之袋・砂古瀬・依古島・下谷・東中島・上谷・西中

5 施策の体系

基本目標1

健康で自立した生活を継続できるまち

施策1 健康づくり・介護予防施策の充実・推進

施策2 社会参加と生きがいづくりの推進

基本目標2

住み慣れた地域で支え合いながら暮らせるまち

施策1 地域における支援体制づくり

施策2 生活支援・支え合い活動の推進

施策3 高齢者の尊厳を守る支援体制の確立

施策4 医療と介護の連携の推進

基本目標3

高齢者にやさしい地域づくりの推進

施策1 高齢者の住まい・環境づくりへの支援

施策2 地域の見守り・防災・防犯の推進

施策3 認知症施策の推進

基本目標4

介護サービスの充実と制度の安定的運営

施策1 介護等給付サービスの充実

施策2 人材の育成と資質向上、介護現場の生産性の向上

施策3 介護保険制度のよりよい運営

- 
- ① 疾病予防の推進
 - ② 健康づくりの推進
 - ③ 介護予防・重度化防止の推進

- 
- ① 生涯学習・生涯スポーツ活動の充実
 - ② 社会参加と生きがいづくりへの支援
 - ③ 高齢者の就労支援

- 
- ① 地域包括支援センターの機能強化
 - ② 地域での高齢者福祉の推進
 - ③ 地域共生社会の実現

- 
- ① 生活支援サービスの充実
 - ② 地域での支え合い体制の充実

- 
- ① 高齢者に対する虐待防止
 - ② 成年後見制度等の利用促進

- 
- ① 在宅医療・介護連携の推進

- 
- ① 住まい・移動の確保

- 
- ① 安全・安心な生活環境づくりの推進
 - ② 災害時における高齢者支援体制の確立

- 
- ① 認知症の普及啓発
 - ② 認知症予防への取組
 - ③ 医療的ケアの充実と家族支援
 - ④ 認知症バリアフリーの推進

- 
- ① 介護等給付サービスの充実

- 
- ① 介護人材の確保・定着・育成

- 
- ① サービス基盤整備の方針
 - ② 介護給付適正化の方針

第4章 施策の展開

1 健康で自立した生活を継続できるまち

(1)健康づくり・介護予防施策の充実・推進

① 疾病予防の推進

高齢者の感染症の予防や対応に関する正しい知識の普及を行うとともに、予防接種や各種検診の受診率の向上を図り、高齢者の感染症及び疾病予防、重症化予防を促進します。

【主な取組】

事業名	事業概要	主担当課
予防接種事業の実施	インフルエンザ及び高齢者の肺炎球菌感染症の定期予防接種対象者に接種費用の一部助成を実施しています。 インフルエンザ予防接種は接種期間中に65歳以上となる方には予診票を発送していきます。 肺炎球菌感染症については、令和6年度より、65歳以上の方への接種勧奨は終了し、対象者は年度末年齢65歳の方のみとなります。今後も対象者に対しての周知を行っていきます。	健康増進課
各種検診の実施	早期発見・早期治療を目的とし、各種検診が行われています。集団・個別方式で行う各種がん検診、胸部検診等を実施しています。 がん検診の受診率は国・県よりも高い状況ですが、やや減少傾向となっており、引き続き受診についての啓発をしていく必要があります。	健康増進課

■実績と目標■

	項目	第9次実績			第10次見込み		
		R3	R4	R5	R6	R7	R8
予防接種事業	インフルエンザ接種率(%)	58.0	60.0	60.0	61.0	61.0	61.0
	肺炎球菌接種率(%)	16.7	14.5	15.0	20.0	20.0	20.0

※令和5年度の実績は見込値

第4章 施策の展開

② 健康づくりの推進

生活習慣病予防、重症化予防、要介護状態の予防に向けて市民が健康づくりを実践できるよう努め、高齢者の日常的な健康管理を促進するとともに、若年層からの生活習慣病の早期発見・早期治療による健康の保持及び増進を図ります。

また、かかりつけ医を持つことの重要性について周知啓発し、健康課題のある高齢者への疾病予防・重症化予防に係る支援を行います。

【主な取組】

事業名	事業概要	主担当課
特定健康診査・特定保健指導の実施	40歳以上の国民健康保険被保険者を対象に、糖尿病等の生活習慣病の発症や重症化を予防することを目的とした健康診査を実施し、健診結果から生活習慣等を改善するための保健指導を行います。 また、千葉県後期高齢者医療広域連合から委託を受け、後期高齢者医療制度被保険者を対象に健康診査を実施します。	健康増進課
「とうがね健康プラン21（第3次）」に基づく健康づくり施策の推進	「とうがね健康プラン21（第3次）」を策定し、引き続き健康寿命の延伸を総合目標に掲げ、すべての市民が積極的に自ら参加する健康づくりを目指します。	健康増進課
健康づくりのための啓発・支援の推進	健康相談や健康教育、家庭訪問を通して、健康に関する正しい情報を提供し、健康問題の解決に向けた支援を行っています。食生活改善会と協働により、地域全体へ生活習慣病予防等に関する健康づくりの啓発を図ります。 生活習慣病予防に関して、限られた地域住民だけでなく、広く市民に対して（ポピュレーションアプローチ）啓発していきます。	健康増進課
かかりつけ医の推進	健康相談や特定健康診査等の場において、かかりつけ医を持つことの大切さを啓発しています。	健康増進課
短期人間ドック利用助成	国民健康保険、後期高齢者医療制度の被保険者に対し、生活習慣病等の早期発見・早期治療に役立て、被保険者の健康の保持増進を図るために、短期人間ドックの受検費用の一部を助成します。	国保年金課

■実績と目標■

	項目	第9次実績			第10次見込み		
		R3	R4	R5	R6	R7	R8
特定健康診査	対象者(人)	10,314	9,848	10,765	9,250	9,000	8,800
	受診者(人)	2,798	3,016	3,444	3,330	3,600	3,784
	受診率(%)	27.1	30.6	32.0	36.0	40.0	43.0
特定保健指導	対象者(人)	413	387	380	366	396	416
	実施者(人)	230	206	210	202	222	238
	実施率(%)	55.7	53.2	55.3	55.0	56.0	57.0
短期人間ドック利用助成	国民健康保険(人)	668	672	750	750	750	750
	後期高齢者医療(人)	194	245	300	340	340	340

※令和5年度の実績は見込値

③ 介護予防・重度化防止の推進

高齢者がいつまでも住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、健康づくりや介護予防、認知症予防、フレイル(心身の虚弱状態)予防への意識の向上を図ります。

また、通いの場等への参加を促進し、高齢者が集まる場を活用したフレイル予防に取り組めます。

介護予防・日常生活支援総合事業とは

市町村が中心となって、地域の実情に応じて、地域住民、民間事業者等の多様な主体が参画し、多様なサービスを提供することにより、地域の支え合いの体制づくりを推進し、要支援者等に対する効果的で効率的な支援等を可能とすることを目指すものです。

要支援者、介護予防・生活支援サービス事業対象者(基本チェックリストを用いた簡易な形で要支援者に相当する状態等と判断された者)を対象とした「介護予防・生活支援サービス事業」と、すべての65歳以上の高齢者を対象とした「一般介護予防事業」で構成されます。

ア 介護予防・生活支援サービス事業

要支援者及び介護予防・生活支援サービス事業対象者に対し、地域の実情に合わせ、多様なサービスを提供し、自立した生活を送ることができるよう支援します。

【主な取組】

事業名	事業概要	主担当課
介護予防・生活支援サービス事業	地域で必要となる介護予防・生活支援サービス事業の提供体制の充実及び効果的な実施を図っていきます。 《訪問型サービス》 i) 従前相当の訪問介護サービス ii) 訪問型生活支援サービス(訪問A) iii) 訪問型助け合いサービス(訪問B) 《通所型サービス》 i) 従前相当の通所介護サービス ii) 通所型助け合いサービス(通所B) iii) 通所型短期集中予防サービス(通所C)	高齢者支援課

第4章 施策の展開

イ 一般介護予防事業

いつまでも元気に生活が送れるよう、介護予防に関する正しい知識の普及啓発、住民主体の通いの場づくりや介護予防活動への参加促進など、介護予防に対する取組を推進します。

【主な取組】

事業名	事業概要	主担当課
介護予防把握事業	閉じこもり等の何らかの支援を要する者を早期に把握し、通いの場への参加など介護予防活動につなげます。	高齢者支援課
介護予防普及啓発事業	講演会の開催、広報やホームページへの掲載、パンフレット配布等を通じて介護予防に関する普及啓発を行います。	高齢者支援課
地域介護予防活動支援事業	i)「通いの場」づくりの推進 介護予防や社会参加を目的とした住民主体の「通いの場」づくりを推進します。 通いの場では、東金市口コモ体操の普及啓発、立ち上げや継続に向けての支援を行います。 ii)シニアリーダーの養成 「通いの場」を継続して実施できるようシニアリーダーの養成を行います。	高齢者支援課
地域リハビリテーション活動支援事業	山武長生夷隅地域リハビリテーション広域支援センター等との連携により、リハビリ専門職を通いの場に派遣し、体操指導や講座などを行い、効果的な介護予防に取り組みます。	高齢者支援課

■実績と目標■

	項目	第9次実績			第10次見込み		
		R3	R4	R5	R6	R7	R8
介護予防講演会	実施回数(回)	－	2	2	2	2	2
	参加人数(人)	－	45	80	80	80	80
東金市口コモ体操をきっかけとした通いの場	実施地区数	11	16	21	25	29	33
	参加人数(人)	263	327	400	450	500	550

※令和5年度の実績は見込値

ウ 高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施事業の推進

高齢者の心身の特性を踏まえ、一人ひとりの状況に応じたきめ細やかな支援に医療専門職が積極的に関わり、高齢者の保健事業と介護予防事業を一体的に実施することで、高齢者が住み慣れた地域で可能な限り自立した生活と社会参加ができるよう、健康づくりやフレイル予防に取り組みます。

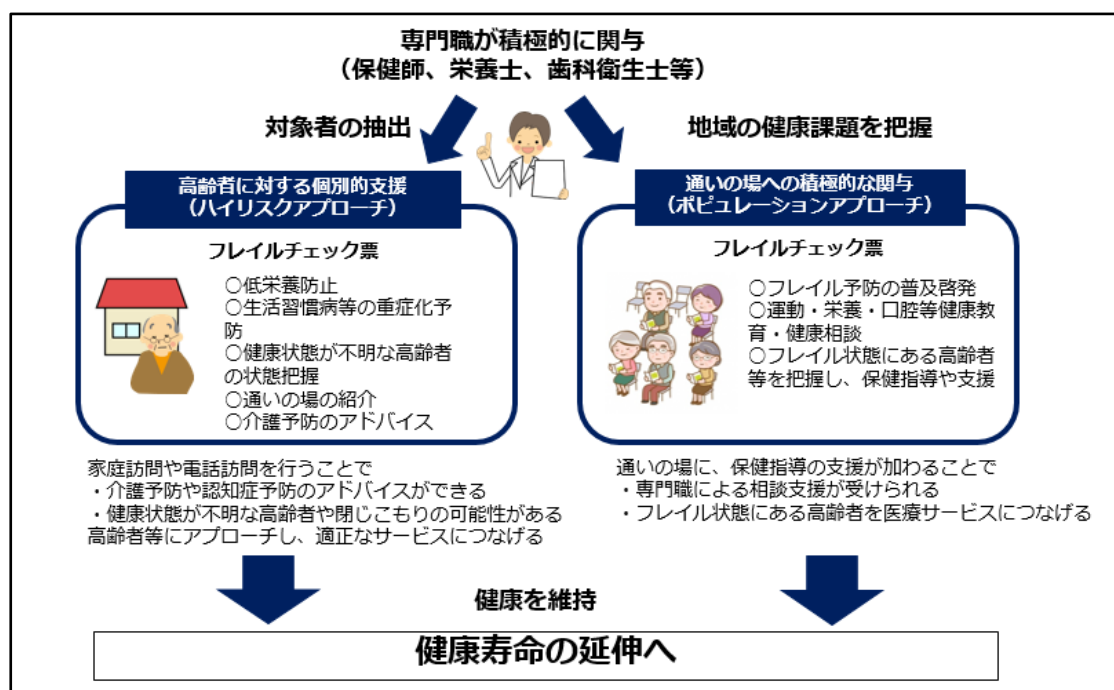
フレイルとは・・・

「要介護状態に至る前段階」として位置付けられ、加齢により心身の活力が低下した状態。身体的脆弱性だけでなく、精神心理的脆弱性や閉じこもりなど社会的脆弱性などの多面的な問題を含む。フレイルの状態に早く気づき、適切な取組を行うことが重要です。

【主な取組】

事業名	事業概要	主担当課
高齢者に対する個別的支援（ハイリスクアプローチ）	健康状態不明者に対して、健康診査の受診勧奨と個々の状態やニーズに応じたサービスへの接続支援を継続します。訪問時には血圧測定や健康づくりに関する情報を伝達し、対象者の健康意識の向上を目指します。	健康増進課
通いの場等への積極的な関与等（ポピュレーションアプローチ）	通いの場でのフレイル予防の健康教育・健康相談に加え、高齢者支援課と共同で体力測定を開催したり、歯科衛生士・管理栄養士などの専門職種による健康教育を実施するなど、関係部署・団体との連携を図りながら事業を展開します。	健康増進課

高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施（イメージ図）



千葉県後期高齢者医療広域連合の資料をもとに作成

(2)社会参加と生きがいづくりの推進

① 生涯学習・生涯スポーツ活動の充実

人生を豊かに過ごすための生涯学習や健康づくり、社会参加のきっかけとなるスポーツ大会など、地域に住む子どもから高齢者まで、幅広い年齢層が身近で気軽に集まれる、多様な活動の場の提供を推進します。

【主な取組】

事業名	事業概要	主担当課
生涯学習の推進	超高齢社会、人生100年時代といわれる中で、人生を豊かに送るための生涯学習の推進を図るため、幅広い年齢層に向けた各種講座を開催します。 図書館主催のイベントや東金文化会館での催事など、広報やホームページ等の掲載による情報の発信を行います。	生涯学習課
生涯スポーツの推進	高齢者の健康づくりや生きがいづくり、社会参加のきっかけづくりに寄与するため、スポーツ大会やスポーツ教室の開催等、高齢者も気軽にスポーツに取り組むことができるイベントの提供や環境の整備に努めます。	スポーツ振興課
千葉県生涯大学の利用支援	千葉県生涯大学の周知や願書の受付等、意欲ある高齢者の生涯学習のニーズに対応できるよう支援します。	高齢者支援課

■実績と目標■

	項目	第9次実績			第10次見込み		
		R3	R4	R5	R6	R7	R8
公開講座	参加者数(人)	91	244	262	115	120	125
東金市スポーツフェスティバル	参加者数(人)	—	978	1,080	1,000	1,000	1,000

※令和5年度の実績は見込値

② 社会参加と生きがいづくりへの支援

高齢者が生きがいを持っていきいきと活躍できるよう、高齢者間の交流を通じた生きがいづくりや社会参加につながる活動への支援を推進します。

【主な取組】

事業名	事業概要	主担当課
高齢者に向けた教室の開催	高齢者の社会参加、生きがいづくりを目的に、東金中央コミュニティセンター等を活用して高齢者に向けた教室を開催します。	高齢者支援課

事業名	事業概要	主担当課
東金市長寿の会連合会の活動支援	長寿の会連合会が行う、「健康・友愛・奉仕」の三大運動をはじめとする様々な活動に対して支援します。	高齢者支援課
敬老事業	100歳を迎える方に、長寿のお祝い品を贈呈します。	高齢者支援課

■実績と目標■

	項目	第9次実績			第10次見込み		
		R3	R4	R5	R6	R7	R8
敬老事業 (100歳到達者)	対象者(人)	4	7	7	20	20	20

③ 高齢者の就労支援

生涯現役を目指し、就労意欲のある高齢者のニーズに対応するため、関係機関や民間事業者と連携し、高齢者の就業に関する情報提供や、就業機会の拡大・支援に向けた取組を推進します。

【主な取組】

事業名	事業概要	主担当課
就労に向けた支援	人口減少社会において、労働力の不足が大きな社会問題となっており、高齢者の労働力が必要とされています。労働意欲のある高齢者が希望する形態の就労に就けるよう、東金市地域職業相談室と連携して就職支援を行っています。 また、本市を管轄する千葉南公共職業安定所(ハローワーク千葉南)が行う、シニア世代の雇用に前向きな企業の求人情報や求職者の多様なニーズに応じた情報の提供等を行う「生涯現役支援窓口」について、情報提供をします。 さらに、民間事業所とも連携をし、高齢者の就労機会の確保のため、仕事説明会等の開催に向けた支援を行います。	高齢者支援課 商工観光課
東金市シルバー人材センターの利用促進	東金市シルバー人材センターは、健康で働く意欲のある高齢者の豊かな経験と能力を活かすことのできる働く場の提供、生きがいの充実、社会参加の促進を目的としています。 高齢者の就業機会の安定的な確保及び拡充が図られるよう、東金市シルバー人材センターへの支援を行います。	高齢者支援課

■実績と目標■

	項目	第9次実績			第10次見込み		
		R3	R4	R5	R6	R7	R8
東金市シルバー人材センター	会員数(人)	295	280	290	300	310	320
	受注件数(件)	2,559	2,531	2,540	2,560	2,580	2,600

※令和5年度の実績は見込値

2 住み慣れた地域で支え合いながら暮らせるまち

(1) 地域における支援体制づくり

① 地域包括支援センターの機能強化

地域包括支援センターは、地域住民の心身の健康の保持及び生活の安定のために必要な援助を行うことにより、その保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援することを目的として、保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員がそれぞれの専門性を生かしたチームアプローチで、総合相談支援、権利擁護、包括的・継続的ケアマネジメント支援、介護予防ケアマネジメントなどの業務に取り組んでいます。

高齢者の生活を包括的に支援する中核機関として、その機能を十分発揮できるよう、さらなる機能強化を図ります。

【主な取組】

事業名	事業概要	主担当課
地域包括支援センターの設置	地域包括支援センターを、日常生活圏域ごとに1か所設置しています(市内2か所)。高齢化の進展に伴い高齢者のニーズも多様化し、センターが担う役割も増加しています。適切に事業が推進できるよう、必要な支援を行います。	高齢者支援課
総合相談支援業務	高齢者に関する相談に対し、的確な状況把握を行い、適切な機関、制度・サービスの利用につなげるなど、必要な対応支援を実施します。 相談内容は多様化・複雑化・複合化していく傾向があることから、関係機関・関係者などとの連携を深めるとともに、研修等に参加して専門性を高め、知識・技術向上に努めます。	高齢者支援課
権利擁護業務	高齢者の権利を守るため、養護者による高齢者虐待の対応支援、成年後見制度の必要な高齢者やその家族に対する制度の紹介、消費者被害に関する啓発等に取り組めます。	高齢者支援課
包括的・継続的ケアマネジメント支援業務	介護支援専門員(ケアマネジャー)からの日常的な相談、支援困難事例への指導助言を行うとともに、介護支援専門員と関係機関との連携を支援します。 また、東金市介護支援専門員研修会を通して、介護支援専門員同士のネットワークづくりや資質向上を図ります。	高齢者支援課

事業名	事業概要	主担当課
地域包括支援センターの周知	地域包括支援センターがそれぞれの地域でより身近な相談窓口となるよう、広報やホームページへの掲載、リーフレットの配布などにより周知を行い、利用の促進を図ります。	高齢者支援課
地域包括支援センターの適切な運営	地域包括支援センターの業務の定期的な評価・点検を行い、適切な運営及び事業の質の向上を図るため、必要な改善を行います。	高齢者支援課

【地域包括支援センターの設置】

日常生活圏域	担当 地域包括支援センター
第1生活圏域	東金市西部地域包括支援センター
第2生活圏域	東金市東部地域包括支援センター



第4章 施策の展開

② 地域での高齢者福祉の推進

高齢者が安心して在宅での生活を継続できるよう、高齢者福祉サービスの提供を継続するとともに、社会福祉協議会と連携し、地域で支え合う人材の育成や見守り活動などに取り組みます。

【主な取組】

事業名	事業概要	主担当課
東金市社会福祉協議会との連携	ボランティア活動を支援するため社会福祉協議会が設置する「ボランティア・市民活動センター」と地域で支え合う人材の育成などを行い、福祉の増進に向けて連携を図ります。 市民活動掲示板には、社会福祉協議会の事業のチラシを掲示し、活動の周知に努めます。 また、市民活動ガイドブックの内容を更新し、ボランティア市民活動センターの活動内容等を掲載します。	社会福祉課 地域振興課
「ボランティア市民活動センター」の活動支援	市民のボランティア活動に関する理解と関心を深めるとともに、組織的なボランティア活動の育成と援助を行う「ボランティア市民活動センター」に、ボランティアコーディネーターを配置し、活動の支援を行います。 「ボランティア市民活動センター」の活動を周知し、ボランティア養成講座や交流事業の充実を図ります。	社会福祉協議会
はり、きゅう、あんまマッサージ等助成事業	健康の維持増進や在宅での日常生活を支えるため、はり、きゅう、マッサージ等施術利用券を交付し、施術に要する費用の一部を助成します。	高齢者支援課
あんしん電話事業	ひとり暮らし高齢者や高齢者のみ世帯に対し、急病や災害等の緊急時に迅速に対応するため、緊急通報装置の貸与を行っています。	高齢者支援課
福祉テレホンサービス	65歳以上のひとり暮らし世帯やそれに準じた（日中のみひとり暮らし）世帯を対象に、孤独感の解消や見守りなど、電話による声かけ訪問を行います。また、茶話会を実施し、ボランティアと利用者の交流も行います。	社会福祉協議会

■実績と目標■

	項目	第9次実績			第10次見込み		
		R3	R4	R5	R6	R7	R8
はり・きゅう・あんまマッサージ等助成事業	延べ利用者(人)	899	622	600	605	610	615
あんしん電話事業	貸与世帯(世帯)	144	158	163	170	180	190
福祉テレホンサービス	利用者(人)	8	9	11	11	11	11
	延べ訪問回数(回)	290	256	428	428	428	428
ボランティア養成講座	延べ参加者(人)	31	61	80	80	80	80

※令和5年度の実績は見込値

③ 地域共生社会の実現

地域共生社会の実現に向けては、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えてつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域を共につくっていく取組が重要といえます。

高齢者をはじめとして、障がい者・子ども・生活困窮といった世代や分野といった属性に関わらず、複雑化・複合化した生活課題を抱えている人(8050世帯や介護と育児のダブルケア、ヤングケアラーの存在など1つの世帯において複数の課題が存在している状態)を支える仕組みの地域(まち)づくりを推進するため、行政だけでなく、住民、地域住民組織、ボランティア、民間企業等の協力による、幅広い支援づくりを構築する必要があります。

本市では引き続き、住まい・医療・介護・介護予防・生活支援の5つのサービスを一体的に提供し、住み慣れた地域での生活の支援を行う地域包括ケアシステムの深化・推進を図るとともに、高齢者・障がい者・子ども等を総合的に支援する「地域共生社会」の実現に向け、相談支援、参加支援、地域づくりに向けた支援を一体的に実施する重層的支援体制の整備を目指します。

(2)生活支援・支え合い活動の推進

① 生活支援サービスの充実

高齢者が自立した日常生活を送ることができるよう、生活支援サービスの提供体制の充実に取り組みます。

【主な取組】

事業名	事業概要	主担当課
軽度生活援助事業	ひとり暮らし高齢者や高齢者のみの世帯に、軽易な日常生活上の援助を行う軽度生活援助員を派遣し、高齢者の自立した生活の継続を図ります。	高齢者支援課
買い物支援事業	買い物支援対策として、地域における移動販売(移動スーパー)を、地域の声を聞きながら協力事業者と連携し、継続して実施します。 また、多くの方に利用いただけるよう、区の回覧やホームページ等により周知するなど、利用促進を図ります。	高齢者支援課

■実績と目標■

	項目	第9次実績			第10次見込み		
		R3	R4	R5	R6	R7	R8
軽度生活援助事業	実利用者(人)	88	102	110	115	120	125

※令和5年度の実績は見込値

② 地域での支え合い体制の充実

市と社会福祉協議会が両輪となり、生活支援コーディネーターを中心に、地域の高齢者が抱える多様化する生活支援に係るニーズや課題を把握し、地域全体で地域の暮らしを支える「支え合いの地域づくり」を市全域で広げる取組を推進します。

【主な取組】

事業名	事業概要	主担当課
生活支援体制整備事業	社会福祉協議会に生活支援体制整備事業の一部を委託し、第1層(市全域)、第2層(日常生活圏域)ごとに生活支援コーディネーターを配置しています。高齢者が住み慣れた地域で生活できるようにお互いが支え合う「支え合いの地域づくり」についての周知及び啓発、高齢者のニーズと地域資源のマッチングに取り組みます。 市内全域を対象とした第1層の協議体となる「東金市介護予防・生活支援サービス協議体」を設置し、多様化する高齢者のニーズについて検討しています。 第2層においては、地域の関係団体との話し合いを通じ、地域の実情に応じた「支え合いの地域づくり」を推進していきます。 また、就労的活動の場を提供できる民間企業・団体等と就労的活動の取組を実施したい事業者とをマッチングする就労的活動支援コーディネーターの配置について検討します。	高齢者支援課 社会福祉協議会
地域ケア会議の充実	多職種の連携により、個別ケースの課題解決の検討を行うとともに、ケアマネジメントの質の向上を図る地域ケア個別会議を開催します。個別課題の分析等の積み重ねにより、地域に共通する課題を明らかにする地域課題検討会議を行い、地域づくりや政策形成に向けて検討する地域ケア推進会議を開催します。	高齢者支援課

(3)高齢者の尊厳を守る支援体制の確立

① 高齢者に対する虐待防止

高齢者が尊厳のある生活を維持し、安全・安心に生活できるよう、「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（高齢者虐待防止法）」に基づき、関係機関との緊密な連携のもと、高齢者虐待の防止と早期発見、早期対応を目指し、虐待に関する相談や通報に対する速やかで適切な対応や市民に高齢者虐待を広く理解してもらえよう、周知に努めます。

【主な取組】

事業名	事業概要	主担当課
高齢者虐待防止対策の推進	i) 高齢者虐待防止に向けた体制整備の強化 高齢者虐待の防止を推進するため、相談通報窓口の周知や虐待防止に関する制度等の普及啓発を行います。 ii) 養護者による高齢者虐待への対応強化 高齢者虐待の相談があった場合は、地域包括支援センター等と連携し、早期対応を図ります。また、高齢者虐待防止ネットワーク会議を定期的開催し、多様化・複雑化する事例への早期解決・再発防止に向けての支援について検討を行います。 iii) 養介護施設従事者等による高齢者虐待への対応強化 県と協働して養介護施設従事者等による虐待に対し適切に対応します。養介護施設従事者等への教育研修や管理者等への適切な事業運営の確保を求めることにより、虐待防止対策を推進していきます。	高齢者支援課

② 成年後見制度等の利用促進

認知症高齢者の増加に伴い、成年後見制度をはじめとする権利擁護のための制度利用等のニーズが増加していくことが見込まれています。

成年後見制度等を必要とする人に対し適切な支援につなげられるよう、成年後見制度等の利用促進を推進します。

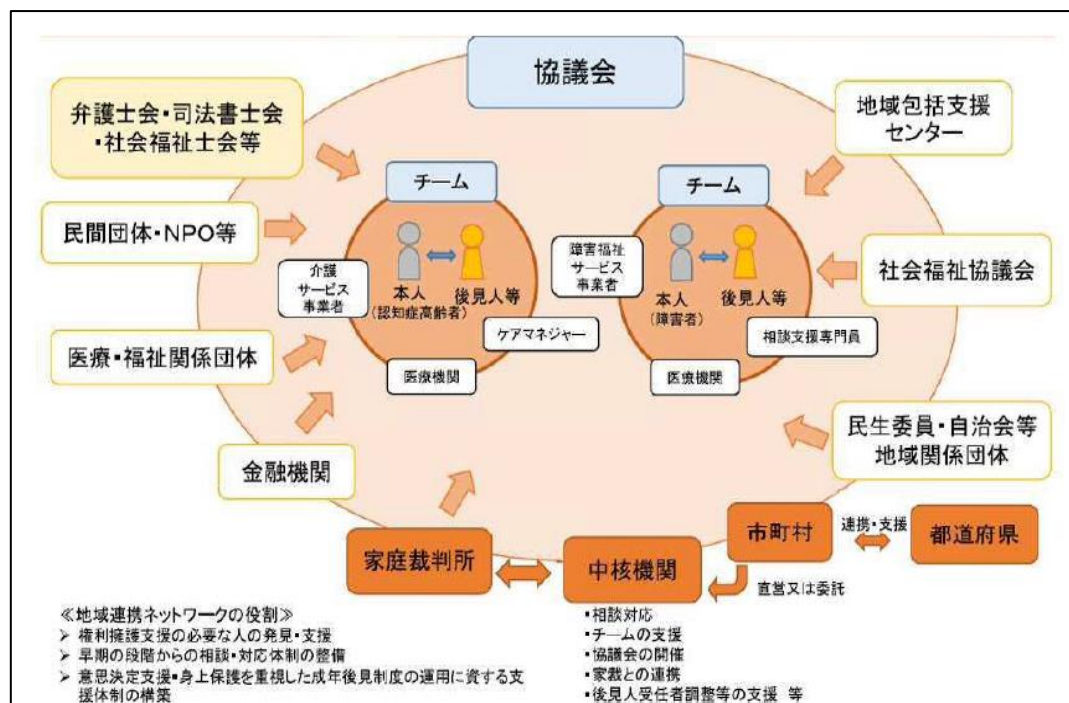
成年後見制度とは・・・

認知症や精神上の障がいにより、判断能力が不十分であるために契約等の法律行為における意思決定が困難な人について、成年後見人・保佐人・補助人がその判断能力を補うことによって、その人の生命・身体・自由・財産等の権利を擁護することです。

【主な取組】

事業名	事業概要	主担当課
成年後見制度の普及啓発	成年後見制度の理解、制度の利用を必要とする高齢者や家族等への認知度を高めるため、パンフレットの配布や講演会の開催などを通じて成年後見制度の普及啓発を図ります。	高齢者支援課
成年後見制度利用支援事業	成年後見制度の利用が必要な状況にあるが、4親等以内の親族に申立人がおらず、成年後見審判請求審査会において成年後見制度の利用が必要と認められた高齢者等に対して、市長が申立を行います。 また、後見人等に支払う報酬の助成(一部又は全部)を行います。	高齢者支援課 社会福祉課
「日常生活自立支援事業(福祉サービス利用援助事業)」	支援計画に基づき、定期的に訪問することで、福祉サービスの利用援助や日常的な金銭管理等を行うことにより自立した地域生活を支援します。	社会福祉協議会
地域連携ネットワークの推進	「成年後見制度利用促進基本計画」を勘案し、成年後見制度の利用の促進のため、高齢者担当と障がい者担当の部署、社会福祉協議会等の関係機関が連携し、権利擁護支援が必要な人が、必要な制度を利用できるよう地域連携ネットワークの構築に努め、その核となる中核機関の整備に取り組みます。	高齢者支援課 社会福祉課
市民後見人等の養成	高齢者の増加とともに認知症の人も増える中で、成年後見制度の必要性が高まることから、市民後見人の養成について検討していきます。	高齢者支援課 社会福祉課

権利擁護支援における地域連携ネットワークのイメージ



(4)医療と介護の連携の推進

① 在宅医療・介護連携の推進

医療と介護の両方を必要とする状態の高齢者が、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、切れ目のない在宅医療と介護の提供体制の構築のため、地域の実情に応じ、4つの場面(①日常の療養支援、②入退院支援、③急変時の対応、④看取り)に沿った取組を進めていきます。

医療と介護の関係機関等との連携や在宅医療と介護のサービスにおける効果的で一体的な提供体制の構築を目指します。

【主な取組】

事業名	事業概要	主担当課
在宅医療・介護連携の推進	- i)地域の医療・介護の資源の把握 地域の医療機関・介護事業所の情報を把握、整理しリストやマップを作成します。 - ii)在宅医療・介護連携の課題の抽出 データ分析等により課題の抽出を行います。 - iii)切れ目のない在宅医療と在宅介護の提供体制の構築推進 医師会等と連携し地域の医療・介護関係者が参画する会議により対応策を検討します。 - iv)在宅医療・介護関係者に関する相談支援 在宅医療・介護に関する相談窓口を通じて関係者への相談支援を行います。 - v)地域住民への普及啓発 在宅医療や介護に関する講演会等により普及啓発を行います。 - vi)医療・介護関係者の研修 地域の医療・介護関係者の連携を実現するため、多職種によるグループワーク等の研修を行います。	高齢者支援課

3 高齢者にやさしい地域づくりの推進

(1) 高齢者の住まい・環境づくりへの支援

① 住まい・移動の確保

高齢者が、それぞれのライフスタイルに対応した住まいの確保に向けた支援を図ります。

また、高齢者の移動の利便性を向上し、外出の機会を創出するため、移動手段の確保やバリアフリー化に向けた取組を推進します。

【主な取組】

事業名	事業概要	主担当課
養護老人ホームへの入所措置	経済的・環境的理由により家庭生活が困難な高齢者等を対象とした養護老人ホームの運営支援を行い、入所が必要な方の措置を行います。	高齢者支援課
多様な住まいの確保	高齢者の生活ニーズにあった住まいが提供されることが重要です。持家、賃貸住宅に加え、市営住宅、有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅等、様々な高齢者向けの住まいについて、庁内担当部署と連携を図りながら情報収集に努めるとともに、必要な情報提供を行います。	都市整備課 高齢者支援課
移動交通手段の確保	第3次東金市地域公共交通計画(令和5年2月策定)に沿って、持続可能な地域公共交通ネットワークの再編に取り組みます。	地域振興課
公共交通機関のバリアフリー化の推進	「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」(バリアフリー法)に基づく「移動円滑化の促進に関する基本方針」では、鉄道駅の1日の平均利用者数が3,000人以上の駅について、令和7年度を目標に、原則バリアフリー化することとされています。1日の平均利用者数が3,000人以上である求名駅については、JR東日本千葉支社、JR東金線複線化促進協議会の構成市町でバリアフリー化に関する協議を継続していきます。	地域振興課
福祉有償運送	福祉有償運送は、ひとりで交通機関を利用することが難しい方を対象に、車での移動、乗り降りの介助、通院や買い物の付き添いを有償で提供するもので、運営協議会での協議を経て、国の登録を受けたNPO法人等が自家用車を使用して行います。 今後、ひとり暮らしの世帯や高齢者のみの世帯等が増加し需要が見込まれることから、適正な運営の確保のため、運営協議会において必要事項の協議を行います。	社会福祉課
ふれあい移動サービス(自家用有償旅客運送事業)	市民の参加と協力を得て、高齢者や障がいなどのために、単独で公共交通機関を使って移動できない方の外出を福祉車両を使用してサポートします。	社会福祉協議会
ケアタクシー事業	要介護の認定があり、通院等乗降介助の必要性がある方に対し、定期通院のためのケアタクシー利用等の運賃助成を行います。	高齢者支援課

第4章 施策の展開

■実績と目標■

	項目	第9次実績			第10次見込み		
		R3	R4	R5	R6	R7	R8
養護老人ホーム	措置者数(人)	7	6	5	5	5	5
ふれあい移動サービス	利用者数(人)	51	60	55	55	55	55
	延べ実施回数(回)	846	928	1,008	1,008	1,008	1,008

※令和5年度の実績は見込値

≪特定施設入居者生活介護の指定を受けていないものの設置状況≫

(令和6年1月1日現在)

	箇所数	総定員数
住宅型有料老人ホーム	15	175
サービス付き高齢者向け住宅	2	46
ケアハウス	1	15

(2)地域の見守り・防災・防犯の推進

① 安全・安心な生活環境づくりの推進

生活環境の整備や見守り体制、防災・防犯対策の推進を図り、誰もが安全で安心して暮らせる環境づくりに努めます。

防犯体制や消費者保護については、高齢者を対象とした電話de詐欺(特殊詐欺)や悪質商法などへの注意喚起や相談活動などを引き続き実施します。

また、高齢者の交通安全に対する意識を高めるべく、交通安全教育や啓発活動の充実を図るとともに、警察や防犯組合、交通安全協会などの関係機関や、自治会や防犯パトロール隊などの地域団体と連携した地域ぐるみの防犯・交通安全体制の整備を推進します。

【主な取組】

事業名	事業概要	主担当課
民生児童委員の見守り活動との連携	民生児童委員は、厚生労働大臣から委嘱された非常勤の地方公務員として、それぞれの担当地域で高齢者などの安否確認や見守りを行い、困り事などの解決のために行政や関係機関とのパイプ役を務めています。 また、市とも連携し、高齢者世帯の状況調査等を行っています。	社会福祉課

事業名	事業概要	主担当課
高齢者見守り事業協定に基づく事業者との連携	高齢者に対する見守り活動を推進するため、市内で活動する事業者との間で「高齢者見守り協定」を締結しています。事業者が配達などの日常業務を行う際に高齢者の見守りを行うことで、異変を発見した際の早期対応につなげます。協力事業者の拡大に努め、見守り活動の強化を図ります。	高齢者支援課
救急医療情報キットの配布	ひとり暮らしの高齢者に、救急搬送時に必要な持病や親族の連絡先等の情報を記入した救急情報シートを保管する筒状の救急医療情報キットを配布します。	高齢者支援課
ささえあいサービス	日常生活に支障のある高齢者や重度障がい者に対して、孤独感の解消や見守りを目的として地区のボランティアが、友愛訪問を月2回行います。	社会福祉協議会
交通安全対策	交通安全意識の高揚を図るため、地域の老人クラブ等にて警察及び交通安全協会と連携を図り、交通安全教室を開催します。	消防防災課
防犯対策	電話de詐欺(特殊詐欺)や悪質商法等の被害者の多くが一人暮らしの高齢者であるため、電話de詐欺(特殊詐欺)の前兆電話や不審者等の目撃情報を東金市公式LINE等にて周知し、注意喚起を図ります。 また、老人クラブ等に対し防犯講話を実施し、手口や撃退方法を伝えることにより被害の防止に努めます。	消防防災課
消費生活相談	悪徳商法やワンクリック詐欺、定期購入などのトラブルが多発しています。 消費者トラブルの実例や対策を広報及びホームページ等を通して、市民への注意喚起を行うとともに、消費生活センターの周知を図ります。	商工観光課
福祉のまちづくり	樹木の剪定や、遊具の点検などの管理を行い、自然とのふれあいや、健康運動、レクリエーション活動の拠点となるような、安心安全に利用できる都市公園の維持管理を推進していきます。また、高齢者など歩行者が安全安心に通行することができるように道路(歩道)の整備を順次進めていきます。	都市整備課 建設課

■実績と目標■

	項目	第9次実績			第10次見込み		
		R3	R4	R5	R6	R7	R8
交通安全教室	開催数(回)	－	9	6	20	20	20
	参加者数(人)	－	137	287	900	900	900

※令和5年度の実績は見込値

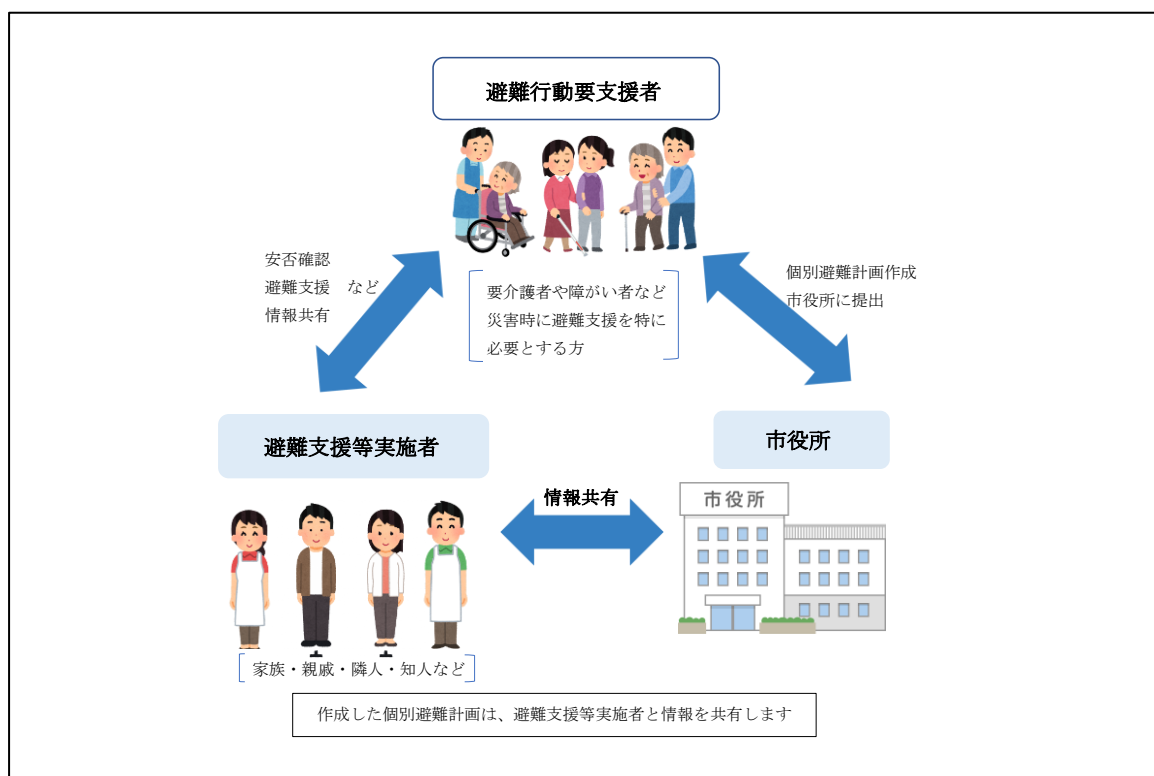
② 災害時における高齢者支援体制の確立

災害の発生に備えて、避難に支援が必要な人の名簿（避難行動要支援者名簿）や個別避難計画を作成し、関係機関等との共有を図り、地域における避難支援体制づくりを推進するとともに、避難情報や災害情報等の伝達機能の整備を図ります。

【主な取組】

事業名	事業概要	主担当課
避難行動要支援者名簿の作成・活用	「避難行動要支援者名簿」の随時更新や「個別避難計画」作成による名簿の補完を図るとともに、避難支援等関係機関等へ平時より「同意者名簿」を共有し、地域ごとに避難行動要支援者の支援に対する活用方法について関係団体と協議します。 また、同意者名簿の同意率向上に向けた方法を検討します。	消防防災課 社会福祉課 高齢者支援課 健康増進課
避難行動要支援者名簿登載者の個別避難計画の作成・活用	災害時における避難行動要支援者の避難行動については、「避難行動要支援者名簿」登載者一人ひとりの「個別避難計画」を作成し、災害時に備えることが重要です。ハザードマップや避難行動要支援者の状況を考慮しながら、市内全域で順次、作成を進めます。	社会福祉課 高齢者支援課 健康増進課
防災対策の推進	防災行政無線のデジタル化に伴うメディア連携による、ホームページやメール、スマートフォンアプリを活用した文字配信等について周知し、登録者増加を図ります。 また、自主防災組織の設立を促進し、地域防災力の向上を図ります。	消防防災課

個別避難計画の取り組みイメージ図



(3) 認知症施策の推進

① 認知症の普及啓発

認知症は、誰もがなりうる可能性のある疾患であり、多くの人にとって身近なものとなっています。地域で認知症の人を見守り、応援者となる認知症サポーターの養成を進めるとともに、認知症に関する正しい知識と理解が地域全体に広まるよう普及啓発を促進します。

【主な取組】

事業名	事業概要	主担当課
認知症の正しい理解の促進	認知症に関する正しい知識について、広報、ホームページ、リーフレット、講演会等で広く周知します。	高齢者支援課
認知症サポーターの養成	認知症の人と家族を支える地域づくりの推進に向け、認知症に関する正しい知識と理解を持ち、認知症の人や家族に対して、できる範囲での手助けをする「認知症サポーター」を養成します。	高齢者支援課
認知症ケアパスの普及	認知症の進行に合わせて適切なサービス利用の流れを示した「認知症ケアパス」を普及します。また、「認知症ケアパス」等を活用し、認知症に関する相談先を周知します。	高齢者支援課
世界アルツハイマーデー及び月間の周知	世界アルツハイマーデー及び月間等の機会を捉え、広報等による認知症に関する普及啓発や、認知症の日本人の声を発信する機会として活用します。	高齢者支援課

■実績と目標■

	項目	第9次実績			第10次見込み		
		R3	R4	R5	R6	R7	R8
認知症サポーター	養成者数(人)	331	301	300	300	300	300
	累計人数(人)	7,575	7,876	8,176	8,500	8,800	9,100

※令和5年度の実績は見込値

第4章 施策の展開

② 認知症予防への取組

認知症予防とは、認知症の発症を遅らせる、認知症になっても進行を緩やかにする取組です。認知症予防に効果的な生活習慣病の予防、社会参加による社会的孤立の解消等、認知症予防に資する活動を推進します。

【主な取組】

事業名	事業概要	主担当課
認知症予防に資する活動の推進	認知症の発症を遅らせる、又は認知症の進行を緩やかにする認知症予防活動について周知します。生活習慣病の予防、社会参加の促進は認知症予防につながることから、介護予防事業等と連携し推進します。	高齢者支援課

③ 医療的ケアの充実と家族支援

認知症の人に対して、早期発見・早期対応が行えるよう、地域包括支援センター、認知症地域支援推進員、認知症初期集中支援チーム、関係機関等との連携強化、支援体制の充実を推進します。

また、家族介護者の負担軽減が図れるよう、認知症や介護に必要な知識や技術を学ぶ「家族介護教室」や認知症の人や介護者が集う場づくりなどに取り組みます。

【主な取組】

事業名	事業概要	主担当課
認知症地域支援推進員の配置	認知症地域支援推進員を配置し、認知症の人や家族への対応を行うとともに、地域包括支援センター等と連携し、地域における支援体制づくりを進めます。	高齢者支援課
認知症初期集中支援チームの活動の充実	認知症の人やその家族に対し、初期の支援を包括的集中的に行うことで、医療や介護等の適切な支援につなげられるよう認知症初期集中支援チームの活動を推進します。 また、地域包括支援センター、認知症地域支援推進員、認知症疾患医療センターをはじめとした関係機関との連携強化により、相談支援体制の充実を図ります。	高齢者支援課
在宅高齢者家族介護用品支給事業（紙おむつ給付）	紙おむつ等の介護用品が必要な要介護3、要介護4及び要介護5の認定を受けた高齢者等を在宅で介護する家族を対象に、紙おむつ等を給付し、家族の精神的、経済的負担を軽減します。	高齢者支援課
認知症の人及び家族への支援	「認知症カフェ」や「認知症家族交流会」等による認知症の人及びその家族が情報交換する場づくりや、介護に必要な知識等を学ぶ「家族介護教室」を関係機関と連携し開催します。	高齢者支援課

④ 認知症バリアフリーの推進

認知症になることで、外出や交流の機会が減る傾向にあると言われています。

認知症になってからもできる限り住み慣れた地域で普通に暮らし続けていけるよう、生活のあらゆる場面で障壁を減らしていく「認知症バリアフリー」に取り組みます。

【主な取組】

事業名	事業概要	主担当課
東金市認知症高齢者等 見守りシール給付事業	認知症等により徘徊行動が見られる高齢者を介護する家族等に対し見守りシールを給付し、インターネット上の伝言板を利用した連絡を通じて、行方不明等になった高齢者の安全を確保するとともに、家族の精神的負担の軽減を図ります。	高齢者支援課
チームオレンジの体制 構築	ステップアップ講座を実施し、講座を受講した認知症サポーターが、認知症の人やその家族の支援ニーズに合わせ、具体的に支援する仕組み(チームオレンジ)づくりに取り組みます。	高齢者支援課

4 介護サービスの充実と制度の安定的運営

(1) 介護等給付サービスの充実

① 介護等給付サービスの充実

介護を必要とする状態となっても、できる限り住み慣れた地域や家庭で、個人の尊厳を保ちながら、安心して暮らし続けることができるよう、要介護者等の心身の状況や置かれている環境に応じた介護サービスの確保を図るとともに、介護サービス基盤の充実に努めます。

【主な取組】

事業名	事業概要	主担当課
介護等給付サービスの充実	要支援・要介護認定者に対し、介護保険法及び制度に基づく介護保険サービスの提供を行います。 また、サービスの提供にあたっては、市及び地域の実情に適切なものとなるよう努め、不足するサービスについては、広域でのサービス提供等、国・県と連携した体制の整備を図ります。	高齢者支援課

(2)人材の育成と資質向上、介護現場の生産性の向上

① 介護人材の確保・定着・育成

高齢者の増加により介護需要の増加が見込まれる中、介護人材の総合的な確保・定着・育成のための継続的な取組として、国や県等からの情報収集を図りつつ、潜在的人材の再就職や離職防止、定着の促進のため、就職希望者や介護未経験者向けの研修の開催を支援することや、人材育成のため介護サービス事業者を支援することで、市内における安定的な介護人材の確保に努めます。

また、人材確保の取組に加えて、人材不足への対応として、介護ロボットやICT等のテクノロジーの活用により、業務の改善や効率化等を進め、職員の業務負担軽減を図るなど、介護現場の働きやすい職場環境づくりを進めます。その結果、直接的な介護ケア業務など、利用者と職員の接する時間の増加を生み出し、介護サービスの質の向上が図られることから、安定的な介護サービスの提供体制の確保、介護現場の生産性の向上につなげていきます。

【主な取組】

事業名	事業概要	主担当課
人材の育成と資質向上	介護支援専門員(ケアマネジャー)に対し、資質向上のため定期的に情報提供、意見交換、研修会などを開催し、関係機関や関係職種等との連携づくりや個々の介護支援専門員に対する支援を行います。	高齢者支援課
介護に関する入門的研修の開催	これまで介護との関わりがなかった者など、介護未経験者が介護に関する基本的な知識を身につけるとともに、介護の業務に携わるうえで知っておくべき基本的な技術を学ぶことができる研修を実施します。	高齢者支援課
介護人材バンク機能強化事業	介護分野への就業を希望する者や関心を持つ者を実際の就業や定着につなげるため、サービス種別や地域ごとの合同面接会や無料職業紹介、入職者が介護の仕事になじめるようなフォロー事業を実施します。	高齢者支援課
介護ロボット、ICTテクノロジーの導入支援	千葉県と連携し、事業所に対して介護ロボットやICTの導入に関する助成制度などの情報提供を行います。	高齢者支援課
文書作成に係る負担軽減の促進	国が定める介護サービス事業所の各種申請に係る標準様式を使用するとともに、「電子申請・届出システム」の利用を促進します。	高齢者支援課
職場環境の整備	介護現場の安全性の確保やリスクマネジメントに関して、国が示している事故報告等を活用して、介護現場に対する指導や支援等の取組を進めます。 また、介護事業所におけるハラスメント対策を含めた働きやすい職場づくりに向けた取組を推進します。	高齢者支援課

(3)介護保険制度のよりよい運営

介護保険事業を円滑に運営するため、制度の継続性を確保するとともに、制度の周知と啓発に努めながら、適切なサービスの提供及びさらなる質の向上を図り、介護が必要な方が安心して利用できる環境の整備に努めます。

① サービス基盤整備の方針

サービス基盤整備について、身近で住み慣れた地域において介護サービスが受けられるよう、日常生活圏域を考慮した基盤整備を進める必要があります。

本市においては2圏域によるサービスの整備を進めており、今後とも高齢者人口等の状況を踏まえ、適切な施設整備に努めていきます。

② 介護給付適正化の方針

「介護給付の適正化」は、適切な要介護認定を行うとともに、必要なサービスを過不足なく使えるよう、事業者が適切にサービスを提供するよう促すための取組です。

この取組により、適切なサービスの確保を行うとともに、適正なサービス利用による費用の効率化を通じ、持続可能な介護保険制度の構築を目指しています。

本市における適正化事業では、要介護認定の適正化(認定調査状況チェック)、ケアプランの点検、医療情報との突合・縦覧点検等の主要3事業を中心とした事業の実施が効果的であることから、今後も継続して進めていきます。

第5章 介護保険サービスの見込み

1 サービス見込量の算出手順

サービス見込量の算出は、以下の手順に沿って行います。

1 人口推計

- (1) 65 歳以上～75 歳未満高齢者、75 歳以上高齢者の人口推計
- (2) 介護保険対象者(40 歳以上)の人口推計



2 要介護等認定者数の推計



3 介護保険サービス利用者数の推計

①

施設・居住系サービス



②

標準的居宅(介護予防)サービス
標準的地域密着型(介護予防)サービス



4 サービス事業量の推計

- (1) 各居宅(介護予防)サービス年間利用量(日数、回数等)、利用人数
- (2) 各地域密着型(介護予防)サービス年間利用量(日数、回数等)、利用人数
- (3) 各介護保険施設サービス年間利用人数



5 介護保険給付費の推計

2 総人口及び高齢者人口等の推計

(1) 総人口及び高齢者人口等の推計

総人口は、第9期計画期間(令和6年度～令和8年度)においては、若干の減少傾向にあります。

高齢者人口は、第9期計画期間中も増加し、令和8年度には18,676人となる見込みとなっています。

高齢化率は令和8年度に32.9%と見込まれます。

《高齢者人口等の推計》

単位:人

区分	実績			推計			
	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R22
総人口	57,555	57,493	57,151	57,040	56,894	56,705	50,959
65歳以上人口	17,679	17,919	18,137	18,370	18,529	18,676	18,854
65～69歳	4,439	4,297	4,226	4,197	4,167	4,078	4,232
70～74歳	5,088	5,020	4,912	4,658	4,437	4,260	3,689
75～79歳	3,258	3,502	3,683	4,041	4,384	4,682	3,406
80～84歳	2,353	2,473	2,611	2,718	2,743	2,742	3,089
85～89歳	1,491	1,554	1,598	1,628	1,635	1,708	2,465
90歳以上	1,050	1,073	1,107	1,128	1,164	1,206	1,973
40～64歳人口	19,435	19,426	19,259	19,070	18,938	18,808	15,382
計	37,114	37,345	37,396	37,440	37,467	37,484	34,236
高齢化率(%)	30.7%	31.2%	31.7%	32.2%	32.6%	32.9%	37.0%
後期高齢化率(%)	14.2%	15.0%	15.7%	16.7%	17.4%	18.2%	21.5%

資料:実績は住民基本台帳、推計はコーホート要因法に基づいた独自推計(各年10月1日現在)

(2) 認定者数の推計

認定者数は、第9期計画期間中(令和6年度～令和8年度)においても増加し、令和22年度には3,600人を上回る見込みとなっています。

認定率は、令和8年度に15.1%と見込まれます。

《認定者数の推計》

単位:人

区分	実績			推計			
	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R22
要支援1	316	309	292	289	289	293	349
要支援2	351	351	360	368	373	382	453
要介護1	412	412	404	400	410	424	535
要介護2	521	516	524	527	533	545	662
要介護3	432	421	451	478	494	510	653
要介護4	429	416	411	420	430	444	582
要介護5	219	247	267	275	279	283	371
計	2,680	2,672	2,709	2,757	2,808	2,881	3,605

資料:実績は「介護保険事業報告」月報(各年10月1日現在)推計は「見える化システム」

※要支援・要介護認定者は第2号被保険者を含む

3 居宅・介護予防サービス

居宅サービスは在宅での介護を中心としたサービスです。居宅療養管理指導などの一部のサービスを除き、要介護度ごとに1か月当たりの利用限度額が決められています。

サービス利用者は、介護支援専門員(ケアマネジャー)等と相談しながら、居宅サービス計画(ケアプラン)を作成し、ケアプランに従ってサービスを利用し、費用の1割～3割をサービス事業者に支払います。

(1)訪問介護

介護職員が家庭を訪問して、要介護者に、入浴・排せつ・食事等の介護その他の必要な日常生活上の支援を行います。

		実績値			見込量		
		R3	R4	R5	R6	R7	R8
訪問介護	回/月	13,001	13,460	13,866	14,916	15,444	16,039
	人/月	480	494	494	524	541	560

※令和5年度の実績は見込値

(2)訪問入浴介護・介護予防訪問入浴介護

看護師や介護職員が移動入浴車等で家庭を訪問し、浴槽を家庭に持ち込んで要介護者(要支援者)の入浴の介護を行い、身体の清潔の保持、心身機能の維持等を図ります。

		実績値			見込量		
		R3	R4	R5	R6	R7	R8
訪問入浴介護	回/月	231	236	249	273	276	286
	人/月	50	52	51	56	57	59
介護予防 訪問入浴介護	回/月	0	0	0	0	0	0
	人/月	0	0	0	0	0	0

※令和5年度の実績は見込値

(3) 訪問看護・介護予防訪問看護

看護師が家庭を訪問して、疾患のある要介護者(要支援者)に、主治医の指示に基づいた療養上の世話や必要な診療の補助を行います。

		実績値			見込量		
		R3	R4	R5	R6	R7	R8
訪問看護	回/月	1,145	1,264	1,522	1,622	1,679	1,733
	人/月	145	163	183	195	202	208
介護予防 訪問看護	回/月	130	105	106	106	106	113
	人/月	13	13	17	17	17	18

※令和5年度の実績は見込値

(4) 訪問リハビリテーション・介護予防訪問リハビリテーション

理学療法士、作業療法士、言語聴覚士が家庭を訪問して、要介護者(要支援者)に、心身機能の維持回復や日常生活の自立に向けたリハビリテーションを行います。

		実績値			見込量		
		R3	R4	R5	R6	R7	R8
訪問リハビリ テーション	回/月	514	394	473	488	488	502
	人/月	38	33	35	36	36	37
介護予防 訪問リハビリ テーション	回/月	86	80	66	66	66	66
	人/月	7	8	8	8	8	8

※令和5年度の実績は見込値

(5) 居宅療養管理指導・介護予防居宅療養管理指導

医師、歯科医師、薬剤師、歯科衛生士、管理栄養士などが家庭を訪問し、通院が困難な要介護者(要支援者)について、心身の状況や置かれている環境等を把握して、療養上の管理や指導を行います。

		実績値			見込量		
		R3	R4	R5	R6	R7	R8
居宅療養管理 指導	人/月	321	366	389	416	429	445
介護予防居宅 療養管理指導	人/月	15	17	20	22	22	22

※令和5年度の実績は見込値

(6)通所介護

デイサービスセンター等への通所により、入浴・排せつ・食事等の介護その他の日常生活上の支援や機能訓練を行います。要介護者の心身機能の維持とともに、社会的孤立感の解消や家族の介護負担の軽減を図ります。

		実績値			見込量		
		R3	R4	R5	R6	R7	R8
通所介護	回/月	3,931	3,841	4,499	4,783	4,902	5,089
	人/月	361	358	413	439	450	467

※令和5年度の実績は見込値

(7)通所リハビリテーション・介護予防通所リハビリテーション

介護老人保健施設などへの通所により、要介護者(要支援者)の心身機能の維持回復を図り、日常生活の自立を助けるための理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーションを行います。

		実績値			見込量		
		R3	R4	R5	R6	R7	R8
通所リハビリテーション	回/月	2,037	1,911	1,774	1,891	1,938	2,002
	人/月	212	209	195	208	213	220
介護予防通所リハビリテーション	人/月	28	23	30	31	32	32

※令和5年度の実績は見込値

(8)短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護

介護老人福祉施設などへの短期間の入所により、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の支援や機能訓練などを行います。要介護者(要支援者)の心身機能の維持とともに、社会的孤立感の解消や家族の介護負担の軽減を図ります。

		実績値			見込量		
		R3	R4	R5	R6	R7	R8
短期入所生活介護	日/月	1,580	1,669	1,689	1,820	1,883	1,971
	人/月	95	97	113	121	125	130
介護予防短期入所生活介護	日/月	4	0	2	2	2	2
	人/月	1	0	1	1	1	1

※令和5年度の実績は見込値

(9)短期入所療養介護・介護予防短期入所療養介護

介護老人保健施設や介護医療院などへの短期間の入所により、看護、医学的管理下における介護、機能訓練その他必要な医療及び日常生活上の支援を行い、要介護者(要支援者)の療養生活の質の向上や家族の介護負担の軽減を図ります。

		実績値			見込量		
		R3	R4	R5	R6	R7	R8
短期入所療養介護(老健)	日/月	62	92	143	143	143	151
	人/月	8	11	15	15	15	16
短期入所療養介護(病院等)	日/月	0	0	0	0	0	0
	人/月	0	0	0	0	0	0
短期入所療養介護(介護医療院)	日/月	0	0	0	0	0	0
	人/月	0	0	0	0	0	0
介護予防短期入所療養介護(老健)	日/月	1	1	3	3	3	3
	人/月	0	0	1	1	1	1
介護予防短期入所療養介護(病院等)	日/月	0	0	0	0	0	0
	人/月	0	0	0	0	0	0
介護予防短期入所療養介護(介護医療院)	日/月	0	0	0	0	0	0
	人/月	0	0	0	0	0	0

※令和5年度の実績は見込値

(10)特定施設入居者生活介護・介護予防特定施設入居者生活介護

介護保険法に基づく指定を受けた有料老人ホームなどに入居している要介護者(要支援者)に、特定施設サービス計画(ケアプラン)に基づいて、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の支援や、機能訓練、療養上の世話を行います。

		実績値			見込量		
		R3	R4	R5	R6	R7	R8
特定施設入居者生活介護	人/月	46	46	41	42	42	43
介護予防特定施設入居者生活介護	人/月	8	6	5	5	5	5

※令和5年度の実績は見込値

(11)福祉用具貸与・介護予防福祉用具貸与

要介護者(要支援者)に、日常生活の便宜を図るためや機能訓練のための福祉用具を貸与します。

		実績値			見込量		
		R3	R4	R5	R6	R7	R8
福祉用具貸与	人/月	815	838	865	924	952	987
介護予防福祉用具貸与	人/月	163	174	168	176	178	181

※令和5年度の実績は見込値

(12)特定福祉用具・特定介護予防福祉用具購入費

要介護者(要支援者)の日常生活の便宜を図るため、入浴や排せつ等に用いるもので、貸与になじまない福祉用具の購入費の一部を支給します。

※令和6年4月から、固定用スロープや歩行器など、一部の福祉用具については貸与と購入の選択制となります。

		実績値			見込量		
		R3	R4	R5	R6	R7	R8
特定福祉用具購入費	人/月	12	10	10	10	10	10
特定介護予防福祉用具購入費	人/月	4	3	7	7	7	7

※令和5年度の実績は見込値

(13)住宅改修・介護予防住宅改修

要介護者(要支援者)の自宅の生活環境を改善するため、手すりの取付けや段差の解消等の改修費の一部を支給します。

		実績値			見込量		
		R3	R4	R5	R6	R7	R8
住宅改修	人/月	8	8	10	10	10	10
介護予防住宅改修	人/月	5	6	6	6	6	6

※令和5年度の実績は見込値

(14)居宅介護支援・介護予防支援

居宅サービスの適切な利用のために、要介護者(要支援者)の心身の状況、置かれている環境、意向等を勘案して、介護支援専門員(ケアマネジャー)が居宅サービス計画(ケアプラン)の作成を行います。また、計画に基づいた居宅サービス利用のための事業者との連絡調整や、心身の状況等の定期的な確認(モニタリング)、施設サービスなどを希望する場合に情報提供を行います。

		実績値			見込量		
		R3	R4	R5	R6	R7	R8
居宅介護支援	人/月	1,137	1,130	1,127	1,194	1,231	1,275
介護予防支援	人/月	182	195	191	199	201	205

※令和5年度の実績は見込値

4 施設サービス

施設サービスは、次に掲げる3種類の施設で提供されています。

(1)介護老人福祉施設

常時介護が必要で、家庭での生活が困難な場合に入所する施設で、要介護者に、入浴・排せつ・食事等の介護、その他の日常生活上の支援や機能訓練、健康管理及び療養上の世話を行います。

		実績値			見込量		
		R3	R4	R5	R6	R7	R8
介護老人福祉施設	人/月	331	340	336	346	346	346

※令和5年度の実績は見込値

(2)介護老人保健施設

病状が安定して在宅復帰を目指す場合に入所する施設で、要介護者に、リハビリテーションを中心とした看護、医学的管理下での介護、機能訓練その他必要な医療及び日常生活上の支援を行います。

		実績値			見込量		
		R3	R4	R5	R6	R7	R8
介護老人保健施設	人/月	108	97	94	97	97	97

※令和5年度の実績は見込値

(3)介護医療院

長期療養のための医療と介護が必要な場合に入所する施設で、要介護者に、日常的な医学管理、ターミナルケア、日常生活上の支援などを行います。

		実績値			見込量		
		R3	R4	R5	R6	R7	R8
介護医療院	人/月	1	3	3	3	3	3

※令和5年度の実績は見込値

5 地域密着型サービス

住み慣れた地域を離れずに生活を続けられるように、地域の特性に応じた柔軟な体制で提供されるサービスです。

(1) 定期巡回・随時対応型訪問介護看護

日中・夜間を通じた訪問介護と訪問看護の一体的なサービスとして、介護職員や看護師が要介護者の家庭へ短時間の定期巡回と随時の対応を行います。

		実績値			見込量		
		R3	R4	R5	R6	R7	R8
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	人/月	0	1	2	2	2	2

※令和5年度の実績は見込値

(2) 夜間対応型訪問介護

夜間等の時間帯に、介護職員が要介護者の家庭に定期巡回、又は緊急時等に訪問し、訪問介護を行います。

		実績値			見込量		
		R3	R4	R5	R6	R7	R8
夜間対応型訪問介護	人/月	0	0	0	0	0	0

※令和5年度の実績は見込値

(3)認知症対応型通所介護・介護予防認知症対応型通所介護

認知症の要介護者(要支援者)に、専門的なケアによる通所介護を行います。

		実績値			見込量		
		R3	R4	R5	R6	R7	R8
認知症対応型通所介護	回/月	292	303	366	375	391	400
	人/月	27	29	35	36	37	38
介護予防認知症対応型通所介護	回/月	0	0	0	0	0	0
	人/月	0	0	0	0	0	0

※令和5年度の実績は見込値

(4)小規模多機能型居宅介護・介護予防小規模多機能型居宅介護

通いを中心に、要介護者(要支援者)の状況に応じて、訪問や宿泊を組み合わせ、日常生活上の支援や機能訓練を行います。

		実績値			見込量		
		R3	R4	R5	R6	R7	R8
小規模多機能型居宅介護	人/月	64	58	60	63	64	67
介護予防小規模多機能型居宅介護	人/月	12	10	8	8	8	8

※令和5年度の実績は見込値

(5)認知症対応型共同生活介護・介護予防認知症対応型共同生活介護

共同生活を営むべき住居で、認知症の要介護者(要支援者)に、入浴、排せつ、食事等の介護、その他の日常生活上の支援及び機能訓練を行います。

		実績値			見込量		
		R3	R4	R5	R6	R7	R8
認知症対応型共同生活介護	人/月	90	98	94	98	100	103
介護予防認知症対応型共同生活介護	人/月	0	0	0	0	0	0

※令和5年度の実績は見込値

(6)地域密着型特定施設入居者生活介護

定員29人以下の介護保険法に基づく指定を受けた有料老人ホームなどに入居している要介護者に、特定施設サービス計画(ケアプラン)に基づいて、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の支援や、機能訓練、療養上の世話をを行います。

		実績値			見込量		
		R3	R4	R5	R6	R7	R8
地域密着型特定施設入居者生活介護	人/月	0	0	0	0	0	0

※令和5年度の実績は見込値

(7)地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

定員29人以下の小規模な特別養護老人ホームで、要介護者に入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の支援、機能訓練、健康管理及び療養上の世話をを行います。

		実績値			見込量		
		R3	R4	R5	R6	R7	R8
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	人/月	0	0	0	0	0	0

※令和5年度の実績は見込値

(8)看護小規模多機能型居宅介護(複合型サービス)

小規模多機能型居宅介護と訪問看護の一体的なサービスとして、要介護者の状況に応じて、通い、泊まり、訪問を組み合わせで介護や看護を行います。

		実績値			見込量		
		R3	R4	R5	R6	R7	R8
看護小規模多機能型居宅介護	人/月	4	22	28	29	30	30

※令和5年度の実績は見込値

(9)地域密着型通所介護

定員18人以下の小規模なデイサービスセンター等で、要介護者に通所介護を行います。

		実績値			見込量		
		R3	R4	R5	R6	R7	R8
地域密着型 通所介護	回/月	1,409	1,517	1,306	1,364	1,416	1,457
	人/月	154	163	139	145	150	154

※令和5年度の実績は見込値

6 市町村特別給付

上乗せ・横出しサービスとなる市町村特別給付は、全額介護保険料から賄う市の独自事業としてサービスを実施しています。

サービス開始時に比べ、高齢者が利用できる移送サービスが拡充してきましたが、介助の必要な要介護認定者の移送手段として、事業内容について他のサービスとの比較や対象者の範囲、利用方法などを精査しながら、継続実施をしていきます。

(1)ケアタクシー事業

要介護の認定があり、通院等乗降介助の必要性がある方に対し、定期通院のためのケアタクシー利用時の運賃助成を行います。

		実績値			見込量		
		R3	R4	R5	R6	R7	R8
ケアタクシー 事業	千円	5,107	4,664	4,322	4,909	5,020	5,162

※令和5年度の実績は見込値

7 介護予防・日常生活支援総合事業

介護予防・日常生活支援総合事業において、要支援者、介護予防・生活支援サービス事業対象者(基本チェックリストを用いた簡易な形で要支援者に相当する状態等と判断された者)に対し提供する事業です。

従来の介護事業所による専門的なサービスに加え、NPOや民間企業、ボランティアなどの地域の多様な主体によるサービス等を展開することにより、介護予防・生活支援サービスを総合的に提供します。

(1) 訪問型サービス

要支援者等の居宅を訪問し、食事や入浴の介助、掃除、洗濯等のサービスを提供することで、日常生活上の支援を行います。

		実績値			見込量		
		R3	R4	R5	R6	R7	R8
訪問型サービス(現行型)	人/月	113	112	109	113	115	119
訪問型サービスA	人/月	6	6	6	7	7	7
訪問型サービスB	人/月	4	4	2	3	4	4

※令和5年度の実績は見込値

(2) 通所型サービス

要支援者等を対象に、自宅以外の場所へ通所し、生活機能の維持向上のための体操やレクリエーション等を提供することで、日常生活上の支援を行います。

		実績値			見込量		
		R3	R4	R5	R6	R7	R8
通所型サービス(現行型)	人/月	125	127	117	111	118	119
通所型サービスB	人/月	2	1	1	1	1	1
通所型サービスC	人/月	—	—	7	12	15	18

※令和5年度の実績は見込値

(3) 介護予防ケアマネジメント

要支援者等に対し、心身の状況や置かれている環境等に応じて、総合事業におけるサービス等が適切に提供され自立支援につながるよう、介護予防ケアマネジメントを実施します。

		実績値			見込量		
		R3	R4	R5	R6	R7	R8
介護予防ケア マネジメント	人/月	125	125	116	118	127	131

※令和5年度の実績は見込値

8 保険料の算定

保険料は、人口推計等を参考にした要支援・要介護認定者数と、サービスの利用者数に基づき各サービスの給付費の見込みを算出、この総給付費の見込みに特定入所者介護サービス費や高額介護サービス等の給付費等を合算した標準給付費と地域支援事業費の見込みの合計から算定します。

(1) 介護サービス給付費の推計

《介護給付費の見込み》

単位：千円

サービス種類	R6	R7	R8	R22
居宅サービス				
訪問介護	552,624	572,804	594,709	733,955
訪問入浴介護	41,176	41,815	43,266	53,887
訪問看護	96,187	99,790	102,994	127,158
訪問リハビリテーション	17,406	17,428	17,930	23,213
居宅療養管理指導	53,440	55,186	57,288	70,816
通所介護	488,525	501,521	521,176	642,458
通所リハビリテーション	206,970	212,853	219,974	270,986
短期入所生活介護	190,928	197,701	207,296	258,011
短期入所療養介護(老健)	21,690	21,717	22,959	30,220
短期入所療養介護(病院等)	0	0	0	0
短期入所療養介護(介護医療院)	0	0	0	0
福祉用具貸与	176,204	181,781	188,667	232,341
特定福祉用具購入費	3,786	3,786	3,786	5,308
住宅改修	9,861	9,861	9,861	13,780
特定施設入居者生活介護	103,389	103,520	105,618	140,346
地域密着型サービス				
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	2,652	2,655	2,655	2,655
夜間対応型訪問介護	0	0	0	0
地域密着型通所介護	138,907	144,621	148,928	184,883
認知症対応型通所介護	56,944	59,598	60,760	78,523
小規模多機能型居宅介護	155,313	158,530	165,878	210,024
認知症対応型共同生活介護	305,826	312,740	322,006	413,185
地域密着型特定施設入居者生活介護	0	0	0	0
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	0	0	0	0
看護小規模多機能型居宅介護	102,405	106,511	106,511	142,761
介護保険施設サービス				
介護老人福祉施設	1,171,530	1,173,012	1,173,012	1,640,908
介護老人保健施設	371,113	371,583	371,583	514,078
介護医療院	14,823	14,842	14,842	19,789
居宅介護支援	227,993	235,594	244,228	301,289
介護サービスの総給付費(Ⅰ)	4,509,692	4,599,449	4,705,927	6,110,574

第5章 介護保険サービスの見込み

≪予防給付費の見込み≫

単位:千円

サービス種類	R6	R7	R8	R22
介護予防サービス				
介護予防訪問入浴介護	0	0	0	0
介護予防訪問看護	6,221	6,229	6,636	8,264
介護予防訪問リハビリテーション	2,273	2,276	2,276	2,918
介護予防居宅療養管理指導	2,548	2,551	2,551	2,955
介護予防通所リハビリテーション	13,239	13,767	13,767	16,363
介護予防短期入所生活介護	126	126	126	126
介護予防短期入所療養介護(老健)	391	391	391	391
介護予防短期入所療養介護(病院等)	0	0	0	0
介護予防短期入所療養介護(介護医療院)	0	0	0	0
介護予防福祉用具貸与	18,680	18,921	19,281	22,770
特定介護予防福祉用具購入費	2,768	2,768	2,768	3,164
介護予防住宅改修	7,927	7,927	7,927	9,303
介護予防特定施設入居者生活介護	4,717	4,723	4,723	5,754
地域密着型介護予防サービス				
介護予防認知症対応型通所介護	0	0	0	0
介護予防小規模多機能型居宅介護	7,218	7,227	7,227	8,308
介護予防認知症対応型共同生活介護	0	0	0	0
介護予防支援	11,494	11,625	11,857	14,055
介護予防サービスの総給付費(Ⅱ)	77,602	78,531	79,530	94,371

≪総給付費の見込み≫

単位:千円

	R6	R7	R8	R22
合計 (Ⅰ)+(Ⅱ)	4,587,294	4,677,980	4,785,457	6,204,945

(2)標準給付費及び地域支援事業費の推計

《標準給付費の見込み》

単位:千円

	R6	R7	R8	R22
標準給付費				
総給付費(A+B)	4,587,294	4,677,980	4,785,457	6,204,945
介護給付費(A)	4,509,692	4,599,449	4,705,927	6,110,574
予防給付費(B)	77,602	78,531	79,530	94,371
特定入所者介護サービス費等給付額	150,632	153,613	157,606	194,222
高額介護サービス費等給付額	122,966	126,317	129,606	147,725
高額医療合算介護サービス費等給付額	15,003	15,393	15,793	18,332
算定対象審査支払手数料	3,325	3,392	3,459	4,273
標準給付費合計(Ⅲ)	4,879,220	4,976,694	5,091,921	6,569,496

《地域支援事業費の見込み》

単位:千円

	R6	R7	R8	R22
地域支援事業費				
地域支援事業費合計(Ⅳ)	150,581	154,979	159,222	143,797

《標準給付費と地域支援事業費の見込み(合計)》

単位:千円

	R6	R7	R8	R22
標準給付費+地域支援事業費				
標準給付費合計(Ⅲ)	4,879,220	4,976,694	5,091,921	6,569,496
地域支援事業費合計(Ⅳ)	150,581	154,979	159,222	143,797
合計	5,029,800	5,131,673	5,251,143	6,713,293

※端数処理の関係で計算が一致しない場合があります。

(3)所得段階別保険料の設定

介護給付及び予防給付に要する費用と地域支援事業費の財源は、国・県・市の負担金、国の調整交付金、第1号被保険者(65歳以上)の保険料、第2号被保険者(40歳から64歳)の保険料で構成されています。

国は、介護保険制度の持続可能性を確保する観点から、今後の介護給付費の増加を見据え、第9期計画期間から第1号被保険者の保険料の段階について、標準9段階から標準13段階に改めました。

本市では、国と同様に高齢者の増加に伴う介護給付費の増加が見込まれる中、介護給付費準備基金の活用により、保険料の上昇を抑制します。

《被保険者数の見込み》

単位:人

所得段階	対 象 者	R6	R7	R8
第1段階	生活保護受給者、老齢福祉年金受給者であって世帯全員が市民税非課税の人及び世帯全員が市民税非課税で、前年の課税年金収入と合計所得金額の合計が80万円以下の人	3,031	3,057	3,082
第2段階	世帯全員が市民税非課税で、前年の課税年金収入と合計所得金額の合計が80万円超120万円以下の人	1,378	1,390	1,401
第3段階	世帯全員が市民税非課税で、前年の課税年金収入と合計所得金額の合計が120万円を超える人	1,194	1,204	1,214
第4段階	世帯の中に市民税課税の人がいるが、本人は市民税非課税で、前年の課税年金収入と合計所得金額の合計が80万円以下の人	2,223	2,242	2,260
第5段階	世帯の中に市民税課税の人がいるが、本人は市民税非課税で、前年の課税年金収入と合計所得金額の合計が80万円を超える人	2,370	2,390	2,409
第6段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が120万円未満の人	3,215	3,243	3,268
第7段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が120万円以上210万円未満の人	2,664	2,687	2,708
第8段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が210万円以上320万円未満の人	1,231	1,241	1,251
第9段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が320万円以上420万円未満の人	404	408	411
第10段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が420万円以上520万円未満の人	184	185	187
第11段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が520万円以上620万円未満の人	110	111	112
第12段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が620万円以上720万円未満の人	92	93	93
第13段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が720万円以上の人	274	278	280
合 計		18,370	18,529	18,676

《介護保険料》

所得段階	対 象 者	基準額に 対する割合 (保険料率)	年額保険料	(参考) 月額保険料
第1段階	生活保護受給者、老齢福祉年金受給者であって世帯全員が市民税非課税の人及び世帯全員が市民税非課税で、前年の課税年金収入と合計所得金額の合計が80万円以下の人	0.455 (0.285)	31,122 円 (19,494 円)	2,593 円 (1,624 円)
第2段階	世帯全員が市民税非課税で、前年の課税年金収入と合計所得金額の合計が80万円超120万円以下の人	0.685 (0.485)	46,854 円 (33,174 円)	3,904 円 (2,764 円)
第3段階	世帯全員が市民税非課税で、前年の課税年金収入と合計所得金額の合計が120万円を超える人	0.69 (0.685)	47,196 円 (46,854 円)	3,933 円 (3,904 円)
第4段階	世帯の中に市民税課税の人がいるが、本人は市民税非課税で、前年の課税年金収入と合計所得金額の合計が80万円以下の人	0.9	61,560 円	5,130 円
第5段階 (基準額)	世帯の中に市民税課税の人がいるが、本人は市民税非課税で、前年の課税年金収入と合計所得金額の合計が80万円を超える人	1.0	68,400 円	5,700 円
第6段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が120万円未満の人	1.2	82,080 円	6,840 円
第7段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が120万円以上210万円未満の人	1.3	88,920 円	7,410 円
第8段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が210万円以上320万円未満の人	1.5	102,600 円	8,550 円
第9段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が320万円以上420万円未満の人	1.7	116,280 円	9,690 円
第10段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が420万円以上520万円未満の人	1.9	129,960 円	10,830 円
第11段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が520万円以上620万円未満の人	2.1	143,640 円	11,970 円
第12段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が620万円以上720万円未満の人	2.3	157,320 円	13,110 円
第13段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が720万円以上の人	2.4	164,160 円	13,680 円

※第1～3段階の保険料については、公費による軽減措置を実施し、()内の保険料率及び額となります

第6章

介護保険制度の円滑な運営

1 施設整備計画

(1) 地域密着型サービス

地域密着型サービスの充実により、市内にお住まいの方が、住み慣れた地域で生活を続けられるような体制整備を図ります。

		R5	R6	R7	R8	R8 未 整備数
認知症対応型 共同生活介護	定員	105	114	114	114	114
	(施設数)	6	7	7	7	7
定期巡回・随時対 応型訪問介護看 護	施設数	0	1	1	1	1

※「定期巡回・随時対応型訪問介護看護」については、定員規定がないため、施設数での整備を進めます。

(2) 施設・居住系サービス

特別養護老人ホームを中心とする施設サービスについては、今後の要介護認定者数が横ばいの推計であること、及び本市とその周辺において特別養護老人ホームの整備が進んでいることなどから、第9期計画期間においては、整備を予定しないこととします。

しかしながら、団塊ジュニア世代が65歳以上となる令和22年(2040年)など中長期的に展望すると、特別養護老人ホームの需要は、より増えていくことが想定されるため、令和9年度からの次期計画での整備について検討していきます。

2 介護給付適正化の方針

(1) 介護給付適正化計画の位置付け

本市では、国及び千葉県の「介護給付適正化計画」に基づき、介護給付適正化を図るため、下記主要3事業について目標値を定め、第9期計画においても引き続き取組を行うことで、効果的な事業の実施を図ります。

① 要介護認定の適正化

要介護認定の適正化については、認定調査全件のチェックを行います。また、認定調査員の資質向上のため、研修会への参加機会を確保します。

② ケアプラン等の点検

ケアプランの点検については、介護支援専門員の「気づき」を促し、資質向上を図るため、問題点や課題を共有しながら行います。

また、住宅改修等の点検については、事前申請時の書面審査だけでなく、必要に応じて訪問調査を実施し、利用者の実情を確認したうえで給付の決定を行います。

③ 医療情報との突合・縦覧点検

医療情報との突合・縦覧点検については、千葉県国民健康保険団体連合会からの情報をもとに、サービスの整合性や算定日数等を点検し、誤請求や重複請求があった場合には事業所へ過誤申立等の指導を行い、適正な給付を実施します。

なお、介護給付費通知についても、サービス利用者に利用実績の確認を促し、第8期に引き続き、事業所の架空請求や過剰請求の防止を図ります。

主要3事業	第9期見込み		
	R6	R7	R8
要介護認定の適正化(%)	100	100	100
ケアプランの点検(事業所数/プラン件数)	4/100	4/100	4/100
医療情報との突合・縦覧点検(件)	500	500	500

3 円滑な事業運営の推進

本市では、市民をはじめ、事業者や協力団体、関係機関等との連携を引き続き図ることで、介護保険の事業が滞ることなく運営できる環境を整備していきます。

(1) 介護保険事業の円滑な運営のための機関

	概要
高齢者保健福祉計画・ 介護保険事業計画懇話会	懇話会は、計画策定に係る内容の検討及び協議を行います。 また、計画策定後においても、現行計画の事業の進捗状況や、重要事項について審議し、介護保険事業の円滑な推進を図ります。
地域密着型サービス運営委員会	委員会は、サービスの指定を行う際の指定基準及び介護報酬を決定しようとするときに、市長に対し意見を述べたり、サービスの質の確保、運営評価等の適正な運営を確保する観点から必要な事項について協議を行います。
地域包括支援センター運営協議会	協議会は、地域包括支援センターの設置や運営、評価等に係る内容について協議を行います。 今後も地域包括支援センターを取り巻く状況等を勘案しつつ、地域包括支援センターが、適切、公正かつ中立的な運営を確保できるよう必要な協議を行います。

(2) 介護保険事業の情報の提供

	概要
介護サービス情報の公表制度の周知	利用者が介護サービス事業者の適切な選択ができるよう、介護サービス情報の公表制度の活用を促し、利用者への周知を図ります。
介護保険制度の周知啓発	介護保険制度への理解と適切な利用を促進するため、市民に対する周知啓発とサービス利用者に対する情報提供を行います。 ア. 市民に対する制度の普及啓発 イ. サービス利用者に対する情報提供
介護保険出前講座	介護保険制度の周知を目的に、介護保険担当職員が講師となって介護保険制度の出前講座を用意しています。市民グループや各種団体を対象に実施します。

(3)介護保険事業の質の向上・確保

	概要
事業者への適切な指導	保険者と事業者の連絡調整、事業者間の連携強化、情報提供などを行うとともに、研修会や集団指導、運営指導などを実施し、介護サービスの適正化や質の向上を図ります。
介護支援専門員などに対する支援	利用者の処遇に関して困難な問題を抱える介護支援専門員(ケアマネジャー)などに対し、地域包括支援センターが中心となって相談対応などの支援を行います。 また、介護支援専門員の質の向上のため、ケアプラン作成指導等の支援を実施します。
苦情相談体制の充実	介護サービスの普及に伴い多様化する困難な苦情に対して、市が窓口となり、関係機関と連携しながら対応します。 また、必要に応じて千葉県国民健康保険団体連合会や福祉サービス運営適正化委員会など第三者機関等につなげます。
福祉サービス第三者評価の受審促進	国や県が進める福祉サービス第三者評価について市内事業者の受審を促進します。
介護人材の確保	不足する介護従事者の確保及び育成を図るため、国・県等からの情報の収集等を図り、市内における安定的な介護人材の確保に努めます。

(4)サービス利用の促進

	概要
低所得者に対する利用者負担の軽減	社会福祉法人等が実施する介護サービス事業について、低所得者の介護保険サービス利用を促進するため、利用者負担軽減策を講じます。
福祉用具購入・住宅改修の受領委任方式	償還払い方式である福祉用具購入や住宅改修について、受領委任方式をとることで、利用者の負担軽減を図ります。

(5)災害や感染症対策に係る体制整備

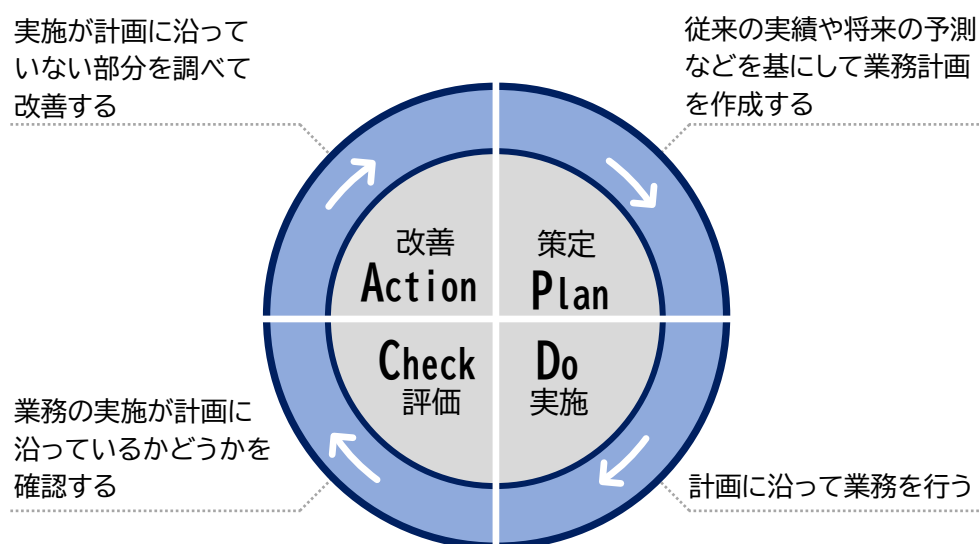
	概要
事業所や施設における自然災害対策の推進	事業所や施設が、地震や風水害に対する防災計画や被災時に重要な業務を継続するため作成された事業継続計画(BCP)の運用について必要な助言や支援を行います。
事業所や施設における感染症対策の推進	事業所や施設で感染症が発生した場合、感染を最小限に抑えとともに、入所者、利用者の生活の継続が確保されるよう支援します。
自宅における介護予防の推進	災害時や感染症の拡大時は、介護予防の取組等も中止や延期、規模の縮小が予想されます。そうしたときに、高齢者が自宅でも体を動かしたり体操等ができるよう「東金市口コモ体操」のDVDを作成し、配布して対応します。
災害時の避難に支援を要する高齢者等への対応	災害発生時に迅速に対応できるよう、高齢者など避難に支援を要する方への対応について、関係機関や関係団体と連携し体制の整備を図ります。

4 計画の進行管理

本計画を効果的かつ実効性のあるものとするために、策定・実施・評価・改善のPDCAサイクルを確立し、管理していきます。

計画に定める取組や目標等の実施・進捗状況を把握し、点検・評価を行い、各サービスの質のさらなる向上に努めていきます。

PDCAサイクルのイメージ



資 料

1 東金市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画懇話会設置要綱

（設置）

第1条 高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画の円滑な策定及び推進等に関し、専門的かつ総合的な立場から意見を聞くため、東金市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画懇話会（以下「懇話会」という。）を設置する。

（所掌事務）

第2条 懇話会は、次の各号に掲げる事項について審議し、提言する。

- （1）老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の8に規定する老人福祉計画の策定及び推進に関すること。
- （2）介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第117条に規定する介護保険事業計画の策定及び推進に関すること。
- （3）その他高齢者の保健及び福祉に関すること。

（組織）

第3条 懇話会は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- （1）保健・医療関係者
- （2）社会福祉関係者
- （3）関係行政機関から推薦された者
- （4）学識経験者
- （5）介護保険に係る被保険者
- （6）介護保険に係る費用負担関係者
- （7）その他市長が必要と認める者

3 委員の任期は、3年以内とする。ただし、委員がかけた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（会長及び副会長）

第4条 懇話会に会長及び副会長を各1名置き、それぞれ委員の互選により定める。

2 会長は、懇話会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長がかけたときは、その職務を代理する。

（会議）

第5条 会議は、会長が招集し、その議長となる。

資 料

2 会長は、必要があると認めたときは、会議に委員以外の者の出席を求め、意見又は説明を聞くことができる。

(庶務)

第6条 懇話会の庶務は、市民福祉部高齢者支援課において処理する。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、懇話会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成20年5月7日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年5月15日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年3月26日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年7月12日から施行する。

2 東金市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画懇話会委員名簿

番号	分 野	所属機関等	氏 名	備 考
1	保健・医療関係	東金皮フ科	米田 洋子	
2		いごう歯科医院	井合 雅彦	
3		介護老人保健施設 あさいケアセンター	野口 孝之介	
4	社会福祉関係	社会福祉法人 福福会	市川 浩	
5		社会福祉法人 ゆりの木会	足立 郁恵	
6		東金市地域密着型サービス事業所 連絡会	齊藤 操	
7		ヘルパーステーション温	田中 久美子	
8		東金市社会福祉協議会	真行寺 洋男	
9		東金市民生児童委員協議会	布留川 哲也	
10		東金市長寿の会連合会	池田 貞良	
11	学識経験者	日本大学名誉教授	片桐 昭泰	会長
12		城西国際大学准教授	橋本 理子	
13	介護保険 被保険者	第1号被保険者	池田 靖彦	
14		第2号被保険者	飛田 和雄	
15	その他	東金市議会 文教厚生常任委員会	佐久間 治行	副会長

3 協議経過

No.	開催日	内 容
1	令和5年 8月22日(火)	(1)次期計画の策定方針等 (2)アンケート調査の実施及び結果概要 (3)今期計画の進捗及び東金市の現状 (4)その他
2	令和5年 11月8日(水)	(1)人口と認定者数の推計 (2)計画の骨子(案) (3)介護基盤の整備の検討 (4)市町村特別給付(ケアタクシー)の概要 (5)その他
3	令和6年 1月31日(水)	(1)第10次高齢者保健福祉計画・第9期介護保険事業計画(案) (2)第9期介護保険料 (3)その他

第10次高齢者保健福祉計画・第9期介護保険事業計画

令和6年3月

発 行: 東金市

編 集: 市民福祉部 高齢者支援課

〒283-8511 千葉県東金市東岩崎 1 番地 1

TEL: 0475(50)1219(直通)
